

目 次

○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	8
◇生方勇二君	8
◇波多野佐和子君	18
◇善養寺 孝君	28
◇清水健一君	38
◇中島由美子君	52
散 会	67

○第2号（3月2日）

議事日程 第2号	69
本日の会議に付した事件	70
出席議員	71
欠席議員	71
説明のため出席した者	71
事務局職員出席者	71
開 議	72
日程第 1 一般質問について	72
◇須田仁美君	72
◇南 千晴君	86

日程第 2	議案第 3号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	101
日程第 3	議案第 4号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	102
日程第 4	議案第 5号	榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	102
日程第 5	議案第 6号	榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	104
日程第 6	議案第 7号	榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	106
日程第 7	議案第 8号	榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	108
日程第 8	議案第 9号	榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定について……………	109
日程第 9	議案第10号	榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	110
日程第10	議案第11号	榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について……………	111
日程第11	議案第12号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	113
日程第12	議案第13号	村道の路線の認定について……………	114
日程第13	議案第14号	村道の路線の変更について……………	114
日程第14	議案第16号	群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について……………	116
日程第15	議案第17号	渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について……………	117
日程第16	議案第18号	令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について……………	119
日程第17	議案第19号	令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について……………	125
日程第18	議案第20号	令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について……………	126
日程第19	議案第21号	令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3	

	号) について……………	1 2 7
日程第 2 0	議案第 2 2 号 令和 3 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算 (第 2 号) について……………	1 2 8
日程第 2 1	議案第 2 3 号 令和 3 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について……………	1 2 9
日程第 2 2	議案第 2 4 号 令和 3 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算 (第 3 号) について……………	1 3 2
日程第 2 3	議案第 2 5 号 令和 3 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第 2 号) について……………	1 3 3
日程第 2 4	議案第 2 6 号 令和 3 年度榛東村上水道事業会計補正予算 (第 4 号) について……………	1 3 5
日程第 2 5	議案第 2 7 号 令和 4 年度榛東村一般会計予算について……………	1 3 7
日程第 2 6	議案第 2 8 号 令和 4 年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ いて……………	1 4 3
日程第 2 7	議案第 2 9 号 令和 4 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて……………	1 4 5
日程第 2 8	議案第 3 0 号 令和 4 年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	1 4 6
日程第 2 9	議案第 3 1 号 令和 4 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて……………	1 4 8
日程第 3 0	議案第 3 2 号 令和 4 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につ いて……………	1 4 9
日程第 3 1	議案第 3 3 号 令和 4 年度榛東村上水道事業会計予算について……………	1 5 0
日程第 3 2	議案第 3 4 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計予算について……………	1 5 2
日程第 3 3	陳情について……………	1 5 4
散 会	……………	1 5 4

○第 3 号 (3 月 1 4 日)

議事日程 第 3 号……………	1 5 5
本日の会議に付した事件……………	1 5 6
出席議員……………	1 5 8
欠席議員……………	1 5 8
説明のため出席した者……………	1 5 8
事務局職員出席者……………	1 5 8

開 議	1 5 9
日程第 1 議案第 1 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	1 5 9
日程第 2 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員長報告）	1 6 0
日程第 3 議案第 3 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 2
日程第 4 議案第 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 2
日程第 5 議案第 5 号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 3
日程第 6 議案第 6 号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 3
日程第 7 議案第 7 号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 4
日程第 8 議案第 8 号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 4
日程第 9 議案第 9 号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 5
日程第 1 0 議案第 1 0 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1 6 5
日程第 1 1 議案第 1 1 号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について	1 6 6
日程第 1 2 議案第 1 2 号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	1 6 6
日程第 1 3 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	1 6 7
日程第 1 4 議案第 1 3 号 村道の路線の認定について	1 6 7
日程第 1 5 議案第 1 4 号 村道の路線の変更について	1 6 8
日程第 1 6 議案第 1 6 号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について	1 6 8
日程第 1 7 議案第 1 7 号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	1 6 9
日程第 1 8 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員長報告）	1 7 0
日程第 1 9 議案第 1 8 号 令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 2 号）について	1 7 2

日程第20	議案第19号	令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について……………	173
日程第21	議案第20号	令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について……………	173
日程第22	議案第21号	令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算(第3 号) について……………	174
日程第23	議案第22号	令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算(第2号) について……………	174
日程第24	議案第23号	令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について……………	175
日程第25	議案第24号	令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算(第3号) について……………	175
日程第26	議案第25号	令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第2号) について……………	176
日程第27	議案第26号	令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4号) について……………	176
日程第28	議案第27号	令和4年度榛東村一般会計予算について……………	177
日程第29	議案第28号	令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ いて……………	178
日程第30	議案第29号	令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につ いて……………	179
日程第31	議案第30号	令和4年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	180
日程第32	議案第31号	令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて……………	181
日程第33	議案第32号	令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につ いて……………	182
日程第34	議案第33号	令和4年度榛東村上水道事業会計予算について……………	183
日程第35	議案第34号	令和4年度榛東村下水道事業会計予算について……………	184
日程第36	陳情の審査報告について(文教厚生常任委員会)	……………	185
日程第37	委員会の閉会中の継続審査について(総務産業建設常任委員会)	……………	187
日程第38	委員会の閉会中の継続審査について(文教厚生常任委員会)	……………	187
日程第39	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	……………	188
日程第40	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	……………	188

日程第4 1	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 8 8
日程第4 2	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 8 8
日程第4 3	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	1 8 8
日程の追加		1 8 9
追加日程第1	議案第35号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第13号） について	1 8 9
追加日程第2	議案第36号 財産の取得について	1 9 0
追加日程第3	発議第1号 村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調 査検討する特別委員会の設置に関する決議	1 9 3
追加日程第4	発議第2号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と平和的解決 を求める決議	1 9 6
議長挨拶		1 9 7
閉 会		1 9 8

令和4年第1回

榛東村議会定例会会議録

第1号

3月1日(火)

令和4年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

令和4年3月1日（火曜日）

議事日程 第1号

令和4年3月1日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

2番	須田 仁美 君	3番	三 俣 実 君
4番	波多野 佐和子 君	5番	中 島 由美子 君
6番	生 方 勇 二 君	7番	善養寺 孝 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清 水 健 一 君
11番	小 山 久 利 君	12番	南 千 晴 君

欠席議員（1名）

1番 齊 藤 将 史 君

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住 民 生 活 課 長	村 上 誠 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	山 口 誠 一 君
建 設 課 長	狩 野 宏 記 君	上 下 水 道 課 長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	浅 見 英 一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	井 口 克 三 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 志 岐 英 代

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和4年第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和4年第1回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し心より御礼申し上げます。

今日から3月に入り、早いもので17期議会がスタートして、あと1か月余りで1年が経とうとしております。

さて、新型コロナウイルス感染症は、県内での感染確認から来月で2年が経過しようとしております。そのような中、昨年11月30日に感染力が非常に強いオミクロン株の感染が国内で初めて確認され、12月下旬からは市中感染と見られる感染が全国各地で確認されました。年明け以降、これまでにない極めて速いスピードで感染拡大が続き、現在は、感染者数の高止まりが見られるものの、医療の逼迫などの懸念を拭うことはできません。群馬県内全市町村を対象としたまん延防止措置が3月6日まで延長される中、国は基本的対処方針を変更し、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化することといたしました。

一方、村では、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、子育て世帯臨時特別支援事業をはじめ、国が実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付の支給要件を拡大し支援を行うなど、村民の安心・安全な暮らしを支える各種事業を展開しているところでございます。

さらに、新型コロナワクチン接種については、本村でも先月から個別及び集団での3回目の接種が開始されました。これらの施策を積極的に実施することとともに、これまでと同様に基本的な感染予防対策を実施しながら、一日も早い感染症の終息を願うばかりでございます。

さて、本定例会につきましても、通告のありました8名の議員による一般質問及び村長から送付された条例改正及び補正予算、令和4年度予算等が提出されております。議員各位には慎重な審議をお願いするとともに、健康に十分留意され、議会運営の特段のご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

これもちまして、開会の挨拶といたします。

令和4年第1回榛東村定例議会をただいまから開会いたします。

出席議員の確認を行います。

齊藤将史議員から親族葬儀のため欠席の届出がありましたので、本日の出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、6番生方勇二議員、7番善養寺孝議員を指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回定例会の会期については、本日から3月14日までの14日間といたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月14日までの14日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小山久利君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） お手元に配付の諸般の報告によりご説明申し上げます。

1、議案書等の受理につきましては、本定例会開催に伴い議案32件を受理いたしました。

2、議員の異動でございますが、榛東村議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において須田議員を議会広報常任委員会委員に指名いたしました。

3、例月現金出納検査の結果でございますが、令和3年11月分及び12月分の検査結果でございます。後ほどご確認ください。

4、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会及び5、群馬県町村議会議長会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。

以上です。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（小山久利君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出がありました。これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、令和4年第1回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議員各位の出席をいただき、定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝を申し上げます。

一昨年（2021年）の1月15日に新型コロナウイルス感染症の我が国最初の感染者が確認されました。2年以上が経過した今に至るまで終息の気配すら感じることができないばかりか、現在、国内において第6波とされる感染拡大が続いているところでございます。次々と変異を続け、世界中の専門家の英知をもってしても封じ込むことができない。残念でなりません。

感染リスクを下げるためには、希望する全ての方が3回目のワクチンを早期に接種できるよう、引き続き医師会、地域の医療機関、薬剤師会等の関係機関の協力をいただきながら、接種体制の構築に注力してまいりたいというように思っております。

住民の皆様におかれましては、感染拡大をさせないため、基本的な感染防止策、言うなればマスクの着用、手洗い、3密の回避等を徹底するよう心がけていただきたいというように思っております。一日も早く終息することを心から願うばかりでございます。

さて、今定例会に上程させていただく議案について、その大宗を申し上げます。

初めに、令和4年度予算であります。限られた財源を必要な施策に効果的に投入し、引き続き健全財政を維持していきながら住民の福祉の増進に努めるとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という自治体運営の基本に基づきまして、榛東村総合計画をはじめとする各種計画における主要事業などに集中して取り組むことはもちろんでございますが、新型コロナウイルス感染症にも対応することを基本方針とした予算となっております。

令和4年度の一般会計と特別会計、企業会計を合わせた予算総額であります。歳出ベースで105億1,517万8,000円で、令和3年度の当初予算と比べまして5億6,266万3,000円、率にして5.7%の増となっております。

一般会計の予算総額は62億6,240万円で、前年度に比べ2億2,350万円、3.7%の増となっております。当初予算としては過去最高額の予算となります。

初めに、歳入についてでございますが、歳入の見積りに当たっては、国の予算編成の動向、地方財政計画などにより、各事業における財源を積極的に確保するよう努めました。

村税は、15億9,129万8,000円で、前年度に比べ1億430万5,000円、7.0%の増となっております。これは、前年度が新型コロナウイルスの感染症の蔓延の影響から、村民税、そして固定資産税の減収を見込んでいたところでございます。それによって、今回、数字的にも上がっているという状況でございます。

地方交付税であります。普通交付税については、前年度の交付実績や令和4年度の地方財政計画

等を勘案いたしまして、前年度1億円増の13億円を見込んだところでございます。

また、特別交付税については、前年度と同額の1億2,000万円としたところであります。

村債は地方交付税の振替分である臨時財政対策債と、北小学校体育館の空調工事の財源として1億1,310万円を計上しておるところでございます。

最終的な財源不足は3億7,996万8,000円となりまして、財政調整基金からの繰入れで対応したいというように考えております。

次に、歳出であります。第6次総合計画の施策の大綱として、6本の柱立てをしておりますが、この6本の柱、項目ごとに主要事業を申し上げたいというように思います。

初めに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」として、地域福祉、障害者福祉について、これらの活動の目標となる計画策定に着手するところでございます。また、学童保育所については、現在建設中の南部第三学童保育所を開所する予定でございます。なお、3回目接種を中心とする新型コロナウイルス接種の希望者が速やかに接種できるよう、体制を維持、継続することで考えております。

次に、「人と文化を育むむらづくり」として、小中学校に学習支援員を引き続き配置する考えでございます。GIGAスクール構想として、小中学校の児童・生徒1人1台のタブレットを購入したところでありますが、引き続き学習支援用ソフトなど必要経費を計上いたしまして、その活用に努めていただくということでございます。また、今年度必要な設計等を行った北小学校体育館空調設備工事、あるいは中学校の特別教室増設工事に施工するとともに、複合施設、防災拠点施設については財源を確保しつつ、施設完成に向け必要経費を予算計上いたしました。

次に、「快適で住みよいむらづくり」として、新年度も高崎渋川バイパスのアクセス道路設備を重点的に行うほか、生活道路及び農作業道路の改良を実施する予定でございます。

「豊かで活力あるむらづくり」を推進するため、ふるさと納税の返礼品として、本村の農畜産物等の普及促進を図る予定でございます。基幹産業である農業の振興のため、効率的な営農を支援するため、各種補助金を交付するということになっております。安定的な農業用水の供給のため、施設の更新をさらにやりたいというように考えております。

そして、「自然と安全・安心を守るむらづくり」として、食料や災害対策用資材の備蓄を行うとともに、ハザードマップの作成を行う予定でございます。そして、消防団員に対する処遇改善として、一部報酬の引上げを行うことを考えております。

最後になりますが、「自主自立のむらづくり」であります。電算システムの運用により事務事業の効率化を図るとともに、情報セキュリティを強化しつつ、ホームページ、あるいは広報を通じて住民に効果的な、そして迅速な情報提供を行い、開かれた村政のための予算を計上いたしました。また、電子機器の普及に伴いまして、行政手続をオンラインでできるよう準備を進めるところでございます。

これら新年度予算に計上したもののほか、国の12月補正予算に対応したコロナ対策事業、災害対策

事業の幾つかは、令和3年度補正予算に計上させていただいたものでございます。

続きまして、特別会計及び事業会計であります。令和4年度国民健康保険特別会計予算は総額14億2,265万1,000円で、前年度に比へまして5,347万4,000円、3.9%の増であります。

後期高齢者医療特別会計予算は総額1億5,870万8,000円で、1,743万2,000円、12.3%の増となっております。

介護保険特別会計予算は総額13億760万7,000円でありまして、5,169万2,000円、4.1%の増でございます。

関係条例案を提出しているが、国保税について均等割額を医療費分1,000円、後期高齢者支援金分600円、介護納付金分1,000円、それぞれ今までと変えまして引き下げを計画しております。

学校給食特別会計については総額1億3,588万5,000円で、前年度と同規模でございます。

太陽光発電特別会計は総額3,020万2,000円で、前年度と比へまして200万円、7.1%の増となっております。

上水道事業会計は、収益的収入が3億2,027万円、収益的支出が2億8,811万9,000円、資本的収入は9,401万1,000円、資本的な支出は1億4,012万2,000円となっております。

また、新年度からは公共下水道事業、農業集落排水事業について地方公営企業法を適用させた1つの会計として、下水道事業会計を設置するところでございます。この会計は収益的収入額が5億5,203万3,000円、収益的支出が4億3,455万7,000円、資本的収入は2億1,745万1,000円、資本的支出は3億3,492万7,000円でございます。

以上が令和4年度予算の概要でございます。

そしてまた、令和3年度予算については、事業費の確定あるいは確定見込みによりまして、太陽光発電事業特別会計を除きます一般会計ほか8会計について予算を整理いたしました。補正予算を編成、上程したところでございます。

今議会は10本の条例案を上程しておりますが、議案第3号から5号までは昨年の人事院勧告に準じまして、議会議員、特別職及び一般職員の期末手当の支給率の引下げを行うものでございます。

議案第7号は、国から示されました新たな基準に基づきまして、消防団員の報酬の引上げを行うものでございます。

議案第8号は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援について、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得条件の緩和等に係る事項に関しまして、国家公務員に準じまして所要の改正を行うほか、上位法令の改正等に伴いまして6本の条例改正を上程いたしました。

このほか、村道の路線認定及び変更について、そして人権擁護委員の候補者の推薦について、さらに市町村総合事務組合規約を変更する協議について、そして渋川地域の介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての議案を提出させてもらっております。

今議会には以上の32議案を提出させていただきましたので、慎重審議の上、可決、同意いただきま

すよう、よろしくお願い申し上げます。

会期は本日から3月14日までと、ただいま決定されました。

本日から14日間よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。



◎日程第4 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。質問は一問一答方式とし、質問の方法は今定例会から申合せにより、演壇では1問目の1項目のみを質問し、以降は自席に戻り行うことといたします。

質問順位1番生方勇二議員の質問を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君登壇〕

○6番（生方勇二君） おはようございます。6番生方です。

傍聴席の皆様、お忙しい中、いつもありがとうございます。

初めに、オミクロン株による第6波の感染拡大で感染者が過去最高と深刻な状況であった新型コロナ対策について質問をさせていただきます。

オミクロン株で急速に感染が拡大した新型コロナは、まん延防止期間が延長され、群馬県でも過去最高の感染者を記録するなど医療への影響も心配され、渋川管内においても毎日感染者が出ております。

本村でも慎重に対応をしているところでございます。そんな中、拡大と重症化を防ぐ効果があると言われております第3回目のワクチン接種を進めておりますが、現在までの接種状況はどのようなになっているのか伺います。

以後、自席において順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 新型コロナワクチン3回目の接種状況ということでございますが、国は当初、接種間隔は2回目接種から8か月経過後と示しておりましたが、8か月以上の経過を待たずに前倒しで接種できることが順次示され、現在は2回目接種から6か月以上経過後接種できることとなっております。

榛東村においては、先日まで64歳以下の方は、3月から7か月以上の接種間隔で接種できるとしておりましたが、高齢者の接種もある程度進んできましたので、本日から18歳以上の全年齢を対象に6か月以上の接種間隔で予約を受付を開始しております。

村としても接種の加速化を進めるため、希望する方が早期に受けられるよう、これらの情報を接種券配付の個別通知やホームページ、しんとう広報、毎戸チラシ等で周知をしているほか、群馬テレビのデータ放送でも案内を行っております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長から、現在までの状況について説明をいただきましたが、3回目の接種については当初の計画より間隔を早め、2回目の接種から6か月後でも可能とするなど、接種の加速をさせております。

予約、接種の予約受付方法については、今回も前回と同様のような方法だったと思いますが、苦情や大きな混乱はなかったのか、また、適切な対応であったか伺います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ワクチン接種の予約につきましては、1、2回目接種のときはコールセンターの申込みが、特に初回のほう、つながりにくい時期がありました。そのため、3回目接種においては集団接種の日時を指定し通知することなどを当初検討しておりましたが、しかし、ワクチンの配分計画により、武田／モデルナ社ワクチンの配分が想定より多く、集団接種の実施計画を大きく見直すこととなりました。その結果、日時指定の方法は取れず、予約方法はコールセンターとぐんまワクチン接種LINE予約システムを使うこととしました。その結果、特に予約開始日はコールセンターの電話がつながりにくく、ご迷惑をおかけいたしました。

ただ、コールセンターの混雑を少しでも緩和するために、今回からスマートフォン等の操作に不安がある方を対象に、LINE予約の操作方法について職員が支援をしております。予約開始日には多くの高齢者の方が利用していただきました。こうした取組により、前回に比べ、住民の方からの苦情の声は減少しております。

1月から3回目接種の通知等を一般高齢者から順次郵送し、予約を受け付けておりますが、電話がつながらないので接種できなかったということがないように、接種または接種予約をしていない高齢者に対しまして希望調査を取るため、個別通知を2月中旬に郵送をいたしました。希望者は返信用の封筒を使い返信していただき、3回目接種ができるようにするものでございます。

接種の日時等は村に任せていただくという条件の下で接種日を割当てさせていただき、接種を受けていただいているという状況です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、課長の説明でワクチンの配分計画の変更など、当初の見込みと異なり、受付当初は電話が集中したとのことについては理解をいたしました。

また、今回はまだ予約のできていない高齢者に対し、その後の案内も行っているということで多くの方が助かっていると思います。

今後、若年層に接種を進めるに当たって、混乱を招かずスムーズな接種ができるようさらなる努力をお願いしたいと思います。今後の見通しについて伺います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 今後の申込み受付につきましては、引き続きコールセンターとぐんまワクチン接種LINE予約システム及びLINE予約の支援による予約とさせていただきます。

接種につきましては、集団接種と村内の医療機関だけでなく、県央ワクチン接種センターや渋川市、吉岡町の医療機関への接種も検討していただき、接種の加速化を進めてまいります。

参考までに申し上げますと、5歳から11歳の接種につきましては、渋川地区医師会と渋川市及び吉岡町と協議した結果、渋川管内の小児科と小児医療センターで接種できることとなり、3月上旬、本日、対象者に説明書と接種券を郵送をしております。該当するお子さんや保護者がワクチンについて理解していただき、接種についてよく検討していただくよう丁寧な情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま申込み受付方法の反省点や今後の対応について答弁をいただきましたが、これまでの取り組んできたことを十分に生かしながら、スムーズな接種ができるよう今後の対応を行っていただきたいと思っております。

なお、スマートフォン等、LINEシステムの申込方法について、高齢者にも申込みができるよう、保健センターの職員が親切、丁寧に指導していただいたことには感謝を申し上げます。

2つ目の質問でございますが、駒寄インターチェンジからの延伸道路周辺の活性化について、2項目ほど質問をさせていただきます。

駒寄インターの延伸道路につきましては、現在、渋川高崎バイパスの雛子の信号まで開通しており、その上位部も令和8年度の完成を目指し、県の事業として工事が進められております。

この道路が完成しますと、水沢、伊香保への観光ルートとしても期待される道路になると思われませんが、このような状況を踏まえ、周辺の活性化、また農業の活性化につながる施設、例えば地元の農産物を販売する直売所等、これらの設置を検討する考えはないか伺います。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、お答えさせていただきます。

延伸道路の周辺につきましては、吉岡町から榛東村へ入り、天神川を渡った榛東村地内には優良な農地が広がっております。また、計画されている一般県道新井下室田線西側も優良な農地が広がっており、優良な農地として位置づけられた地域となっております。このような良好な農地については、農地の保全の観点からも重要な地域と考えております。

先ほどご質問ありました、農産物直売所等の設置でございますが、農産物の産直販売というイメージからすれば、農地の中心の販売所というロケーションもあるかもしれません。販売、マーケティングについては、道ができたから即売れる場所となるものではないと考えますので、通過交通の状況、特に地元車両以外の交通がどのような時期にどのぐらいあるかといったものを把握するなど、費用対効果などを望めるか考えながら検証したいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、課長より農業の活性化に向けての考え方の答弁をいただきましたが、この道路の沿線には周辺の活性化にもつながる施設で、既に建設の準備を進めております防災機能を備えた複合施設、いわゆる新たな学校給食センターと中央公民館の現在までの進捗状況と、来年度の実施内容について伺います。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

まず、複合施設の概要について申し上げます。

本施設は、榛東中学校グラウンドの東側、新井緑地公園隣接地に、平時は生涯学習の拠点施設であるとともに、災害時は300人程度の避難場所となる中央公民館、また、小中学校、幼稚園に学校給食を配食するとともに、1,500食程度の災害時に応急給食炊き出し機能を備えた学校給食センターの設置を令和7年度の供用開始を目指して現在事業を進めているところでございます。

次に、複合施設の進捗状況を申し上げます。

本施設の設置計画は、令和元年度榛東村まちづくり計画に位置づけられると、令和2年度には地域の代表者や有識者を招いた建設委員会にて基本計画を策定し、今年度、令和3年度には、詳細な設計である実施設計業務とともに、起業地の造成設計、また用地買収等を順次進めているところでございます。来年度、令和4年度には、起業地の造成工事及び中央公民館、また学校給食センターの備品設計業務等を予定してございます。

先ほども申し上げたとおり、令和7年度の供用開始に向け、今後も計画的に事業を進めていく所存でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 局長より、複合施設の現在の状況と、新年度の実施内容について説明をいただきましたが、新しい道路の沿線は本村のほぼ中央に位置し、中学校のグラウンドの近くでもありません。災害時にはその利用効果も期待できるものと思います。

また、この道路は駒寄インターから数分で役場や自衛隊周辺まで通じる道路であり、水沢、伊香保への観光ルートとしても期待ができるなど、経済効果も得られるものと予想しております。この効果が十分現れるよう取り組むことが重要だと考えます。

3つ目の質問は、村営住宅について伺います。

村営住宅の入居に関しては、条例や規則が定められていると思いますが、入居の主な条件はどのようなものか。また、他の自治体と比較して同等の条例や規則の内容になっているのか伺います。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） お答えします。

村は、村が管理する住宅は、公営住宅法に基づく住宅と、住宅地区改良法に基づく住宅の2種類がございます。

村営住宅の入居資格は、原則として住宅に困窮していることが明らかであること。現に同居している、または同居しようとする家族、親族がいること。入居する者が暴力団員ではないこと。法律や条例規則に基づく収入要件を超えないことなどが条件となっております。なお、入居資格に関する収入要件は法律に準拠していることから、他の自治体でも同様の基準となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 入居条件等の説明をいただきましたが、村営住宅の管理運営については、一般的に建築年数や老朽化等に伴い管理の方法は異なると思います。

退去マナーも含め、管理強化が必要と思いますが、村の考え方を伺います。

また、村営住宅の周辺に野良猫が多くいる場所がありますが、ペット等の取扱いのルールは入居条件にあるのでしょうか。野良猫については、他の地区でも多くいる場所があるという情報もあります。対策などは考えているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 村としては、入居者の安全を第一に考え、村営住宅の維持管理に努めております。また、住宅を管理運営する上での入居者の義務につきましては、入居申込の際に、法律、

条例規則、入居案内書等により住宅の使用方法などに関する禁止事項や注意事項の説明を個別に行っております。

退去する際には、清掃及び修繕を行い、原状回復を行わなければならないこと、村営住宅では動物を飼うこと、預かること、餌づけをすることは禁止していることなど、入居条件を理解した方に入居していただいているところでございますが、過去に何度か注意したことがあったと聞いておりますので、改めて入居者の皆様に対し、村営住宅の良好な生活環境維持管理のため、退去時のマナー、ペットの飼育禁止等、入居者の義務について周知を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 私から、野良猫の対策についてお答えをさせていただきます。

昨年、村営住宅にお住まいの方から、猫のふんに困っているとの相談を受けた事例がございました。その際の対応なんですが、群馬県動物愛護センターの職員と当課の職員で現地調査を実施をしたところ、野良猫に餌を与えている方が特定できましたので、その方に対し、餌を与えないよう依頼するとともに、ふんの片づけなどについても指導をしてきております。

村営住宅周辺に限らず、今後も猫による被害の相談があった場合には現地調査を行い、対象の猫が飼い猫なのか野良猫なのかを判定した上で、飼い猫であれば飼い主の方に適正な飼養をしていただくよう指導を行い、野良猫の場合には、県が策定した飼い主のいない猫対策ガイドラインを参考にして猫による被害を減少させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、住民生活課長の説明の中で、県が作成した飼い主のいない猫対策ガイドラインということがあるという話ですが、この対策はどのようなことをするのか、分かる範囲で説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えをさせていただきます。

まず、飼い主のいない猫、野良猫と確認できた場合でも捕獲をして処分することはできません。野良猫対策には、周辺にお住まいの方たちの理解や協力が大変必要になりますが、まずは野良猫に餌を与えない、餌になるようなものを家の周りに置かない、野良猫が好んで寄りつくような場所をつくらない、猫が敷地内に侵入してこられないような対策を講じる、こうした対策を継続していき、自然に数を減らしていくこととされています。実際には、野良猫の数や地域の状況によって被害の状況も変

わってくると思いますので、動物愛護センターに指導を仰ぎながら対策を進めていきたいと考えておりますが、ちょうど先月、2月25日付の自治会便によりまして、猫によるトラブル防止のチラシ、両面刷りのものがございますが、こちらの回覧も実施をしたところであります。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 両担当課長より、現在の管理状況、また今後の対応について説明をいただきましたが、村営住宅は多くの皆さんが利用する施設であり、村民の生活を支える大切な施設であります。お互いが周囲に迷惑をかけないように利用していただくため、ルールやマナーの指導強化をしていただき、入居の方が気持ちよく生活できるよう努めていただきたいと思います。

なお、公営住宅の管理は、粘り強く丁寧に対応しなければならない大変な業務もございます。休日や昼夜を問わず努力されている職員の方に感謝をいたしまして、次の質問に移ります。

4つ目の質問になりますが、教育施設について伺います。

現在、学校等では建築年数の経過とともに老朽化が進んでいる建物等があると思います。老朽化による修繕なども年々増えてきているとも思われますが、どの施設の老朽化が進んでいるのか、現状と基本的な対策、方針について伺います。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

村内の学校施設では、最も古い南小学校の建築年度は昭和52年度でございまして、築45年が経過しております。また、同じく北小学校は建築年度昭和55年であり、同じく築42年、さらに榛東中学校の特別教室棟は建築年度昭和58年度であり、築39年がそれぞれ経過しております。

必要に応じて屋上や外壁、空調設備等の補修工事、トイレなどの改修工事は実施しておりますが、経年劣化による大規模な補修が必要な時期に差しかかっていることから、教育委員会で平成30年度に策定いたしました学校施設等の個別施設計画に従いまして、計画的に長寿命化改修工事を進めることとしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 現在の老朽化の状況等、基本的な対策について説明をいただきましたが、建築からの年数がかなりたっており、徐々に修繕箇所も増えてきているようです。そのようなことから、新年度の予算案にも小学校などの修繕工事が計上されておりますが、主な工事内容とその効果についてお聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

令和4年度に計画している学校施設等の主な改修工事について申し上げます。

まず、北小学校については、児童の熱中症予防及び災害時の避難場所としての環境改善、また省エネルギー化を目的としまして、令和3年度に設計業務を実施しました体育館の空調設備の設置工事、またLEDへの照明器具の改修工事をそれぞれ予定しております。

また、南小学校では、先ほどお話ししました個別施設計画にのっとりまして、既に実施した防水や外壁の改修設計業務に引き続きまして、来年度は老朽化した給排水管、また空調設備の改修設計業務を予定しております。

さらに、榛東中学校においては、現在の小学校の特別支援学級の在籍状況から、今後、特別支援学級増が見込まれるため、本校舎3階に特別支援学級の増設工事を予定しております。また、本校舎中央階段付近の雨漏りに対応するための外壁改修工事もそれぞれ予定してございます。

これらの工事によって、子どもたちにとって安全・安心な教育環境を提供できるとともに、子どもの特性に応じてきめ細やかな指導、支援が実現できると考えております。

さらに、災害時には村民の命を守る避難所としての避難民の生活環境を改善し、長期間の避難にも耐え得る施設になっていくというふうと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、局長より来年度の修繕等の工事内容について説明いただきましたが、今後、どのように長寿命化計画を進めていくのか、この辺についてお伺いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

まず、長寿命化工事について申し上げます。

公立学校の施設では、これまで老朽化の進行に伴いまして、建築後およそ40年から50年程度で改築、いわゆる建て替えを行ってまいりました。ただ、現在ではその劣化等の状況に応じて必要な対策や改修を行うことで、改築、いわゆる建て替えをせずにさらに20から30年間使用を可能とする長寿命化工事が一般的に行われております。

長寿命化工事の内容としましては、構造体の耐久性向上や給排水管設備の健全化、照明施設改修などの省エネルギー化、多様な形態による学習活動を可能とする教育環境の整備等も含まれます。

今後は、現在、改修設計業務を開始しております南小学校をはじめ、北小学校、さらには榛東中学

校の特別教室棟などの長寿命化改修工事について、教育委員会で策定しました個別施設計画にのっとりまして、計画的に整備を進めていく所存でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 学校等の教育施設の老朽化対策について伺いましたが、子どもたちの成長に必要な施設です。できれば新しいきれいな施設で学んでいただきたいと思いますが、大規模な施設ですから建て替え等には多額の費用を必要とします。限られた財源を有効に活用し、長寿命化を図ることも重要であると考えます。できる限りよい環境を整えながら長寿命化計画を進めていただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、村民サービスについて質問をいたします。

行政手続には転入・転出など数多くありますが、大きな自治体ですと、住民がそれぞれの担当部署を移動して手続を行います。移動や担当部署を探すにも時間を必要としますが、本村では一般的な手続はどのように取り扱っているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えいたします。

実際に、転入や転出の手続に来庁された方の流れとしましては、住民生活課で転入や転出の手続、届出を完了された後、当課から異動確認票という用紙を出力してお渡しをしております。その確認票を持って1階に配置されている各課、場合によっては2階の教育委員会事務局に移動をしていただき、各課の窓口においてお渡しした異動確認票を提出していただくようご案内をしております。

各課では、提出のあった異動確認票を確認をしまして、必要な手続についてご案内をしておりますが、本村では転入や転出に伴う手続を必要とする担当や係が1階に配置をされていることから、手続に係る移動距離も最少であり、手続のため来庁された方も混乱することなく、身体的にも時間的にも大きな負担にはなっていないものと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 本村においては、村民がスムーズに手続ができるよう、各課の配置について、移動を少なくする配慮がしてあるということで、村民にとってはありがたいことでもあります。

ある自治体では、世帯主等の死亡に伴う行政手続を予約方式で住民が移動することなく、各担当係の職員が入れ替わりで事務処理をすることで、住民の負担軽減や時間の短縮につながるサービスを開始しておりますが、本村ではどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどの質問において、転入や転出のお手続の際、住民生活課をスタートに各課を移動しながら、異動確認票を各窓口に提出していただいているとお答えをいたしました。

しかし、お手続の移動を負担に感じるようなケース、高齢者であったり、お体が不自由な方の場合や住民生活課で受け付けした段階で複数の手続が必要と分かっている方の場合には、移動をしていただくのではなく、担当者が入れ替わって案内し、手続を完了するような対応を以前から行っております。

また、死亡に伴う届出や手続については数多くありますが、ご遺族が行わなければならない届出や手続をまとめた資料を昨年作成いたしました。手作りの資料ですが、作成をいたしました。死亡届受付の際にこの資料をお渡しして、まずご案内をしております。

各課では、住民生活課から発出される死亡連絡票に基づき、ご遺族の方が行う手続の準備をしておきますので、ご遺族が手続に来庁された際には移動をしていただくことなく、担当者が入れ替わりで説明をしながら手続を完了していただいております。こうした対応をしておりますので、死亡に伴う手続、対応窓口につきましては、実質的に一元化されている状態となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 村民サービスの観点から行政手続についてお聞きしましたが、村民の方の中には年に数回しか役場に来ない方もおります。どこで手続を行えばよいのか戸惑う方もいると思います。職員の方から声をかけていただくとほっとします。また、一度に多くの手続が必要なときには、移動をせずに取り扱ってもらえることは非常に助かるわけでございます。

今後も、村民が安心して手続ができるよう配慮をしていただき、村民に優しく住み続けたいむらづくりにつながる行政サービスに引き続き努力をいただきたいと思います。

オミクロンの感染拡大により、まん延防止が延長され、なかなか以前のような生活に戻れる兆しが見えてきませんが、第6波の感染拡大も徐々に収まりつつあるのではないかと思います。

新年度も新型コロナに対応しつつ、経済の回復や安定した生活に近づける努力をしながらの行政運営になるものと思われま。

私自身も多くの皆様にご協力をいただきながら、議会の信頼回復と、村民の期待に応えられるよう議員活動に努めることを申し上げまして、私の質問を全て終了いたします。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、6番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時50分いたします。

午前10時27分休憩

午前10時50分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位2番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

4番波多野佐和子議員。

〔4番 波多野佐和子君登壇〕

○4番（波多野佐和子君） 改めまして、皆様、こんにちは。波多野佐和子でございます。

今年は36年に一度の五黄の寅年でございます。そのような貴重な年の最初の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、質問は、上毛大橋延伸道開通に伴う村の計画についてでございます。

現在、雛子まで開通されている南新井前橋線バイパスがいよいよ目的地の役場西の交差点に向かって工事が始まりました。多くの村民が、村の活性化、飛躍の道路と大いに期待しております。「豊かさを実感する夢と感動を創造する村・榛東」とありますように、豊かな自然環境と共生し、周辺市町と連携を図りながらにぎわいと活力に満ち、村民の誰もが長く住み続けたいと思えるような豊かで質の高い環境、そして村の個性を生かした自立した都市づくりを願っていると思います。

そこで、上毛大橋延伸道開通に伴う都市計画区域の策定、産業の活性化、観光の振興をどうお考えか、それぞれお聞かせください。

それでは、自席に着いて順次質問をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 上毛大橋から高渋バイパス、雛子の信号まで新しく道が開通したことにより、本村を取り巻く都市環境が変化することは十分考えられます。しかし、まだ一部開通のため、全線開通後の都市環境等の変化を見極め、都市計画マスタープランの見直し、策定については慎重に検討したいと考えております。

また、波多野議員さん、区域の見直し等ということ言っておりましたが、見直し、策定するに当たっては、村の将来像を決定できる反面、土地価格の変動、土地利用の制限等、様々なところに影響を与えかねないため、村民の意見をしっかり聞き、上位計画である総合計画との整合性を図りながら、住みよいむらづくりを目指して計画を策定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに、質問3つ。

○4番（波多野佐和子君） はい、そうですね。3つ。

○議長（小山久利君） 産業振興。

○4番（波多野佐和子君） はい。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、観光戦略の面につきましてご回答させていただきます。

延伸道路が整備される中で、今後、延びていくであろう場所がございますが、本村……。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（小山久利君） 4番波多野佐和子議員。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） では、続きまして、そうしますと、産業の活性化についてどうお考えか、お願いいたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、お答えいたします。

産業の活性化ということでございますが、先ほど、生方議員のところでも一部ご回答させていただきましたが、道路の沿線等の利用につきまして、直売所等の設置等につきましても、その道路が延びたことによる車両の通行状況等を鑑みないと判断できないところもあるかと思われまので、この部分については検討を要することと思われま。

また、観光地、観光面でのものになりますが、本村の観光施設などは主に上野幹線道路沿線にございます。延伸道路、南新井前橋線が最終的に計画されている終点が本役場庁舎の西側の交差点というところでございますので、こちらの道路が開通した際の周辺施設と村の観光施設、また観光スポットへの回遊性を考えながら情報発信を行っていければと思います。

これに合わせて、観光案内板やホームページ、各種イベント等で配布する観光パンフレット、そういったものを活用しながら観光戦略、経済活性につなげられればと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ご説明ありがとうございます。

また、20年、30年先を見据えて、例えば固定資産税の一定期間の免除とか、不動産取得税の免除などして、大型商業施設の誘致や東京から駒寄インターまで約100キロの利便性を生かし、倉庫やバス

クアッパ拠点などの誘致をしていただけたらいいと思っております。

また、伊香保榛名湖に向かう観光客がただ素通りするだけでなく、村にお金を落としてもらような潤いと活力のある榛東村になりますように、ぜひ第7次総合計画を作成する際は、専門家はもちろんのこと、広く村民の声を取り上げていただきたいと思います。

続いて、前回の議会だよりに防災中枢機能施設、いわゆる給食センター、公民館のイメージ図が掲載されていましたが、これも村民の関心が非常に高いです。防災拠点でありますから、学識経験者や防災関係者の意見はもちろんのことですが、日頃、村民の学びや交流の場としての期待は大きく、お声の中で、北欧風の石畳の小道に木漏れ日の中休憩できるベンチやおしゃれな休憩所、外壁にはSNS映えするようなペインティング、ここで私が、拙いものですが、ちょっと想像して書いてきたものがございます。ご覧になってください。榛東村を象徴する耳飾りと村の花のヤマユリでございます。そして、ここに人が立って写真を撮る、そういった形のその建物のシンボルですか、あとは目印というか、そういったものを前面に出すようなそういったペインティングということですね。

○議長（小山久利君） 後ろにも見せて。

○4番（波多野佐和子君） どうぞ。ここに人が立って、写真を撮って、SNSとかにアップして、そういった形になっております。

そのほか、自由に遊べる広い芝生。室内では道具の貸出しがあり、いつでもできる軽スポーツスペース、どのような分野にも役立つ図書室、Wi-Fi環境下で自由に使えるタブレットやパソコンが整備されている学習スペース、小さいお子さんがはだしで遊べるプレイルーム、防音構造になっている視聴覚室、コーヒーの香り漂うスタッフ常駐のカフェコーナーなど、赤ちゃんから高齢者、障害者、全ての村民に愛される、用事がなくても行きたくなるような施設にしていきたいと思います。ご希望がございました。

村民の声や中身の充実を執行部はどう考えているかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

先ほど、生方議員さんのところでもお答えしたところ、一部かぶりますけれどもお答えいたします。令和7年度の供用開始に向けて、現在、詳細な設計、実施設計を進めてございます。これまでに策定した基本設計においては、設計の趣旨として次の3点を示してございます。

まず、1点目としては、「つどいのにぎわいの拠点、誰もがいつでも気軽に立ち寄り、行けば誰かに会える」をテーマに、エントランスホールには展示や飲食スペース、未就学児が遊べるプレイルームなどを設置する予定でございます。

また、2点目としては、「学びの拠点、様々なコミュニティー事業を展開する」をテーマに、合唱や演奏に対応できる防音性の高い学習室、美術や工芸に対応できる創作室の設置、放課後、中高生が

学習できる学習室等を設置する予定でございます。なお、利用者のタブレット活用、スマホ活用に対応できるように、全館無線LANを導入いたします。

3点目として、「利便性、快適性の確保、避難場所としての機能強化、地域の安全・安心を守る拠点とする」をテーマに、車上避難を可能とする広い駐車場や防災広場の設置、2面通風が可能な教室の設計、300人程度が収容可能な居室機能を有するなど、非常時にも対応できるような施設を考えております。

なお、学校給食センターは数品目以上の対応ができるアレルギー対応室を設置するとともに、米飯炊き出し機能を有することで、災害時には1,500食程度のおにぎりやみそ汁などの軽食を提供できる、そのような設備も設置していく予定でございます。

今後、中央公民館においてはどのような催しや教室を開催するか。次年度予定しています備品設計までに具体的な方策について詳細な方向性を打ち出す予定でございます。

また、学校給食センターは備品設計等を経て、新たな献立などの対応について時間をかけて検討していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 細かい説明、ありがとうございます。

村民の皆さんが納得していただけるような施設になるように、パブリックコメントや意見箱の設置などをしていますよと広く呼びかけるためのお知らせを回覧で回したり、村民の声を反映させて、いいものができたねと言ってもらえるような、そんな村民が毎日でも行きたくなるような施設づくりをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、学校教育の充実についてでございます。

学校を取り巻く環境に目を転じますと、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、特別支援学校に在籍する児童・生徒数等の増加等、多様な児童・生徒への対応が必要な状況となっているなど、その環境は複雑化、困難化を極めており、教員だけで対応することが質的にも、量的にも難しくなってきていると言われております。

先日、友人との会話でのことですが、学校で問題があったためにお子さんが精神的に不安定な状態にあるので、スクールカウンセラーの相談の予約をしたところ、すぐには対応できないと言われたそうです。

私もスクールカウンセラーの存在は知っておりましたが、これをきっかけに深刻な問題と認識し、調査、研究しましたところ、スクールカウンセラーの役割は児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談も行っているとのこと。

学校の教育相談体制に大きな役割を果たしているスクールカウンセラーや問題を抱える児童・生徒

を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連携、調整を行うスクールソーシャルワーカー等の活用の現状と、これからの需要と供給のバランスを教育委員会はどうお考えか、お聞かせください。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

スクールカウンセラーは、悩みを抱えた子どもや保護者のカウンセリングをはじめ、授業での子どもたちの学習の様子を観察したり、気になる子どもの支援に関して教職員への助言、また職員会議等での講話や情報提供をしたりするなど、子どもの心や発達に関する専門性を生かして、子ども、保護者、教職員に対して多岐にわたる業務を担当していただいております。

現在、県から小中学校に配置されているスクールカウンセラーは3名であり、小学校では1日6時間、年間15回の90時間。同じく中学校では1日6時間、年間30回の計180時間が予算化され、曜日を決めて定期的に来校していただいております。

村では、県とは別にスクールカウンセラーをはじめ、人間関係や関係諸機関との調整役を果たすスクールソーシャルワーカーの派遣について予算化をし、いじめや不登校も含め様々な事案が生じた際、子どもや保護者への相談業務、学校教員への助言など、必要に応じて臨機応変な対応ができる体制を構築しております。

これまでも発生した事案の内容を精査し、より必要度の高いスクールカウンセラー等を招聘し、適切に事案に対応していただいたことで、様々な件が最小限度の影響で解決したり、解決に向けて子どもや保護者の納得をいただいたりすることが多くございました。

なお、1年間の村での回数でございますが、村の教育委員会で外部のスクールカウンセラー等を招聘する機会は、年度によって多少はございますが、およそ10回程度ございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

村の対応を聞いて、少しほっといたしました。

また、学校に入る前、就学前、そのときの健診の児童発達相談の村での現状や就学後、入学した後、その支援の継続などについてお聞かせください。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 保健相談センターでは、子どもの発達や発育、子育ての相談を受けております。特に1歳6か月健診以降は、専門職として心理相談員を健診に配置をしております。核家族化が進み、身近に相談できる人が少ないという保護者も多く、また専門職に相談したいという希

望も多く、健診のほか個別相談で定期的に相談を受けております。

心理相談員の個別相談の実績ですが、令和2年度は延べ65件、令和3年度は2月末まででございますが、延べ63件の相談を受けております。継続的に受けていただいている場合もあり、複数回受けている保護者、お子さんもいらっしゃいます。

また、本村の特徴として、年中児健診を実施しております。年中児健診では、子どもの行動スクリーニングのためのアンケートを保護者から取り、健診当日は集団生活を行う上で認められる行動特性を把握するため、遊びや個別のやり取りを通して行動観察を実施しております。結果は、保護者及び村内各園と共有して、就学に向けて支援をしております。

健診後のフォローアップとしましては、心理相談員による個別相談に加え、園での様子を観察するための園訪問を本年度から実施して、必要に応じ、教育委員会や児童相談所、医療機関等の関係機関へつないでおります。継続して相談している心理相談員を信頼している保護者も多く、就学後も相談を希望する方もいらっしゃいます。

発達特性が見られる場合には、健診、自宅、学校など、それぞれの一場面だけということだけでなく、継続的に総合的に支援する必要があるため、保護者の許可を得ながら教育委員会や学校とも連携をしております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） そのような児童がいた場合は、その特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助をし、日常生活や社会生活を円滑に営めるように、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を取り、その児童の成長に合わせた過ごしやすい環境づくりをしていただきたいと思います。

あわせて、児童、保護者はもちろんのこと、教職員の心の健康の保持、増進のためにも、国の交付金だけでなく、前述の部外の専門家や先ほどお話がありました補助スタッフなどを雇い入れるための予算を、村としてもぜひ上乘せしていただきたいと思います。

次に、空家対策についてです。

現在、高齢化に伴い空き家は増加し、社会問題となっております。空き家と、空き家を利用したい人とのマッチングをする、支援する空き家バンクの登録推進や、村民に分かりやすく空き家の活用法など、どのように周知していくかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 村では、令和3年、今年度8月に全国版空き家バンクに初めて参加登録いたしました。そのときに併せてしんとう広報9月号、村のホームページに空き家バンクに関する記事を掲載し、現在、登録可能な空き家の募集を随時行っているところでございます。

所有者から空き家の登録申請があった場合、村と協定を締結した群馬県宅地建物取引業協会の協力により、必要な調査等を行った上で、インターネット上に空き家の情報を公開することができるのですが、2月末現在、空き家バンクへの登録はございませんでした。

また、空き家を探しているという問合せや相談は何件か来ておりますので、再度、広報に募集記事を掲載する等、空き家所有者に向けて制度の周知を図っていきたいと思っております。

また、空き家バンクを通じて購入等をした空き家について、空き家リフォーム補助制度を活用していただくことを空き家バンク制度の効果促進につながると考えられますので、併せて制度の周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 本当に、非常に村でも空き家が目立ってきておりますので、ぜひそのあたりを、皆さんに周知をするというのが一番、第1目的だと思います。よろしく願いいたします。

また、地域で新規就農者を呼び込むためや田園回帰にめぐる動向がある中、農地付空き家の取組についてどうお考えか、お聞かせください。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 建設課からは、要件さえ満たせば農地と空き家のセットで空き家バンクに登録することは可能でございます。しかし、農地の売買等で、法律等で課題が出てくると思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 農地付の空き家ということでございますので、農地の取扱いについてご説明させていただきます。

空き家付の住宅に付随した農地につきまして、空き家を利活用する方に活用いただく場合におきまして、農地につきましては農業委員会の許可要件の下限面積に該当する場合がございます。農地には別段の面積を設定し、農地付空き家を取得できるような方法が考えられます。このため、農地付の空き家を空き家バンクに登録を希望される方がいらっしゃる場合は、農業委員会へその旨ご相談をいただければと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

いずれにしても、空き家を放置すると、無断で誰かが住み込んでしまったり、子どもが連れ込まれたり、害獣が住み着いてしまう、火災が起きたり、倒壊の危険など様々な問題が生じます。実際そんな声も聞き及んでおります。

まずは所有者が解体、除去しやすいようにするためにも補助金は必要と思われれます。現在はどうか、また、今後はどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） そのまま放置すれば、倒壊等保安上危険となる可能性のある空き家や衛生上有害となり得る空き家、適切な管理がされておらず景観を損なっている空き家、その他、周辺の生活環境を保全するために放置することが不適切である状態の空き家を特定空き家と言っております。特定空き家の発生を抑制するため、また発生した場合に早期解消するために除去補助等是有効な制度であると認識しております。

しかし、村の現状、現在の補助金の支出等を考えると、見直しが必要であると思っております。

特定空き家の対策として有効かつ村の現状に合致した要件となるよう、制度内容の見直しを再度検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 有効的な宅地利用のために、移住定住アドバイザーの設置や農業従事者以外でも農地が購入しやすくするための条例等の見直しなどをして、空き家が村にとってプラスになるように、また、村民の安心・安全を第一に空家対策に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、地域活性化対策です。

子育て世帯への臨時特別給付では議会の要望を取り上げてくださり、深く感謝申し上げます。

その中で、私が思ったことですが、村長は最初に、現金5万、クーポン5万とお考えがあったと思われれます。地域振興を案じてのことと察いたしました。

そこで、長引くコロナ禍の中で、村民の皆様が外出する機会が少なくなっていることから、外食をきっかけに村内経済の活性化につながるよう、コロナが落ち着いた後にまた新たな交付金が拠出された際は、一つの方法として、村内飲食店で使用のできるお食事券等の発行についてのお考えはあるかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えいたします。

さきの臨時議会におきまして、補正予算として商品券の配布をお認めいただいているところでございます。

今現在、商品券の発行に向け準備を進めており、準備が整い次第ご利用いただけることと思います。

また、村内の小売店や飲食店の皆様におかれましては、今回発行させていただく商品券の取扱業者として登録をいただき、ご参加いただくことで利用をいただければと思います。

このため、取扱事業者さんへの利用PRにつきましても、今後も進めていければと考えております。ぜひ、今回の商品券等をご活用いただき、活性化の一翼となっただけいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 先ほどにも述べたように、新たな交付金が拠出された際はというところでございます。村民が全員が行き渡るように、ぜひぜひその点をよく考えて施策をつくっていただきたいと思ひます。

商工会も会員のお店や商品などをSNSにアップしており、大変努力しております。こんなときこそ村内の飲食店のよさを知り、絆を深めてもらいたいと思ひます。

最後になりましたが、交通弱者に対する救済措置についてでございます。

前回の一般質問のリマインドでございます。

全年齢に対する電動自転車のリースについては、坂道が多い榛東村での自転車は非常に危険と回答がありました。いずれは自動車免許の返納を考えている方の中に、今から電動自転車を試してみたいのだけれども、値段が高いんですよねと聞いており、自助努力のアシストとしての質問だったので、事故を懸念してのことと理解いたしました。

そのほかの質問の中で、企業とコラボしたチョイソコめいわやチョイソコつまごいのデマンド型タクシーの実証実験事業の調査、研究をしたのか、まずはお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議員の言われます、明和町と嬭恋村の例、こちらについてはインターネット等では確認しました。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） そのほか、榛東村に合うだろうと思われる例などがありましたらお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 前回、12月の議会でもお答えさせていただいたんですが、村で考える交通弱者に対する移動手段、これについては多数ございます。それらの手段、方法、今、検討しているところでございます。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 今、新聞等でいろいろなところでデマンド型タクシーが多く取り上げられております。榛東村もそういった要望が多々ありますので、ぜひそのあたりのところを検討していきたいと思います。

この問題の解決は、もう村民憲章にもあるように、私たちは環境を整え、郷土を愛し、住みよい村をつくりましょうに不可欠であります。

父が自動車免許証を返納したときに、世間が狭くなったと寂しそうに言ったのを覚えています。

また、視点を変えての質問ですが、榛東村の生涯学習、生涯スポーツ、文化活動が非常に活発で充実していると認識しております。しかしながら、残念なことに移動手段がないために何年も続けていた楽しみの場に行けず、最終的にはその教室自体がなくなってしまったというケースを身近で見えます。人間は人に会わなくなると、本当に心身共に弱ってしまう生き物だと実感いたしました。

村内事業所がないために高価になってしまうタクシー券は毎回は使えません。実費では無理です。子どもに仕事を休んでまでどこそこ連れていってくれとは、なかなか親は言えません。事業は充実していても移動手段がないために参加できないという現実を持続可能にするためにはどうしたらいいのかお聞かせください。

また、これは、こういった事業は教育委員会のほうの担当だと思うんですけども、そういった現実があるということを私はお伝えしたいということが含んでありますので、そのようにお受け取りください。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） まずは、議員さんの思いというのをしっかり受け止めたいと思います。

生涯学習の目的は、学びを通じて人々をつなぎ、村民の活発な交流を育むことで地域の絆を強め、また村民の皆さんの生きがいにもつながるというように理解してございます。そのため、生涯学習施設や生涯学習施設で開催する催し、教室等については、村民誰もが気軽に利用できたり、村民の誰もが学びの成果を共有できたりする場であるということの大切さも感じてございます。

ただ、現在のところ、教育委員会がどのような取組、教育委員会としてどのような取組が可能なのかという点について、現在、先ほど答弁ございました企画財政課さんの検討結果等を基に、教育委員

会としてもどのようなことが協力していけるのか、今後、他市町村の取組も含め、研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

本当に教育委員会の皆様のご努力で、生き生きとした高齢者、あとはもう子どもたちも土曜スクールとかサマースクール等も本当に活用しております。

ある企業が、自治体を対象にした幸福度ランキングで1位となった埼玉県鳩山町には、AIを活用したデマンド型タクシーの運行があるようです。平成19年10月1日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律やさらに後押しする補助制度を活用し、現在では町外運行までに及び、町民の足としてなくてはならない存在になっているようです。

高齢者だけでなく、今はもう働くお母さん多いです。土日も働くお母さん多いです。親の助けがなくても子どもが安心して村内移動ができるように、新たな法整備を基に榛東村に合った公共交通の改革をぜひお願いいたします。

SDGsの「誰一人取り残さない社会、子どもに夢を、みんなに福祉と安心を」。私の大好きなフレーズの実現のために行政と共に進んでまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、4番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時28分休憩

午後1時再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を議題といたします。

質問順位3番善養寺孝議員の一般質問を許可いたします。

7番善養寺孝議員。

〔7番 善養寺 孝君登壇〕

○7番（善養寺 孝君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

午後一ということで眠くなると思いますが、ぜひともよろしく申し上げます。

1つ目に、計画道路は予定どおり進んでいるかについて、1つ目に、進捗状況について質問します。

高渋バイパスから榛名山に向かって計画されている計画道路の現状の進捗状況については、村民の方々が大変関心を持っておられます。よって、最初の質問は、計画道路は予定どおり進んでいるか、

進捗状況はどうなっているか、1号から6号まで、それぞれの進捗状況について説明を求めます。

また、計画道路に関連して、堂塚9号線や北谷地大藪線などの延伸道路の整備状況についても併せて説明をお願いします。

以後、自席に戻り、随時質問させていただきます。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 1号から順番に説明いたします。

高渋バイパス立畦の信号から群馬用水の間、延長約800メートルは、平成27年度に完成、供用開始となっております。また、現在は、1号計画道路の延伸道路に当たる堂塚9号線の改良に取り組んでおり、群馬用水から南小までの区間の改良舗装工事を進めているところで、令和2年度までに終点の南小から東へ約230メートルの区間の工事は既に完成しております。

次に、2号計画道路でございますが、高渋バイパス大藪の信号から県道水沢足門線までの間、延長約670メートルは平成30年度に完成、供用開始となっております。

次に、3号計画道路、高渋バイパス、今年度完成した渋川広域消防署南分署交差点から、5区コミュニティセンター付近の十字路までの間、延長約440メートルが平成26年度に完成、供用開始となっております。

また、現在は、3号計画道路の延伸分に当たる5区コミュニティセンター付近の十字路から、山子田北の信号までの北谷地大藪線の改良舗装工事、延長約620メートル、3月中に完成、供用開始の予定でございます。

4号計画道路、高渋バイパス千代開信号を起点とする4号計画道路でございますが、線形事業の実施年度等については未定でございます。

5号計画道路でございますが、高渋バイパス明治小入口の信号から高崎安中渋川線までの間、延長約750メートルは平成28年に完成、供用開始となっております。

また、現在は、高崎安中渋川線から村道台柳沢線の間について、令和2年度に測量設計、令和3年度に補償調査を実施しております。

6号計画道路でございますが、高渋バイパスから岩田牧場の交差点までの間、延長約320メートルは平成31年度に完成、供用開始となっております。また、現在、群馬用水前後の区間、延長約270メートルの詳細設計までは平成30年度に完了しております。しかし、北谷地大藪線及び堂塚9号線の事業を優先するため、6号計画道路については事業を休止しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） ただいま建設課長から進捗状況を説明いただきましたが、1号、2号並び

に3号計画道路は全て完成して、開通しているとのこと。また、延伸道路の北谷地大藪線についても3月中には開通するという予定で大変安心しました。ありがとうございます。

次に、今後の予定について質問します。

1号計画道路の延伸道路である堂塚9号線、それから、特に私も長岡に住んでおりますので一番関心があります、5号並びに6号計画の今後の予定についてお聞かせください。

○議長（小山久利君） 建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） お答えします。

1号計画道路の延伸道に当たる堂塚9号線については、令和3年度は、他の路線の工事を優先するため一時休止としておりましたが、令和4年度から工事の再開を予定しております。令和6年度に全区間供用開始を目指して事業を推進してまいりたいと思っております。

関心のある5号計画道路でございます。5号計画道路については、次の工程として、用地買収、補償という予定でございますが、北関東防衛局から、全ての地権者からの理解を得て、ぜひ地域住民から喜ばれるような形で事業を円滑に進めてほしいとの要望がございましたので、令和4年度、5年度については事業の実施を見送る予定でございます。

6号計画道路でございます。6号計画道路についても、堂塚9号線の事業完了後の事業再開を目指しております。再開後は、群馬用水の橋梁部の詳細設計、設計済み区間の用地買収及び補償を実施する予定でございます。その後、橋梁部及び群馬用水前後の道路の工事に着手し、早ければ令和9年度の供用開始を目指して頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） どうもありがとうございました。

自分が特に心配しているのは6号計画道路なんですけれども、群馬用水の付近で事故が多発する可能性があると思知していると思うんですけれども、また、計画までの時期があるんですしたら、看板や危険ゾーンというのか、道路に何かガタガタとする、ちょっと名前は分からないんですけれども、そういうものを工事が始まるまでしてもらえればありがたいんですけれども、その辺をよろしく願います。

続きましては、創造の森キャンプ場の活性化はについて質問をさせていただきます。

最初に、施設利用者の要望は反映されているのかということなんですけれども、令和3年度、キャンプ場の利用者にアンケートをお願いしていることですが、アンケートではどのような要望があったのでしょうか。また、要望についてどのように対応されるかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、お答えいたします。

令和3年度におきましては、キャンプ場の開場に合わせ、利用者の方にアンケートを実施いたしました。約330名ほどの方からアンケートの回答をいただいております。

回答者の半数の方が初めての利用者の方で、キャンプ場を知ったきっかけは、最近の傾向でもございますが、インターネットの検索やSNSの書き込みなどをご覧になり、興味を持って申込みをされたということでございます。

気に入ったロケーションなどについては、ゴールデンウイーク前後の八重桜の開花の時期や東に広がる眺望と夜景を非常に評価いただいております。

また、シルバー人材センターに施設管理を委託しておりますが、施設管理につきましてもお褒めの言葉をいただいております。また、シルバーの方がご用意されたまきが非常に好評を得ております。

アンケートでは、今後設置してほしい施設などについても伺っております。この中で、給湯器やシャワーといった施設の設置であったり、自動販売機の設置などの要望もございました。トイレの入り口の遮蔽用のカーテンの設置という要望、また、トイレに鏡がないということでの要望等がございましたが、これらにつきましては即対応できる要望でございましたので、現状を確認しながら対応を取らせていただきました。

今後もアンケート等を実施し、利用者の要望や隠れた魅力を発見できるよう考えていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 7番。

[7番 善養寺 孝君発言]

○7番（善養寺 孝君） 先ほど、課長さんから言われたんですけども、自動販売機の設置、給湯器やシャワーといった施設の設置について、今後どのように考えていますか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） まず、自動販売機の設置でございますが、自動販売機につきましては、どうしてもお金の収受等がございますので、その点につきましては、夜間または冬期の閉鎖時の管理等がございますので、今後検討をさせていただきたいと考えております。

また、給湯器やシャワーといった施設の要望でございますが、これは主に宿泊を伴う方が、汗をかいたりしたときの衛生面等を考慮しての意見かと思われます。こういった方につきましては、管理棟内においてパンフレット等をご用意しておりますが、この中で、本村のふれあい館をご利用いただきたいということでご案内のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） シャワーについて、ぜひともしんとう温泉を利用される方が多くなるように、周知のほうをよろしくをお願いします。

また、シルバー人材センターに管理委託をしていて、管理者がお褒めの言葉をいただいているということで、大変いいことだと思います。また、利用者が増えたら、その辺も管理者も多く増やしてもらって、事故等ないように対応をよろしくをお願いします。

2つ目の区画整備について伺います。

管理棟前には芝生の広い広場があり、キャンプ場を利用される方々が自由にテントサイトを決めているようですが、管理上、キャンプサイトの区画は決められていますか、伺います。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 管理棟の前に広がる芝生広場の利用でございますが、こちらにつきましては、フリーサイトということでご利用いただいております。

ただし、ご利用される場合の場所の選定でございますが、こちらにつきましては、利用される方々が適度な距離感を保ったテントの配置、キャンプされる方々の工夫でご利用いただいているという認識でございます。

先ほどのご質問でも申し上げましたが、東に広がる眺望を見たい方など、比較的東側へテントを設置される方が多い傾向となっております。また、八重桜の植栽された斜面にもテントを張れるだけの平地がございますので、こちらのほうをご利用いただければと思いますが、ほとんどの方が東を利用されているといった現状でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 各区画整備ということなんですけれども、もう1つのアジサイが楽しめる区画や桜が楽しめる区画がありますが、これらの整備は現状どうなっているか教えてください。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） アジサイにつきましては植栽をさせていただいておりますが、こちらのほうは、毎年伸びてくるところを刈り込んでいただく程度のものであり、こちらのサイトでのキャンプ等は今現在実施できない状態でございます。

桜につきましては、先ほどもお話しましたように、斜面の一部につきましてテントが張れるだけの平地がございますので、こういったところは今後活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 時期的に八重桜やあじさいの里、ツツジの郷、万葉の森、落葉の杜等の森林に親んでもらえる場所がたくさんありますので、それに伴って遊歩道の整備もよろしくお願ひします。

また、せっかく地元には第12旅団がありますので、ヘリコプターの離着訓練とかも、あそこの創造の森から一望できるといいと思っているんですけども、その辺をどうお考えですか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） キャンプ場の広場でございますが、こちらのほうは眺望は非常に見えるのですが、演習場までの高さまではちょっと見られる状態ではございません。そういった意味でございますと、演習場が一望できるのは富士見峠からの眺望になるかと思っておりますので、一段上がったところからの眺望が非常に見えるといったご案内は、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） せっかく、小さい子どもから、大人もそうですけれども、そういう訓練が見られたらいいなと思って、ぜひともよろしくお願ひします。

3つ目の質問なんですけど、令和2年9月の定例会でも伺ったんですけども、雨水の排水についての質問をしたと思いますが、キャンプ場の芝生広場の雨水処理について改善されたのかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 芝生広場の雨水の排水についてということでございますが、現状の確認を行ったところ、芝生のすぐ下の層に粘性土の層があり、この層が雨水の地下浸透の阻害要因となっていると考えられます。このため、粘性土の層の除去や広場に暗渠管、排水管、また、浸透性のますを設置し、雨水浸透を促すことも考えられますが、キャンプ場の開場期間に工事を実施することは難しく、また、冬季閉場時に工事を実施した場合、芝生の植生が減退することなども考えられ、翌年度の開場に影響が生ずると思われまます。

現在は、開場期間中、雨水排水の措置を講ずるのではなく、キャンプ場を利用される方が水はけの悪い場所を利用する際には、テントと芝生の間にはすのこを設置するなどして、キャンプ場の利用をいただいております。

雨水排水の問題だけでなく、創造の森全体の活用も考えながら施設の改修に反映できればと考えて

おります。

以上です。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 現在、職員でワーキンググループを設置し、創造の森のリニューアルを考えております。

議員各位には、計画がまとまり次第、全員協議会等で計画を報告いたします。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 副村長さん、よろしく申し上げます。

雨水の排水の問題だけではなく、創造の森全体を考えての利用者が楽しんでいただける施設管理をお願いします。

続きまして、3番目の村の基幹産業を担う農業者への支援についてお尋ねします。

最初に、新規就農者へどのような支援を考えていますかということなんですけれども、新規就農希望者への支援について、県との連携を含め現在どのような取組を行っているかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、お答えいたします。

役場窓口で相談を受けるケースや毎月農業委員会でやっている農地・農業者年金相談に来られる場合などがございます。また、直接県のほうに相談に来られる方もいらっしゃいます。相談に来られた場合、担当者が希望耕種や畜産、果樹など営農の希望内容を伺うほか、県の農業指導センターと情報を共有しながら対応をしております。

新規就農希望者は、親元就農をされる方や退職を機に就農を希望される方など、様々な方がいらっしゃいます。そのため、相談内容に応じた対応を取らせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 新規就農希望者の相談内容に対応していただき、よい支援をお願いし、多くの人に農業を勧めていただきたいと思います。

2つ目に、認定農業者へどのような支援を行っているかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えいたします。

初めに、補助事業でございますが、国の補助事業において、強い農業・担い手づくり総合支援交付金という交付金事業がございます。こちらの交付金事業を希望される場合には、その事業の申請、または手続について事務相談等を行わせていただき、おつながぎをしております。

また、県の補助事業としましては、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業、「野菜王国・ぐんま」総合対策事業、こちらの2点の補助事業がございます。こちらにつきましても、希望者の方がいらっしゃった場合には、県の補助事業ということでございますので、事務手続等を進めさせていただいているところでございます。

本村の単独事業としましては、榛東村認定農業者農業経営改善補助金、榛東村農業研修者受入農家等補助金等がございます。こちらのうち、農業者農業経営改善補助金につきましては、農業機械等の補助金となっております。また、農業研修者受入農家等補助金につきましては、新規就農の希望者の方が農業研修をされた場合の受入れ農家に対する補助金となっております。

次に、制度資金でございますが、こちらにつきましては農業近代化資金、こちらは農協、銀行等が融資をされる資金でございますが、こちらの資金制度並びにスーパーL資金、こちらは日本政策金融公庫で実施しているものです。

そのほかに、農林漁業セーフティネット資金、こちらも日本政策金融公庫で実施しているものでございますが、こちらの制度資金等の活用についてもご案内をさせていただいております。

また、群馬県と市町村によって利子補給をしている事業でございますが、認定農業者等支援資金というものもございます。

榛東村の認定農業者農業経営改善補助金につきましては、認定農業者の育成・確保及び農業経営の改善を図るための農機具等の導入経費の一部を補助するといったものでございます。

これまでの補助件数ですが、累計で33件の実績がございます。

こちらの補助金、または資金等の活用についてご案内をさせていただければと思っております。

また、組織としましては、榛東村認定農業者等連絡協議会の事務局として、先進地視察であるとか、情報の提供等の事務の支援等も実施しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） ありがとうございます。

これからも認定農業者等の育成・確保及び農業経営の相談に乗っていただき、よりよい支援をよろしくお願いします。

3つ目に、多面的機能支払交付金についてお伺いします。

多面的機能支払交付金事業についてどのような内容の事業であるか、また、村内での取組状況についてお教えてください。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えいたします。

当該交付金事業でございますが、地域が共同で行う多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援するというものでございます。

事業としましては、必須事業の内容として、農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等がございます。農村の構造変化に対応した体制の充実・強化、地域資源の保全・管理に係る共同作業を行うことに対する交付金として、地域維持支払金がございます。

また、必須事業と併せて行うことにより交付されるものでございますが、水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動などに対する交付金として、資源向上支払金がございます。

次に、本村の事業状況でございますが、事業の主体は農業者等で構成される組織でございます。本村では現在3地区、5区、10区、13区の3地区で事業に取り組まれております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） これからも多面的機能を支える活動や、農業水路、農具等の地域資源の質向上の活動を支えていただければと思います。

4つ目に、農地利用推進対策はどうなっているかについて。

耕作者の高齢化や離農者の増加などにより、村内を見渡しても、過去に整備の行われている田畑が休耕地や耕作放棄地となるなど、耕作されていない土地が見受けられます。このような中、農地の安全と良好な耕作環境を維持するための方策をどのように検討されていますか、お伺いします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えいたします。

まず、農業委員会ですが、農業委員会において農地最適化推進委員を中心に村内の巡回、耕作放棄地や休耕地、無断転用の農地などの確認を行い、管理されていない農地の所有者に対して田畑の管理をお願いするなど、農地の荒廃防止に努めております。

また、人・農地プランの作成に当たり、農地所有者のアンケート調査を実施し、所有する農地の賃貸の希望等についても伺いました。

毎月実施する農地・農業者年金相談においても農地の賃貸借の相談等に対応し、賃貸借の情報を整理し、農地中間管理機構へ情報をつなぐなど、農地の永続的な耕作に向けて対応しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 引き続き耕作放棄地や休耕地、無断転用の農地などの確認を行い、管理されていない農地を所有者に対し管理をお願いし、農地の荒廃防止に努めていただけるようお願いいたします。

続きまして、4番目の新型コロナウイルス感染症拡大の中のスポーツ行事についてお伺いします。

昨年のスポーツ行事について伺うんですけども、最初に小中学校のスポーツというか、部活についてお伺いします。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

小中学校といいましても、今は主に中学校の部活動でございますが、中学校の部活動について感染対策のために、いわゆるまん防と言われているまん延防止期間については実施していないということで、部活動中止になってございますが、基本的にそれが明けたところについては部活動は実施しております。夏の大会、また、新人大会も県大会までは実施はできませんでしたが、夏の大会については県大会、新人大会は県大会実施せずで、郡大会については行ったということでございます。

ただ、多くの日数、部活動ができないという状況もございましたので、今後また、まん延防止期間が終了したところについては部活を再開していくわけですけども、子どもたちの体の安全、または心のほうのケアもしながら、スムーズに推移するようにこちらも指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） ありがとうございます。

小中学生は、将来の夢を持って多分スポーツをやっていると思うんですよ。将来はスポーツ選手になるとか、そういうんで、やっぱり小中学生は今が結構大事な時期だと思いますので、感染防止をとことんしていただき、部活ができるようにご配慮のほうをよろしく願います。

また、続きまして、一般の村の昨年のスポーツ行事はどうなっているかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、国や県のガイドラインにのっとってスポーツ事業を進めてまいりました。ただ、村主催の行事で一応最大のものであるスポレクをはじめ、多くの行事が中止となっております。

榛東村スポーツ協会主催行事では、各専門部の部長と調整の上、実施や中止の判断を部として検討していただいております。ただ、昨年度もそうですが、できたものはごく一部であり、今年度実績でいきますと村長杯争奪野球大会、また、大字対抗野球大会等については実施できたものの、その他多くの大会については中止となりました。

また、しんとうスポーツクラブ主催行事でございますが、ノルディックウォーキング教室は開催できたものの、これも他の多くの行事が中止となりました。ただ、バレーボール、フットサル等々のクラブ活動については、アリーナなどの会場が閉鎖になって練習が中止になった日はあったものの、クラブ自体の活動については進めることができたと聞いております。

以上です。

○議長（小山久利君） 7番。

〔7番 善養寺 孝君発言〕

○7番（善養寺 孝君） 各スポーツはやっぱり競技するだけじゃなくて、親睦や村の交流を図る場所だと思っているんですよ。だから、ぜひとも小中学生と同じく感染予防対策をし、スポーツができる環境づくりをお願いしたいと思います。

以上をもちまして、質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、7番善養寺孝議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩を取ります。再開を1時50分といたします。

午後1時33分休憩

午後1時50分再開

○議長（小山久利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問順位4番清水健一議員の一般質問を許可いたします。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君登壇〕

○10番（清水健一君） 皆様、こんにちは。

一般質問も善養寺議員の後、また、中島議員の前で非常にやりづらいんですが、頑張って一般質問を行っていきます。よろしくをお願いします。

初めに、行政のデジタル化について伺ってまいります。

菅内閣の目玉政策の一つが、行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設を伴う本格的なデジタルトランスフォーメーション、DXへの転換です。DXとは、情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させるという概念です。

新型コロナ禍で露呈した行政手続の遅さなどに対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、さらに、各自治体が振込口

座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで給付が立ち遅れる一因となったことは記憶に新しいところです。

そこで、質問させていただきます。国が進めようとしている行政のデジタル化とは現在どのようなものなのか、お伺いいたします。

以降、自席に戻り、質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 行政のデジタル化でございますが、目的としまして、大きく分けますと2つ、まず、住民の利便性の向上、それと行政運営の効率化、これを目的にしていると、このように考えております。

住民の利便性の向上では、行政手続のオンライン申請の場合、いつでもどこでも関連手続を行うことができ、マイナンバー、個人番号ですが、これを使用することにより一部添付書類の省略などできます。

また、行政運営の効率化、こういう観点では、行政分野でデジタルを活用することにより、紙による業務処理から電子による業務処理、これに転換し、ペーパーレス化、それから業務処理の迅速化、正確化、これらなどが図れると、このように考えております。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 日本のデジタル化は世界の先進国と比較しても決して高水準とは言えず、IMD、国際経営開発研究所が発表した世界デジタル競争ランキング2020では、日本は63か国中27位でした。特に遅れが目立つのは、行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。

そこで、お聞きします。本村で、パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） パソコンやスマートフォンで可能な村に対する行政手続、これにつきましては、現在のところ、見方にもよるんですが、コロナワクチンの接種、これの予約のみでございます。

榛東村民が利用可能な手続ということでありましたら、所得税の確定申告やマイナンバーカード、これの申請などがございます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 行政手続のオンライン化は手続時間を短縮し、住民の負担が軽減されます。行政側にとっても記載内容の確認、修正が減り、業務の効率化につながることを期待されています。オンライン化を進めるべきと考えますが、今からすぐにでも実現可能な行政手続のオンライン化、それは、国が設定したマイナンバーカードを活用したマイナポータルびったりサービスだと考えます。これは、自治体レベルで新たなシステムの構築などの必要はありません。マイナンバーカードを活用したこのマイナびったりサービスについて、本村ではどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今お尋ねのありました、マイナンバーカードを活用したマイナポータルびったりサービスでございますけれども、びったりサービスにつきましては、マイナポータルの機能の一部でございます、今ご紹介いただいたとおり、行政手続がオンラインで行えるものということでございます。

現在、村ではびったりサービスを利用した電子申請が可能な手続はないという状況でございますけれども、今後、新年度予算にも計上させていただいてございますけれども、デジタル基盤改革支援補助金を活用して、システム改修を行った上で電子申請の受付側の整備を予定しております。このシステム整備に併せまして、村民にとって利便性の高い手続から実施を検討するとともに、マイナンバーカードの普及率向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 政府も行政のデジタル化を進める重要な手段としてマイナンバーカードの活用を重視し、普及促進に向けて、健康保険証や運転免許証など、個人を識別できる規格の統合を目指しているところです。

次に、マイナンバーカードの申請について、行政のデジタル化を進める上でマイナンバーカードの取得申請の進捗状況と今後の推進に向けた取組についてお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えをいたします。

まず、マイナンバーカードの本村の取得状況について、本年1月31日時点の交付申請の件数でお答えさせていただきます。

交付申請件数では5,529件です。人口に対する割合では37.9%となっております。

続いて、今後の推進に向けた取組につきましては、村の広報紙や村のホームページ、回覧などを利用したPRは現状も行っていますので、これを継続していきたいというふうには考えているところでありまして、また、現在1階の村民ホールで申告相談を行っていると思うんですが、その会場内にマ

イナンバーカードの作成を促すような掲示をしたところ、実際に住民生活課の窓口に寄っていただく方もいらっしゃるということで、効果があるということも分かりましたので、村民の方が集まるような場所でのPRなども行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 最後に、行政のデジタル化の推進、これについて、今からすぐにも実現可能な行政手続のオンライン化、それはマイナンバーカードを活用したびったりサービスのフル活用だと考えますが、今後どのようにデジタル化を進めていくのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 行政手続のデジタル化、それから今後の取組ということで、私のほうから行政手続のオンライン化、オンライン申請について今後の取組、答えさせていただきます。

まず、今回3月の議会に上程させていただきました補正予算にも計上してありますが、転入転出手続につきましてマイナンバーカード、マイナポータルを活用し、オンラインで行えるように準備をいたします。これにより、手書きによる届出書類の記入が不要になったり、手続時間を短縮することができます。

また、先ほど総務課長のほうから一部出ましたが、来年度におきましては、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として、2つ条件がありまして、まず1つ目、処理件数が多く、住民等の利便性の向上や業務の効率化、効果が高いと考えられる手続、2つ目といたしまして、住民のライフイベントに際し多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続。これらの中で特に国民の利便性向上に資する手続とされた手続につきまして、オンライン申請が可能となるよう、次年度準備を進めることとしております。

その後の拡張につきましても、皆さんの利用状況などを参考にしながら検討したいと考えております。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次の質問に移ります。

AEDシートの導入の考えについてお聞きいたします。

初めに、本村でのAEDの設置場所、個数、使用状況をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村有施設44か所にAED47台が現在設置をされてございます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 使用状況はどうでしょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お尋ねが、この5年間ではということだったんですけれども、5年間においては使用した実績はございません。平成20年の中盤について、2件使用したという実績がございます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） AEDシートというのは、和歌山県の高校で作られ、話題となりましたが、このAEDシートとはどのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） AEDシートとは、女性に対してAEDを使用する際に、プライバシーの保護ができないことを要因としてAEDの使用をちゅうちょする場合があるということから、傷病者のプライバシーに配慮して、周囲に見えないように体を覆うことができるシートのこと、ということでございます。

その高校では専用のシートを作ったということで、私のほうも調べたんですが、そのほか、三角巾や風呂敷のような胸部が隠れる大きめの布を用意し、女性に対してもAEDの使用をためらわず、心肺蘇生ができるように備えている自治体もあるということです。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 本村では、AEDの使い方の講習会等が行われているかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 不定期ではございますけれども、渋川広域消防本部の協力をいただきまして、職員に対するAED講習会を実施しております。

また、各自治会においても自主的に講習会を行っているというところがございます。また、その際村のほうでは広域消防本部のほうに講師の依頼等、おつなぎをさせていただいているというところがございます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） AEDシートは、課長から説明がありましたけれども、傷病者のプライバシーに配慮しつつ、胸骨を圧迫する部位やAEDパッドを貼る場所から、心肺蘇生を実施する方に分かりやすく表示されているものです。このようなシートを作るきっかけになったのは、日本疫学会の発表で、学校において生徒が心停止したときのAED使用率は、男子高校生の場合は83.2%であるのに対し、女子高校生の場合は55.6%であり、27.6ポイントも低いという現状からでした。学校現場だけではなく、実際にテレビのニュースでも、倒れた人が女性だと男性よりもAEDが使われにくく、特に駆けつけた方が男性だと、倒れた女性にはAED使用のとき、素肌に直接パッドを貼ることにためらう人が多いという内容の報道もありました。

心停止の状態では、何もしないと救命率は1分たつごとに10%ずつ下がり、胸骨圧迫とともにAEDを使えば救命率は4倍上がるとされています。AEDと共にケースの中に紹介したシートのようなものが入っていれば、ちゅうちょせずに救命の行動ができるのではないのでしょうか。また、女性に配慮したAEDの使用方法等も記載した普及啓発資材を作成し、活用している自治体もあります。

救命の折に、倒れた人によって救命活動に差が生じることがない施策を講じることは、住民の生命と健康を守る行政として当然の役割ではないかと思います。村民の安全・安心向上のため、AEDシートを導入すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今回ご質問いただきまして、私自身もAEDシートという存在を初めて知ったわけでございますけれども、ご質問をいただきましたのでいろいろちょっと調べさせていただいて、他県でございますけれども、専用のAEDシートではなくて、先ほど健康保険課長からもありましたけれども、三角巾をAEDの機器の横に設置していると。三角巾ですと、応急手当てにも使えるというようなこともありますので、そういったものとか、AEDシートも一つの選択肢として検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど来からAEDのことについて、私もよくまだ分かっていることじゃありませんけれども、聞いている範囲内においては、本当にこれは役に立つということがだんだん分かってきました。

これは早急に調査をして、この内容が今47台たしかあるはずですが、これらについてはリースでやっていますので、それらを含めて早急に検討させていただきます。できればそれを購入したりして、すぐに役立てたいということで、今、職員にも初めて言うことですが、やらせてもらいます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

SDG sの推進についてお伺ひいたします。

持続可能な開発目標を意味するSDG sとは、皆さんご存じのとおり、国際社会が2030年を目指して解決すべき課題を国連の場で明らかにした17の目標のことであります。SDG sは、2015年9月、ニューヨークの国連本部で開かれた国連持続可能な開発サミットにおいて採択されました。

国連が国際的な開発目標を設定するのは2度目です。最初の目標は、2000年の国連総会で採択されたミレニアム開発目標MDG sです。そこには、2015年までに達成すべき8つの目標が掲げられていました。その中には、貧困と飢餓の撲滅、初等教育の普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、女性の地位向上、環境の持続可能性の確保といった目標が含まれていました。

ミレニアム開発目標MDG sは、主にアジア、アフリカなどの開発途上国が抱えていた課題についての目標であったため、日本ではあまり注目されませんでした。しかしながら、SDG sで示された17の目標の中には、貧困、飢餓、保健衛生、教育といったMDG sを引き継ぐ目標がある一方、地球温暖化、生物多様性、持続可能なまちづくり、雇用と経済成長、クリーンなエネルギーなど、多様性の調和を図りながら持続可能な社会を実現するための指標を定義しています。その根底に一貫して流れている精神は、誰も置き去りにしないとの理念の下に、暴力や争いではなく、人権を守る方向へと心を向け、多元的で誰も排除されない社会の実現に向け、共に行動していくことを求めています。

今回は、教育のことについてお伺ひいたします。

誰一人取り残さないとのSDG sの理念は、未来を担う子どもたちの心に深く刻んでほしい重要な考え方です。教育現場でもしっかりとSDG sの教育に取り組むことが重要と考えます。これまで進めてこられた、いわゆる持続可能な開発のための教育E S Dとの関連性について、どのようにお考えかお伺ひいたします。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

SDG sは、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標と、教育委員会としても捉えております。

目標4として、教育のゴールがSDG sに位置づけられておりますが、教育の全てがSDG sの基礎であり、全てのSDG sが教育に期待されているとも言われておりますので、学校の全教育活動でSDG sを意識していくことが大事であるというふうに考えております。

今、議員さんのほうで様々な面を取り上げていただきました。学校での例えば環境保全ですとか、自然保護というような面でいきますと、例えば、中学や高等学校の社会、理科の学習においては、持

持続可能な社会の形成実現に向けた学習活動を位置づけるようにと記述がございます。これまでも社会科のごみ処理やリサイクルの学習、また地域文化、自然を学ぶ学習、また、理科におきましては地球環境を取り上げた学習など、持続可能でよりよい社会づくりに関連した学習についてはこれまでも進められております。

また、人権問題や、例えば1人1台タブレットの配置につきましても、誰一人取り残さないという面では非常に価値あるものというふうに考えております。

今後、各教科の関連する学習内容においてSDGsの考え方を意識的に取り上げるなどして、持続可能な社会の担い手づくりを進め、17全ての目標の達成に貢献できる児童生徒の育成を果たしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） SDGsの視点ということで局長からも説明がありました。SDGsの精神を取り入れて教育現場で生かしていくということで、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

農業の振興についてお伺いいたします。

昨年5月、農水省は、化学肥料や農薬を使わない有機農業を推進する方針を打ち出しました。

なぜ有機農業拡大を目指すのか。国連が定めた持続可能な開発目標SDGsの実現を目指す世界的な動きがあります。さらに、日本政府も2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする方針を掲げ、経済界を挙げて動き始めています。

特に農業分野は地球環境に様々な影響を与えていることが分かっています。例えば、農薬は生態系への影響が懸念されています。また、化学肥料は石油や天然ガスなどの化石燃料を使って生産している上、大量に使用することが水質汚染や地球温暖化につながるとも指摘されています。

現在、国内の有機農業の面積は日本の基準を満たしたもので2万3,700ヘクタールと、農地面積のうち僅か0.5%にとどまっています。

そこで、質問いたします。有機農業の本村の現状をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えいたします。

有機農法により野菜の生産を行っている生産者についてでございますが、村として直接調査を行ったものはございません。このため、農林漁業センサス2020年の公表ではございますが、こちらの数値についてご報告をさせていただきたいと思っております。

経営体数としましては15経営体でございます。面積では973アール、主な作付作物の種別でござい

ますが、水稻で7経営体、面積で324アール、野菜が6経営体、面積が322アール、果樹で5経営体、面積が327アールとなっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 有機農業に対して、農薬や化学肥料を使って作物を育てることを慣行農業と呼びます。日本ではほとんどの農家が慣行農業を行っています。そのほうが効率的で収穫量も多いからです。農水省も慣行農業を念頭に置いて農業政策を進めてきました。

ところが、昨年5月、みどりの食料システム戦略を打ち出しました。このみどりの食料システム戦略とはどのような内容なのか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまご質問のありました、みどりの食料システム戦略でございますが、ご質問の中でございましたように令和3年5月に策定されたものでございます。

内容等につきましては、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するといったものでございます。

村としましては、今後示される各事業メニューなどにおいて、本村で活用できるものがないか確認しながらつないでいければと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 農水省は、有機農業の普及を加速させるために交付金を活用し、自治体が主導する形で生産者や地元小売業者、研究者などとの地域連携を後押ししているようですが、これは具体的にはどのような交付金なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） こちらの交付金でございますが、みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じた資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産・流通・消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区をまず創出するというものでございます。

取組につきましては、見える化などの関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援するといったものでございます。

また、事業の内容でございますが、こちらにつきましては、みどりの食料システム戦略推進交付金、また、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりとの事業がございます。これらの事業につきましては、事業内容が細分化されており、国から県を通し市町村に交付される事業もあれば、直接事業者が民間団体等へ事業実施をされて、国から直接交付されるといった事業もございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 国の動きはよく理解できました。

また、群馬県の有機農業をどのように推進していこうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、群馬県の動向でございます。

群馬県では、令和3年6月に群馬県有機農業推進計画を策定し、本計画において、有機農業を科学的に合成された肥料及び農薬をしないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義づけております。

また、有機農業に取り組むまでの前段としまして、土作りを基本として、化学肥料、化学農薬の使用量を2割削減するエコファーマー認定及び地域の慣行基準と比較して5割以下に削減する特別栽培認定証制度を有機農業の取組に向けたステップとして位置づけ、農業者の取組に応じた支援を行うことで環境に配慮した農業の定着を図るとともに、有機農業のさらなる生産拡大を目指すとしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 群馬県の有機農業推進計画の中には、こんなこともうたわれています。

「有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものとされています。近年では有機農業が生物多様性の保全や地球温暖化防止等にも高い効果を示すことが明らかになってきており、気候変動への対策手段としても、有機農業の取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものです。また近年では、新型コロナウイルス感染症による影響により、経済活動のあり方が大きく変容しつつある中で、農産物の流通・販売経路にも柔軟に対応することが必要になってきています。」、こうも書かれています。

消費者の食に関する関心は年々高まりを見せています。農業分野でも安全・安心な農作物の供給は

もとより、環境に負荷をかけない持続可能な農業が求められています。国・県の方針に歩調を合わせ、有機農産物、オーガニック野菜を生産し、ほかの産地と差別化を図り農業の振興を図っていく、こういった考えがあるかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまご質問のありました、清水議員のご質問の中にもございますが、野菜の差別化というところでございますけれども、有機農業を推進するという考え方を村で行うのではなく、生産者の方が有機農業を主体とした経営を実施したいという考え方に伴い、事業実施に活用できる事業があるか、また、事業の実施希望に寄り添った体制づくりが必要と考えます。

また、生産者の方が考え、有機栽培による野菜の差別化などにより個性が際立つものがあれば、こちらはプライベートブランドや地域ブランド、特産品としての需要も高まるものと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次の質問に移ります。

認定農業者の補助金の件で質問させていただきます。

本村では、認定農業者への補助金交付の制度がありますが、どのような制度で補助要件はどのようなになっているか、説明をお願いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご説明申し上げます。

先ほどの善養寺議員の質問でもお答えをさせていただきましたが、村の単独の補助金でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者の育成・確保及び農業経営の改善を図るための農機具等の導入経費の一部を補助するというもので、榛東村認定農業者農業経営改善補助金がございます。

補助金要件としましては、村内に住所または事業所を有し、かつ村内で営農する認定農業者、または認定新規農業者が交付対象となっております。

補助事業の内容でございますが、補助対象者が実施する消費税を除く30万円以上の農業用機械や消費税を除く30万円以上の農業用施設の整備、または、設備の導入費用に対して補助をするというものでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次に、補助額について、事業費の50%、または上限額50万円のいずれかに補助の引上げの考えはあるか、また、事業費の下限値を引き下げる考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、今現在行っております補助事業の要件でございますが、2年ほど前に、認定農業者が当該補助事業を行う場合に3年に1回の利用制限を設けて交付しておりました。令和2年度より、認定農業者の申請について補助事業を希望する方へは毎年申請を可能とするものとしております。

現行の補助金に係る補助率につきましては、消費税を除く事業費30万円以上の農業用機械の導入や農業用施設、または農業用設備の導入に要する経費の30%を限度とし、補助金の額は30万円を超えないものとしてございます。この場合において算出した補助金に千円未満の端数があるときは、その端数は切捨てとさせていただきます。

補助率の引上げや補助額上限の引上げにつきましては、現行の補助の利用状況等の推移を見ながら考えていきたいと思っております。

また、ご質問の中にごございました事業費の下限値の見直しにつきましても、経営改善計画の達成に必要な機械等の導入補助の観点から、少額と思われる機械等の導入は考えにくく、また、複数年の利用に耐え得る機械や施設、設備の導入ということを考えますと、下限値の30万円の事業というのでも引き続き進めたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） では最後に、認定農業者に限定せず、兼業農家や小規模農家など多様性の担い手で利用できる補助金の創設の考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） お答えします。

兼業農家や小規模農家で利用できる新しい補助金の創設につきましては、現行の認定農業者農業経営改善補助金について、認定農業者の育成・確保及び農業経営の改善を図るための農機具等の導入経費の一部を補助するというものでございます。この目的のため、当該補助制度の中では、兼業農家、また、小規模農家を対象とすることはできません。兼業農家や小規模農家の方につきましても、今後農業の担い手となり、認定農業者となつていただいた上で、当該補助金等を活用いただければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次の質問に移ります。

ヤングケアラー対策について伺います。

ヤングケアラーが生まれてしまう背景には、まず、介護を担う人が家族内にいないことが挙げられます。3世代同居率の低下、専業主婦世帯の減少、独り親家庭の増加などから、以前に比べて家族の形は縮小の一途をたどってきました。

そこで、質問なんですけれども、ヤングケアラーとは、具体的にはどういう子どもたちのことを言うのか、伺います。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えいたします。

法律上定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをヤングケアラーというふうに呼んでいると承知しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもたちのことということなんですけれども、ケアがお手伝いであれば問題はありますが、負担が大きいあまり学校に行けなくなったりすることもあります。誰にも相談できずに一人で抱え込んでしまいがちな状況もあります。

そこで、本村の現状の認識、何かヤングケアラー対策等、取り組んでいることはあるか、伺います。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まず、現状の認識はというご質問でございましたが、村の関係各課、局、それから村社会福祉協議会にも確認をしましたが、現在のところヤングケアラーに該当するお子さんの存在については把握できませんでした。

ヤングケアラーに関する取組につきましては、現在のところ特段取り組んでいるものはない状況でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 介護負担による子どもたちの学力、就学機会の制限やさらに友人関係の乏しさなどを招くなど、社会性の獲得にも大きな影響を与え、社会的な孤立につながることもヤングケアラーは問題視されています。地域や学校で認知されにくいこともヤングケアラーの問題を深刻化させている原因の一つであります。

今後、何か支援策等ありましたら、考えていくおつもりがあるか伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今後の支援策についてとのご質問でございましたが、現在、県内で1つの自治体でございますが、ヤングケアラーの支援策として、家事や介護を担うヘルパーを派遣する事業を開始するとの情報がございます。

本村の場合ですが、まずは実態の把握をすることが優先というふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 厚生労働省なんですけれども、実施した初の全国調査では、クラスの友達が部活に打ち込んだり、塾に通って受験勉強している間も、幼いきょうだいや障害を持つ家族のケアに1日数時間を充てなければならない若き介護者が存在するなど、重い負担が浮き彫りになりました。

家族の介護や世話を担う子ども、ヤングケアラーが中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%いることが調査で明らかになりました。介護や世話をする頻度は、中学2年生では、「ほぼ毎日」が45%を超え、「週に3日～5日」が約17%、平日1日当たり世話に費やす時間は平均4時間で、「7時間以上」と答えた人も約1割いました。

世話を必要としている家族の内訳は、「きょうだい」、中学2年生で61.8%、全日制高校2年生で44.3%と最も多く、「父母」、「祖父母」が続きました。

学校生活について聞いたところ、世話をする家族がいる生徒はほかの生徒と比べて欠席しがちで、遅刻、早退が多い傾向がありました。また、ケアに時間が取られるために授業中に居眠りが多く、宿題、課題ができていない、書類の提出期限に遅れるなどの項目が目立ちました。学校内で孤立しがちなこともうかがえます。

調査は、2020年12月から2021年2月にかけて、全国の約1,350校の公立中学校、高校を抽出し、中学2年生と高校2年生、計17万人を対象にインターネットで実施し、1万3,000人余から回答を得ました。

個別の意見として、「両親は別居しており、父から経済的支援がなく、母に協力するのはある程度しようがない。遅刻や家庭の都合で欠席が内申点などで跳ね返ってきている」、「ケアが必要な家族は重度の知的障害で、身の回りのこともできず、一人で留守番もできない。障害者が生活できる施設

が少ない。入所待ちの人が多く、施設に入れぬ」など、悲痛な声が寄せられました。こういった調査結果も出ております。

今後、本村でも実態調査をする考え、積極的にこうした子どもたちを発見していこうという考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 実態調査についての考えについてお答えいたします。

村と村社会福祉協議会では、毎年、住民支え合いマップづくりという事業を実施しています。この事業は、各地域から多くの方に参加をいただいて、避難行動要支援者や要配慮者の状況把握を行い、情報の共有を図りながら意見交換を行って、支援体制等を更新する作業を行っているものであります。

ヤングケアラーの実態把握や情報提供につきましてもそうした機会を活用し、お集まりいただいた方々に対して協力依頼をしていき、また、地域のお力をお借りしながらより効果的な方法がないか、関係各課、局、関係団体などと協議をしながら検討し、行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小山久利君） 以上で、10番清水健一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時55分といたします。

午後2時35分休憩

午後2時55分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位5番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆さん、こんにちは。

5区5班、議席5番の中島由美子でございます。本日のラストバッターということで、お疲れのところ恐縮でございます。議員としてしっかり務めを果たしているか傍聴いただければ幸いです。

今回は、議会運営委員会で、議員は一般質問に先立つ所信を述べない申合せをしたと通知をいただきましたので、そのような理由をお聞かせいただきました。ただ、議会は議員で構成されているわけですから、今後はこのような申合せというのは、全議員で議論をしてから議会運営委員会等で決めていただくというのが議会制民主主義であり、組織の運営の在り方であると思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速1問目の質問に入らせていただきます。

1、令和3年12月9日の教育長発言を踏まえて、教育長に質問させていただきます。

これは、12月1日の私の一般質問の所信の中で、先頃の農業委員会との打合せの中で終わり際に、その他の質問として、教育委員会に話しても駄目なら議員に議論してもらい、村の教育に反映してもらえばという内容で始まった発言に、教育長から、私に謝罪と発言の取消しを求める発言だったわけでございます。その中には、いじめ問題について触れられていませんでしたので、1問目全体でそのことなどをお聞きしたいと考えています。

こういった発言のときには、教育長の発言の一部をご紹介しないと、傍聴の方、お分かりにならないかと思っておりますので、ちょっとだけ話させていただきます。教育長ほど流暢には話できませんけれども、なるべく間違えないように話させていただきます。

今年の学力・学習状況調査、これにつきましては、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学、6年生と中3ということでございましたけれども、全国であるとか県であるとか比較したときに、3校とも上回っていると、こういう結果が出ておりますというお話がございました。GIGAスクール構想にもあるように、授業を変えていくんだと。子どもたちが社会に向けて自ら学ぶ、自ら判断する、自ら表現する、こういう姿勢を育てていかななくてはならないと考えておられるそうです。

それで少し略しまして、まず、教育委員会事務局の学校籍の職員につきましては、他市町村から、優れた識見を有する教員、高い専門性、豊かな人間性を身につけた教職員が村内にいればいいですけども、少ないです。あちこちから探してくる。そして、職が終えるまで榛東村の教育に尽くす覚悟のある教職員でございます。教育長は村長が指名して、議会同意を得た上で就任することができるわけです。現在4期目ではございますが、この間議会から賛成多数ということでご同意をいただいて、この職に現在も就いているわけでございます。このことは、村長の人事権である、私を指名する批判とも受け取ることができるんだろうと思います。現在、村内の小中学校の正職の教職員については80名程度でございます。榛東村在住の教職員は1人もございません。やはり児童生徒を育てるのは教職員の授業力であるとか、生徒指導力、これに大きく関係しております。今後も力のある教職員を村内に配置すべく全力で取り組む所存でございます。

少し略しまして、議会規則の第61条には、「議員はその会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。」ということが付け加えられました。

1は、ただいま読み上げた、教育長は村長が指名して、議会同意を得た上で就任することができるわけで、私がこのような発言をしたことは、村長の人事権である阿佐見教育長を指名する批判とも受け取ることができるんだろうと思いますということ、また、議会会議規則の第61条で、議員はその会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消すことができると、そのようなご発言がありましたけれども、榛東村議会と教育委員会教育長、新制度の法的立場について、教育者として地方自治法などからご説明をお願いいたします。

それでは、自席に戻り、質問を続けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、教育長の立ち位置と、こういうことでございますけれども、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表とする立場である。そして、村長から独立した行政委員会であり、このことは、村長から独立した中立公正な職務の執行を確保するためであると。

議会の教育長の立ち位置、これは地方自治法では、教育長は、「議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と書かれております。そういうふうに承知しています。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 大変法的に説明いただき、ありがとうございました。

その中で、今の阿佐見教育長のお立場というのは、平成26年7月17日の文科省の中等教育局長の通知によりますと、「新「教育長」は、「教育行政に識見を有するもの」のうちから任命することとされているが、これは教育委員会事務局職員や教職員経験者に限らず、行政法規や組織マネジメントに識見があるなど、教育行政を行うにあたり、必要な資質を備えていれば、幅広く該当するものであること。」と。次に、「教育長の任命の議会同意に際しては、新「教育長」」、阿佐見教育長の制度です、ね、「の担う重要な職責に鑑み、新「教育長」の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられること。」とあります。

たまたま榛東の議会では、人事案件は討論・質疑しないことになっております。それはいい伝統かと思いますが、やはり議員がこのような住民公選の立場で批判をした場合、謝罪や発言の取消しというような内容だと、保護者が、部下の教員の方々が、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかと言ったときに、そのような耳を貸せるのだろうかということがちょっと不安に思った次第でございます。

私が不安に思っただけで、教育現場、保護者の方々がそのような不安がないということであれば、杞憂であったということでもよろしいかと思うんですが、今の教育委員会がその役割を発揮していくためには、地域住民の意向や所管機関の状況を的確に把握し、活発な議論に基づいて意思決定を行っていくことが重要であるとともに、地域住民への説明責任を果たしていくことが求められます。……

.....
.....
.....

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時7分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま、教育長の発言の後の私の質問については、通告になくて答弁書が作れないということでございますので、申し訳ございませんが、この場で削除させていただきます。時間の関係で、2番目にまいります。

教育長の発言の中で、優れた識見を有する教員、高い専門性、豊かな人間性を身につけた教職員が村内にいればいいですけれども少ないですの発言の根拠を説明してください。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） このご質問の通告では、いきなり優れた識見を有する教員云々と、その前に私は、先ほど議員もおっしゃっていましたが、12月9日の会議録には、「教育委員会事務局の学校籍の職員につきましては」と、これが主語だったわけです。だから、学校から教育委員会事務局に来た者のことを言っているわけであって、榛東村の3校の教職員のことではないと。会議録を読んで私はそう理解しておりますし、私もそういう発言をしました。

今の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に、留意事項というものがございます。教育委員会事務局の強化が非常に求められていると。なぜならば、教育委員会が期待されている役割を十分に果たすためには、教育委員会を支えている事務局職員の資質や能力を向上させる必要があると。そして、教育長及び教育委員に適切な情報を提供しなければならない職務を持っていると。例えば、どこの市町村もそうだと思うんですけれども、教育委員会事務局の者に迎え入れるということは、指導主事という立場で入ります。その指導主事というのは、教育に関して識見があつて、学校の教育課程、学習指導、その他公教育に関する事務に従事するわけです。だから、専門的事項についてのそういう経験と教養が求められている。だから、くどいようなんですけれども、全体の教職員という意味ではございません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 私は教職員ではございませんので、こういった会議録の128ページに教育長の全文が載っているわけでございますけれども、これを村内在住の教職員、大変すばらしい先生方もいらっしゃると思うんですけれども、その方が読んでいて、どのような感想を持つかと。

それぞれの先生方はみんな群馬県の基準を得た教員であると。その中で、村内在住の教職員にそういった資質がないというようなご発言を榛東村の教育委員会教育長がされるというのは、この言葉だけを取りますと、ちょっとおかしい話じゃないかということがありまして、あえてここで質問をさせていただきます。そこについて、その先生方にどのように説明するか、ちょっとお答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） さっき申し上げたとおり、少ないというのは、小さな町村ですから学校数も少ない、教職員数も少ない、大きなところと比べて。確率の問題として、3校の中にそういう全てを兼ね備えているということは少ないんだろうと。ですから、当然村内からも抜てきということもありますけれども、他市町村からの人材発掘を行っている。

このことを教職員が読んでもらっても構いません。私に対してご批判をいただいても構いません。以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 榛東村の教育委員会教育長でございますから、村内の学校経験者から教育委員会事務局の学校籍の人間をとってお考えは、なかなか難しいという回答でございました。

その発言の次に、3番ですけれども、阿佐見教育長の教職員の配置基準は、職が終わるまで榛東村の教育に尽くす覚悟を持った教職員を集めているということかと。これも教育長の説明を聞く前でございましてけれども、教育委員会の学校籍の職員という枕言葉がつくんだろうと思いますけれども、ただし、そのような職が終わるまで榛東村の教育に尽くす覚悟を持った教職員が必要かどうかということとは、もう一度説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 議員もおっしゃっているように、これは教育委員会事務局の学校から来た職員と、こう捉えていただいてありがたいんですが、配置基準というのは、教育委員会事務局の学校から来た職員、者については、いずれは恐らく、100%ではございませんけれども、学校を中心となって経営していく人物になるんだろうと、私はそう思っています。この教育委員会事務局でいろんな職務に当たることによって、例えば榛東村のことがいろいろ分かってくるわけです、学校にいるときよりは、学校の様子だとか、教職員の実態、それから教育委員会としての方針だとかプラン、理解が深まると。そうすると、村内の学校に戻ったときに、そのことが経営の一助になると、そういう私は配置基準と。ただ、一般の先生方、配置基準はこの限りではない。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 教育長がご自分の言葉でご説明いただき、そうですね、職が終わるまで榛東村の教育に尽くす覚悟、ありがたいことだとは思いますが、やはり学校の先生、教育というのは向き不向き、子どもたちにとって、保護者にとって、そして村にとってというようなことがあるかと思います。ですので、一般の先生方は3年とか7年とか、職員にもありますけれども、そういうようなものがあるかと思います。

今の教育長の説明は理解しつつ、そういうことであると、4番の榛東村の村内の小中学校で約80人の正教職員のうち、村内の在住教職員が1人もいない理由というのは、ある意味私の認識では、教育長がお集めになった先生方が村内在住でなかったというだけなんだろうと思いますが、教育の根幹といたしましうか、基本は国全体の課題を理解しつつ、文科省のですね、国の繁栄と全体の課題を理解しつつ、地域の発展のために尽くせる人材の育成をしているのではないですかねと、本来はですよ。そうなってくると、やっぱり小さな市町村であっても、1人や2人希望者がいないということはないと思いますし、特に教育長におかれましては、北小学校の校長先生もご経験ありますので、そういった人材というのを広い目で見ていただいて、榛東村で尽くせる、榛東村に来て働いてもらいたい先生というのをある違ったためがねで見ていただいて、集めていただければなと思っていますが、国全体の課題を理解しつつ、地域の発展のために尽くせる人材の育成ではないのかということについて、教育長の教育観、説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） これも一つは、教育委員会事務局の学校籍の者でありますけれども、よく読んでいくと、それは少ないと言ったのは、ほかの先生方の問題も含んでいるということですよ。

〔「いや、その次の話です」の声あり〕

○教育長（阿佐見 純君） だから、一般の教職員でしょう。

〔「そうです」の声あり〕

○教育長（阿佐見 純君） 一般の教職員につきましては、当然今、国の文科省の課題としているものというのは、教育委員会としてそういう研修の機会を与えています。様々な研修、教育委員会が実施するもの、学校の校内でやるもの、総合教育センターでやるもの、いろいろあります、研修は。そういう研修をしているんですから、当然のこと、一般の先生方も教育の機会均等であるとか、公平で

あるとか、地域の実情に応じた教育の振興に努力するとか、これは当たり前の話であって、その結果が、人事に関する事なので異動も当然ありますけれども、榛東村の教育の発展に尽くしてもらっていると、こういうことでございます。

○教育長（阿佐見 純君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今のは一般の教職員の話で、今は教育長と私の話は合っているんですが、まあ、この中で1人もいないということでありましたけれども、実はどこかに1人いると。個人情報ですから、どこかに1人いるということだけで伝えておきます。そういうことも教育長には広く見ていただければありがたいなと思っております。

5番に移ります。

今年の全国学力・学習状況調査で小学校の算数・国語、中学校の国語・数学が全国や県より上回ると、どのくらい上回ったのか等のことをちょっとお聞きしたいなと思っておりますが、先ほどの平成26年の文科省の中等教育局長の通知には、学力・学習等のことが8ページに書いてございまして、「⑧全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能である」と書かれております。

今までに、ここしばらく公表されておられませんでしたけれども、たまたま結果として上回っているということをお聞きしました。大変好ましい、うれしい話だったと思うんですけれども、どのくらい上回っているのかということ、根拠を示してお知らせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今の資料をお聞きして、平成26年、それから変わりました。

文科省の通知では、この全国学力・学習状況調査の結果については公表しないと。その理由として、この全国学力・学習状況調査は全ての児童を対象としていない。小学校6年と中学3年に意義があって、調査結果を公表することが目的ではないと。

ですから、確かに私がなった頃は公表という話がありました。それがいい方向ではなくて、悪い方向に行った記憶がございます。過度の競争、序列化。それから変わった理由は、この調査の目的は、やってみて、授業をどう変えていこうかと、こういう判断材料にするのであるということ。それから、算数・国語、国語・数学と教科が限られていますので、学力の一部分であるという、文科省もこの辺を言って、現在は公表しておりません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 平成26年の中にも、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよ

いと判断した場合には記載できると。ただし、全国学力・学習状況調査の公表の是非ではなく、今、教育長がご説明いただいたように、学力向上の観点から大綱に記載することが可能であると。向上の観点ということで、たまたま結果として上回っているという公表をいただいたものですから、そのことについて根拠をいただければと思うことでいたんですが、いかがでしょうか。それ以上の説明があるかないか。

〔「ごさいません」の声あり〕

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） はい、ありがとうございます。

それでは、全国や県より算数・国語、数学・国語が上回るというようなお話がありましたけれども、実はここで私どもが期待したのは、英語もぜひ上回っていただけたらなと思ったんです。特に榛東村は英語のモデル校だったりして、フィリピンの先生方とやった記憶もありましたので、いつかそんな日が来るといいなということをごをお願いをしておきたいなと思います。

6番、いじめ問題が発生した場合、大変いじめ問題という問題を理解するのは難しいことだと思いますが、いじめはもちろんされた側、いじめをした側、それに関わる保護者、関係者、先生方、教育委員会も大変なことだと思いますけれども、いじめ問題が発生した場合、解決までの手順書はございますか。ありませんか。

そして、先生方との共有はいかがしておられるかと。

もし手順書があるとすれば、その見直しについてはどのようなご指示をしているか説明を求めます。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、手順書はございます。これはいじめ問題対策マニュアルと。これをもう各校にとくに配付済みと。

見直しにつきましては、学校に生徒指導部会というのがございますので、そこで見直しをしています。

手順については、まず、いじめ情報のキャッチから始まり、学校の中でどういうチームで対応したらいいのかという、チームの編制。それから、そのチームの中で、対応するときの方針をどうしておこうかということであるということ。あとは、誰がどんなことをしようかとチームで話し合います。そして、その後実際に事実の究明と支援、指導と。そして、いじめた者、された者、そういう周囲でいた子への指導ということで、これは全校体制で行っておりますので、先生方とは十分情報共有ができています。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 大変分かりやすく説明をいただきました。

7番、それでは、その手順書なりいじめ対策問題マニュアルに基づいて、ご在任中のいじめ事案の教育長における認知件数についてお尋ねします。約10年でございますから、100件かもしれませんし、5件かもしれませんし、よろしくをお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） いじめの問題は非常に微妙な部分があるんですが、全て学校として適切に対応し、例えば、すぐに解決する事案もございましょう。時間がかかる場合もございましょう。という結果で10年過ぎましたけれども、全て解決済みと、こういう報告でございますので、件数、数値を申し上げることはできませんが、3月になったので、2月のことについてはまだ報告が来ておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

学校で対応できるということでありました。

そうしますと、北小は昨年12月に保護者会の説明で、いじめがあったというような内容がございました。これは、私保護者でないので行っておりませんけれども、南小でもそういったことがあるのではないかと考えているんですが、教育長、大変微妙な問題ということですが、いじめの形とはどんな形と捉えているかということ、教育長自身のお考えでお願いできればと思いますけれども。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時29分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま、教育長に、教育長が考えるいじめの形はどんな形かということをお尋ねしましたけれども、通告にありませんので、次回通告をして確認したいと思います。

じゃ、続きまして、8番、いじめ問題手順書を活用して解決した事案はどんなケースかということですが、先ほどのご説明だと、学校長止まりということですが、何か聞いてあったら教えていただければと思いますけれども。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 先ほど、解決済みなので事案については差し控えますが、いじめは被害にあった子、被害を与えた子、周りにいた子、それから保護者との連携、この5つがキーになるということですが。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） いじめ問題にいろいろ教育長のご意見をいただけてよかったです。

また、次へ続けたいと思います。

9番、小中3校の情報共有による保護者のリスクマネジメントはいかにと。

この言葉だけで何を言っているか分からないかもしれませんが、先頃の雪の日、北小は登校したんですけども、中学校は2回ともお休みになったと。学校の休校は校長の権限で、教育長の権限ではないかもしれませんが、そのようなこと、中学校の親御さんは、雪が降ると休みとってしまうとちょっとつらいよねという意見が多々ございました。いろいろなケースもあると思いますけれども、リスクマネジメントということで、小学校が行って中学校が休みという考え方について説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） （9）のご質問については、議員がおっしゃったように、どういうことなんだろうとちょっと悩みました、幅が広くて。

この間の件だなということなんですけれども、雪が心配された、降っていたということで、一番に考えることは子どもたちの安心・安全と。そうすると、中学校は自転車通学がほとんどと。榛東は坂が多いと。自転車ですので、スタッドレスではございませんので、子どもたちが転んで大けがでもしたら困るだろうということで、2回とも事務局長が朝早く6時に出勤してもらって、学校と相談の上そういう対応をしたと、そういうことでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 保護者の皆様には、そのようにお伝えしたいと思います。

10番です。9番も兼ねるんですけども、コロナ関連、天候不順、今の雪でございます。休校時のタブレット授業、リモート授業は実施できたのか。実施できたとすれば、どんな状況だったとか、実施できなかったとすれば、いつから使えるようになるのかについてお願いします。

○議長（小山久利君） 教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） タブレットのことでございますけれども、実際に持ち帰りしたのは令和

2年3月、コロナの関係で、それから4月から6月、分散登校したりした時期がございましたけれども、そのときに中学校のみ持ち帰りをしたと。ただ、家庭にそういう環境がない生徒については、貸出しをして、学校に取りに来てもらったりして、榛東村のホームページ上で見られるようにしたという対応です。

それから、この間、中学校は2日間雪のため臨時休業にしましたけれども、タブレットの持ち帰りはしていない。

何回も申し上げていることですがけれども、榛東村では、タブレットを授業の中でどう使っていくならば、これから世の中を生きる、主体的、対話的で深い学びの児童が育てられるかというところに視点を置いてやっております。

ですから、今後コロナの関係で臨時休業になるおそれもあると。ただ、小学校ももう準備はできている。具体的には、事務局長からどんな準備をしているか話してもらいます。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 端末の持ち帰りの準備についてお答えいたします。

村教委から小中学校全ての保護者に向けて、家庭でタブレット・PCを使うときの約束というものをもう既に配付をしまして、学習目的以外での利用禁止や利用時間の決まり、破損に関する注意喚起などを行っております。また、その内容については、保護者から同意もいただいております。

また、学校では持ち帰り用のバッグの購入、貸出用ポケットWi-Fiの契約などを行って、長期にわたっての休校、学級閉鎖等の準備は整っております。

現在のところ、単発の雪による休校ということはございましたが、当然朝の決定事項でもございますので、当日は持ち帰りはしておりませんが、今後クラスター等で学級、学校、学年等の閉鎖が行われたときについては、当然持ち帰った上で対応したいと考えております。

なお、その際については、既に学校で行う授業をそのままオンラインで双方向に家庭へ届けるリモートワーク用のソフトウェアももちろん導入済みであって、さらに数回の持ち帰り訓練も小中学校とも行っております。

そのようなものをうまく組み合わせながら、子どもたちの学びを止めないという形で、教育委員会、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） それでは、せっかく導入した多額のタブレットですので、よく使っていただけをお願いいたします。

2番目、村民の就労環境の整備ということでございます。

1 番、コロナ禍における農産物の価格の低迷に伴う、農家作付10アール当たり 1 万円の村単独補助金の創設というものをお考えいただけたらありがたいということで通告しましたが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 村単独での創設ということは考えておりません。

農作物の価格低迷につきましては、農作物のほとんどが、作付から収穫までの天候や出荷時の需要と供給のバランスにも左右されるものと思われまます。そのような場合、野菜価格安定制度がございます。野菜供給と価格の安定のため、計画的な生産、出荷を推進するとともに、県内の野菜生産地から市場に出荷した野菜の販売価格が著しく低下した場合に、あらかじめ国、県、市町村、全農群馬県本部、農協及び生産者が積み立てておいた資金を生産者に交付することにより、生産農家の経営安定と産地の育成を図るものです。北群渋川管内では、特定野菜事業として対象特定野菜はチンゲンサイ、ブロッコリーが対象となっております。

また、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填するための収入保険制度がございます。この制度は青色申告を行っている個人、または法人の農業者の方が対象となっております。また、ビニールハウスなどの園芸施設を営まれている方の場合、施設の積雪被害、風水害などの保険についても園芸施設共済がございます。

農業経営のリスク軽減からも、ぜひこれらの保険を活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5 番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 野菜と全体についてをお答えいただきました。

榛東村は、米麦養蚕という養蚕がなくなったんですけれども、やはり米は圧倒的に多いということで、令和3年の作付面積が115ヘクタール、令和2年が119ヘクタールということで、4ヘクタール減少しております。10アール当たりの数量も令和3年は464トンということで、令和2年467トンでございますから、10アール当たりの収量が464と467キロと、約7.78俵、7.73俵というところでございますね。やはり令和3年のほうが減っております。そういったことで、収穫量を考えますと令和3年が534トンということは、令和2年より22トン減っているわけなんです。榛東村は約1万4,500人ですから、約9,000人のお米が確保できているという、昔で言う1人60キロということではいいますと9,000人分が確保できていると。そうすると、約5,500人分のお米が足りないと。実際に令和2年から令和3年ということになると、360人分のお米ができなくなった。取れなかったということでございます。

お米だけでもこの作付に合わせて反1万円の村単独の補助金を出すと、約1億1,500万でございます。

す。そのような創設、コロナ禍ですから、ずっとしてくれというわけではありません。コロナ禍で外食産業が痛んでいる今だけそのようなことができないかと。先ほどの野菜全体と同じように、米についてはいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 先ほどお話ししました収入減少に伴う保険制度でございます。こちらのほう、米麦につきましても対象となるものでございますので、米麦の作付をされている方で当該収入保険の制度をご理解いただき、加入いただければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 村単独のふるさと納税の収益からそういったものもいいんではないかなと、ご提案した次第でございます。

続きまして、コロナ禍の労働環境の悪化により、勤労者の子らが安心して進学できるように、ここ、「就学資金」とございますが、大学等の入学金の資金の単独の貸付制度の創設等も、コロナ禍で必要なのではないかという質問でございますが、どなたでも結構です。お答えいただければと思います。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） こちらのご質問につきましては、就労環境の整備という内容で私のほうでご対応させていただきます。

まず、村単独の創設については、考えはございません。

就労資金や就学資金につきましては、全国社会福祉協議会で行っている新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金、緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付けや文科省の高等学校等就学支援金制度など、各種制度がございますので、そちらのほうの制度をご利用いただければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そのようなお知らせというのをもっと頻繁にさせていただくとありがたいなと思っております。

続きまして、3番の村民の暮らしの利便性の向上はと。村民に分かりやすく、計画的にということでございます。

1番につきましては、ぐんま5つのゼロ宣言実現条例が2023年4月から施行で、延床面積2,000平方メートル以上の建築物の義務規定、太陽光発電などの再エネ設備を設置することが義務化されます

なのでお聞きしようと思った次第ですが、今回の議案にあるようでございますが、そのところで聞かせていただきます。

2番、小さい子も、見守る保護者も楽しめるふるさと公園の遊具等の計画的導入です。

これは、るなばあく等、最初の頃と違いまして今は非常に活気があります。そして、ふるさと公園の野外音楽堂の隣には少し村道があると思うんですけども、そういった拡張、ヘリコプターの塗り替え、芝張り、壊れて飛びそうな看板、あずまやを使ったワークショップ、10円の遊具などを計画的に、小さい子も保護者も楽しめるふるさと公園にするような計画はございますでしょうか。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ふるさと公園の維持管理ということでございますが、ふるさと公園の維持管理の継続につきましては、総合計画等でもうたわれてございます。

また、公園を中核とした観光施設耳飾り館であるとか、ワイナリー、そういった回遊性を有する施設等もございますので、今後の人の動向等、動線も考えて進めたいと思います。

また、ヘリコプター等のお話もございましたが、こちらについては、経緯等を確認させていただいた上で進めたいと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ふるさと公園のあの位置というものが、今後も継続できるという総合計画なのかどうか、ちょっと確認をしていただくということと、ほかの議員からもありましたが、南新井前橋線、雛子までの耕作放棄地、優良農地との回答がありましたが、榛東村道の駅を造るなどによる農業を輝かせる里に生まれ変われるというような形で、プロジェクトチームからつくっていただいでご検討いただければと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ご提案いただいた内容については、ご意見ということでお伺いさせていただきます。

なお、道の駅のお話につきましては、道の駅の導入等につきましては、現状のままでは想定できませんので、今後の動向等が必要になるかと思えます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ぜひよろしく願いいたします。

3番目、防災無線など、即時性のある広報はできないのかと。

先日、Jアラートの試験放送がありました。それが試験放送なのか何か分からないということで連絡をいただいて、1月の広報しんとうに掲載してあると。実際放送したら、今、何だったのというような状況が榛東村の即時性のある広報で、広報紙、安全・安心メール等、いろいろあるということですが、試験放送が今何だったのという状況が笑い話のようでございますけれども、今の榛東村の広報の状況なんですけれども、これについて、今後の対応について説明を求めます。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 防災行政無線につきましては、屋外スピーカー、それと戸別受信機、あるいは防災ラジオ、そういったもので受信ができるというものでございまして、屋外のスピーカーについては、一部地域で聞こえづらい状況にあるということは十分承知をしているところでございます。現在防災ラジオ、これはちょっと有料になってしまいますけれども、不感地帯については、そういったことで対応していただければというふうに考えております。

また、議員からお話ございましたけれども、村からの情報伝達手段というのは、防災行政無線以外にメールであったり、広報紙であったり、ホームページであったりと、あるいは回覧、毎戸配布と、いろいろ情報伝達の手段はございます。情報の内容、それと量、それと緊急度などを総合的に判断して、伝達手段を現在は選択しているということでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議員といたしましては、村民が即時性を持った村のお知らせを手に入れるまで、延々と聞き続けなければいけないなと思っておるところでございますが、その中でも、今回ホームページが12月から新しくなりまして、しんとう広報が大変見やすくなったなど。それはちょっと感動しているので、ありがとうございますということでお礼を伝えておきたいと思えます。

続きまして、4番、村民どこでもバスなどの移動手段の確保の現状はということでございます。

これは、令和2年7月より何度も質問していますが、また、午前中ほかの議員さんも質問されていましたが、村民の皆様の個別最適化移動手段の確保について、職員の中では、プロジェクトチームをつくって対応するというような考えはありますか。

何でこんなことを聞くかという、今年の冬のオリンピックは大変驚きを持つぐらい感動したわけでございますが、しかしながら、令和4年一番の驚きは、ショックですね、雪の朝、いつも自転車で登校している高校生が歩いて渋川の高校を目指していかれました。後ろ姿が見えなくなるまで見つめておったわけですが、徒歩しか選べない本村の移動手段のなさをおわびしつつ頭を下げておりました。

については、一刻も早くこの個別最適化の移動手段というものの、職員の中でプロジェクトチームをつくっていただけたらいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 議員からちょっとご提案のありました職員のプロジェクトチーム、現在のところ考えていないんですが、バスなどの移動手段の確保、これにつきましては、議員も何度も質問していただいているように、私も何度もご回答させていただいているとおりにんですが、これまでにも回答させていただいているとおりに、継続して検討しているというところでございます。

移動手段の確保、これについては様々な手段、これがあります。以前村で実施いたしましたデマンドバスの状況なども踏まえながら、現在検討しているところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 残り3問となりましたが、住民異動時の窓口の一元化、相続手続の案内窓口の創設は、午前中他の議員から出ましたが、その中でもやはりシステムが一元化されているので、そういったものを合わせて、今後は不明土地という考え方が市町村の権限として強化されるそうなのですが、不明土地については、農畜産物直売所とか、公共用地には使えるという市町村の権限ができるそうでございます。村民が使いやすく、相続が漏れることのないような住民窓口対応というのをお願いしまして、私の第1回定例会の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、5番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎散 会

○議長（小山久利君） 以上をもちまして令和4年第1回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時50分散会

令和4年第1回

榛東村議会定例会会議録

第2号

3月2日(水)

令和4年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

令和4年3月2日（水曜日）

議事日程 第2号

令和4年3月2日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第 3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 村道の路線の認定について
- 日程第13 議案第14号 村道の路線の変更について
- 日程第14 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第15 議案第17号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第17 議案第19号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第20号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第21号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第22号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）につ

いて

- 日程第21 議案第23号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第22 議案第24号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- て
- 日程第23 議案第25号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第24 議案第26号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第25 議案第27号 令和4年度榛東村一般会計予算について
日程第26 議案第28号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
日程第27 議案第29号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第28 議案第30号 令和4年度榛東村介護保険特別会計予算について
日程第29 議案第31号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
日程第30 議案第32号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
日程第31 議案第33号 令和4年度榛東村上水道事業会計予算について
日程第32 議案第34号 令和4年度榛東村下水道事業会計予算について
日程第33 陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

2番	須田 仁美 君	3番	三 俣 実 君
4番	波多野 佐和子 君	5番	中 島 由美子 君
6番	生 方 勇 二 君	7番	善養寺 孝 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清 水 健 一 君
11番	小 山 久 利 君	12番	南 千 晴 君

欠席議員（1名）

1番 齊 藤 将 史 君

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住 民 生 活 課 長	村 上 誠 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	山 口 誠 一 君
建 設 課 長	狩 野 宏 記 君	上 下 水 道 課 長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	浅 見 英 一 君	教 育 委 員 会 長	井 口 克 三 君
		教 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 志 岐 英 代

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。齊藤将史議員から親族葬儀により欠席の届出がございました。本日の出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第1、一般質問についてを昨日に引き続き行います。

須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君登壇〕

○2番（須田仁美君） 皆様、おはようございます。2番須田仁美でございます。

本日も傍聴席の皆様におかれましては、朝早くからお越しいただきましてありがとうございます。

初めての一般質問ということで、通告書に従って、村民の明るい未来につながるような建設的な質問を頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

早速ではございますが、1問目の質問です。

村民の交通の安全についてでございます。

（1）山子田交差点に命と安全を守る歩車分離信号機を導入することについて、群馬県警察公安委員会へ求めていくお考えがあるかないかのことをお伺いたします。

交通事故の多くを占めるのは交差点であり、歩行者を巻き込む事故が全国各地、後を絶ちません。警察庁からも各都道府県警察へ歩車分離信号に関する指針の制定について通達が出ており、指針に基づき歩車分離信号の整備を推進し、信号交差点における歩行者の安全確保に努められたいとのことです。

指針では、歩車分離制御の導入を検討すべき交差点について、次の3つの条件に該当する場合は歩車分離制御を検討するものとなっております。指針では、1つ目、歩車分離制御により防止することができたと考えられる事故が過去2年間で2件以上発生している場合、または、その危険性が高いと見込まれる場合、2つ目、公共施設等の付近、または通学路等において生徒、児童、幼児、高齢者及び身体障害者等の交通の安全を特に確保する必要があり、かつ歩車分離制御導入の要望がある場合、3つ目に、自動車等の右左折交通量及び歩行者等の交通量が多く、歩車分離制御の導入により歩行者等横断時の安全性向上と交差点処理能力の改善を図ることができると認められる場合。考慮すべき条件等も多数あると思いますけれども、山子田信号においては十分に検討し得るものと考えます。

先日、群馬県議会での一般質問において、ある議員の方も横断歩道の横断に関して質問されており、群馬県警警察本部長の方のお話によりますと、県内の横断歩道上における車両と歩行者に係る人身事故の推移は、10年前の平成24年は発生件数が265件、死亡事故は7件、昨年は発生件数が230件、死亡事故が6件、大きな減少には至っていないということです。

本村でも、警察各関係や榛東村交通安全会のご協力などにより、児童生徒への交通安全教室は徹底されております。私も娘が新1年生となる春、親子で参加させていただきました。先日、ちょうど山子田交差点で信号待ちをしていたところ、低学年男児が交通安全教室で習ったとおりに右左をちゃんときちんと見て確認して、手を挙げながら青になった横断歩道を渡るところでした。そこへ右折してくる車両でございしますが、赤信号を先頭で待っていた車両です、対向車が先に右折するように促したため、急いで曲がろうとした状況を目撃いたしました。右折車両の運転者は、初め横断してくる児童に気づかず、横断歩道手前まで来て気づき、止まったという状況でした。あわや大事故となってもおかしくない状況が日々の日常でも起こっているのです。

歩車分離信号にすることによって、歩行者と右左折する車両の交錯をなくして、そのような事故は未然に防げます。

以前、本村の小学生の横断中にも事故は残念ながら起きているということ、交通安全教室の場でも校長から伺いました。南小学校は、一般の歩道橋が備わっており、横断の安全は確保されています。榛東中学校前は押しボタン式信号で、車両が止まっている間に渡れます。しかし、山子田信号は小学校前で多くの児童が渡るのにもかかわらず、渡る際には車両との交錯を防げない状況なのです。朝の登校時など、たくさんの大人の方がご尽力いただき、朝早くから児童生徒の横断を見守ってくださっております。大変ありがたいこととさせていただきます。ただ、一度でもそのような事故を起こさないためには、早急に歩車分離制御の備わった信号へと整備されることを望む次第でございます。

隣接する吉岡町でも既に導入済みです。村から歩車分離信号を導入することを公安委員会へ要望していただきたいのですが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

では、以後、自席に戻らせていただき、一般質問続けさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ただいま山子田交差点に特化されたご質問だったんですけれども、毎年度、教育委員会のほうで通学路の合同点検というのを実施しております。その際に、点検結果で危険箇所という箇所につきましては、信号機、あるいは横断歩道の設置等について公安委員会に対して要望を行ってきているところでございます。

ただいまお話しいただきました山子田交差点の歩車分離信号機につきましても、そういったことも含めて、引き続き村内の危険箇所について継続して要望してまいりたいというふうに考えてござい

す。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。ぜひ早急な実現を望んでおります。

（2）県道153号線の山子田、南野間の間で広い歩道のよい道が出来上がりました。その道の延長の予定があるのかどうかお伺いいたします。また、そちらの県道を通学路にしている児童、子どもたちが、その歩道を利用して通学できていないことがとても残念です。このことについて、もし危険があるのであれば、県道ではなく、内側の道を利用する等で通学路が変更できるのかどうかについてもお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 歩道がこれから予定があるのかということについてお答えします。

渋川土木事務所に確認したところ、車道については、一部未完了の部分令和4年度に実施する予定はあります。歩道については、現在完了しているところまでで終了ということでした。

村としては、渋川土木事務所に対し、地域住民から安全・安心のために歩道の延長を望む声が出ているよと伝えさせていただくとともに、歩道整備について継続的に要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。ぜひ、引き続き県への要望のほうをよろしくお伺いいたします。

現在、歩道はこちらで終了ということで、道路の延長はないということでございます。やはり通学路としている子どもたちが歩道のない側を通行しているのですけれども、登校時は右側ということで、安全は少しは確保されるものでございます。道も広がったので、かなり余裕はできたと思っておりますけれども、下校時、左側を歩いているということで、後ろ側から車が通行するというような状況でございまして、非常に心配しておるところでございます。

通学路等、先ほども年に一度点検をされているということでしたけれども、また危険箇所を確認していただき、通学路の変更等もできましたら考えていただきたいと思います。

（3）常将神社前の丁字路の危険についてでございます。

こちら通学路に使用されているものでございますが、変則的でありまして、一時停止が備わっているほうと、山子田から長岡に向かっていくほうの道は一時停止がなく、通行できるような道になっておる丁字路でございます。一時不停止をする車が残念ながら朝の通学時などにも多いということで、

住民の方からお伺いしております。また、横断歩道もないので、子どもたちも安全に注意をしながら渡っている状況でございます。

この道についても何か県に要望ができるのか、村で独自で何かできることがないのか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ただいまお尋ねいただきました箇所につきましては、これまで村として歩行者の安全確保のためにカーブミラー、それから外側線、それとグリーンベルトを設置してきたところでありますけれども、先ほどお話しさせていただきましたが、通学路点検、本年度の通学路合同点検でも、危険箇所ということで指摘を受けているというところでございます。

今後どういったことができるのかというところなんですけれども、村道でございますので、例えば徐行の表示をするとか、そういった対策はできるのかなというところであるんですけれども、今、お話しいただいた丁字路以外にも危険箇所とされているところが複数箇所ございますので、そういったところを総合的に検討させていただきたいというところでございます。

参考までにお話をさせていただきますと、昨年度、令和2年度、幼稚園、保育園周辺にはキッズゾーンというものを設定させていただいて、運転者に対して徐行を促しているというようなことを行っております。

今後も、児童生徒をはじめとする歩行者の安全確保のために、交通安全施設の設置を継続して実施するとともに、渋川警察署や関係機関、団体とも連携して、交通安全思想の普及啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。私、第7区在住ということで、近くで目についた危険箇所から取り上げて、今回質問させていただいた次第でございますが、村内各所、いろんな危険な箇所、挙がっているということですので、ぜひ村民の方のご意見などが届いた際には、スピーディーに対応いただけますようお願いいたします。

続きまして、2番のごみの分別収集についてお伺いいたします。

（1）ごみの分別収集についてですが、現在行っているごみの分別収集はどのようなものがあるかについて、まずお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えいたします。

現在、村が実施しています分別収集につきましては、スチール製の容器、アルミ製容器、ガラス製

容器、牛乳パック、段ボール、新聞紙、ペットボトルなどを行っております。これらの品目は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が定める分別収集計画に基づいたもので、広域組合を構成する渋川市及び吉岡町についても、本村と同様の分別収集を実施しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

中でも、プラスチックごみ等の今後の分別収集の計画をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） プラスチック類の分別収集につきましては、令和5年度からの回収を目標に、現在、渋川広域組合と構成市町村の担当者により検討会議を続けているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

今後、プラスチック使用製品の廃棄物について、燃やせるごみとしなくなったときに、清掃センターの燃焼炉の温度低下の影響について、ダイオキシンの発生など環境への影響が大きいかについてお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 渋川広域組合に確認を行いました。広域組合の説明によると、現在の焼却施設の状況では、プラスチックごみを可燃ごみとして焼却しなくなった場合でも、温度低下もすることなく、ダイオキシン等の発生などもないとのことでした。

理由としましては、可燃ごみの組成調査、これは可燃ごみに含まれる種類別のごみの量を計測した結果でございますが、その結果、水分量を多く含む生ごみの割合が年々減少しており、紙や布、ビニール類の割合が増加している状況にあるということです。言い方を変えますが、可燃ごみに含まれるごみのうち、高カロリーのごみの占める割合が増加している状況にあるということで、プラスチックごみを分別して焼却したとしましても焼却炉内の燃焼温度は保たれる、温度低下はないとの説明でございました。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。プラスチックごみを除いても焼却炉内の燃焼温度は保たれるということで、安心いたしました。

続きまして、（3）の他自治体では紙おむつや関連するごみのほうを家庭ごみで無料収集しているところが増えておりますが、本村での導入のお考えをお聞かせください。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 各家庭から出される使用済み紙おむつにつきましては、現在も可燃ごみとして無料で回収をしていることから、紙おむつや関連するごみを分別して回収する予定は今のところありません。

なお、使用済み紙おむつを無料で分別回収して様々な資材に再生したり、燃料化にしたりする取組が環境省の資料でも紹介されておりますが、そうした自治体では、分別回収した使用済み紙おむつを資材化、燃料化する専用の施設や設備を設置しており、紙おむつの回収に当たっても、病院や老人施設、保育園やこども園などと連携した事業として取り組んでいる様子であるため、本村での導入は不可能というふうを考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 現状では難しいとのことで、残念です。

清掃センターのほうも年数がたっておりまして、建て替えなどもまた検討される時期となってきた際には、渋川市、吉岡町、榛東村の広域組合等でそのような専用施設の建設なども視野に入れていただき、広域組合で検討していただけたらなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、（4）乳幼児施設において、紙おむつの持ち帰りについても、園や家庭の負担軽減、現在ですと、コロナ禍においての感染症対策の面でも、持ち帰らずに村主体で無料回収することができれば効果があると考えておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在、村の保育園やこども園では、園児の使用した紙おむつを保護者の方が持ち帰っているということは承知をしております。

村が紙おむつの無料回収を行うとなると、乳幼児保育施設に限らず、やはり老人施設や各家庭から出される全ての紙おむつについても対応していかなければならないものと考えております。

保育園やこども園から使用済み紙おむつを持ち帰るのが保護者の方にとって負担に感じるというお気持ちはお察しいたしますが、まずは園と保護者の皆さんで検討していただきたいというふうに思っ

ております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。現状では難しいということで、園に通われている保護者の方々に検討や要望を出していただけたらと考えております。

また、回収せずに保管しているおむつについても、密閉容器に入れて1日保管するですとか、感染症対策につきましては、園のほうと確認をしていただいて指導していただきますようお願いいたします。

続きまして、（5）番です。

旧役場敷地のストックハウスでの収集が進んでいるということですが、土日仕事もという方もおられます。平日収集日が設けられないかどうか、また、村内1か所ですので、ほかの箇所に増やすことは可能かどうかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まず、ストックハウスの平日の回収はできませんかというご質問についてお答えをさせていただきます。

現在、基本的に毎週土曜日、日曜日午前9時から正午まで、旧役場敷地に設置してございます車庫と倉庫を利用して、資源ごみの分別収集を行っているところです。

資源ごみストックハウスでの分別収集に当たっては、職員1名を配置し、分別収集の案内や収集したごみの整理等を行っております。週明けに、収集した資源ごみを収集業者へ引き渡し、一部の資源ごみについては、職員が直接清掃センターへ搬入する作業なども行っております。

こうしたことから、人員配置の問題、作業スケジュールの問題などから、現状では平日の収集日を設ける予定はございません。

続いて、増設することができないかというご質問でございましたが、現在、資源ごみストックハウスでの分別収集が定着してきている状態ではあるというふうに感じているところです。

現在は、車庫を資源ごみの収集場所として利用し、倉庫を収集した資源ごみの保管場所として利用しておりますが、来年度からは、倉庫内のスペースを有効活用した分別収集ができないか検討しているところでもあります。

まずは、現在の資源ごみストックハウスの利用率や回収率の増加を図っていきたいと考えているところです。増設する考えは今のところありません。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。現在のごみストックハウスでの収集状況、限られた時間と人材の中でご尽力いただいていることが分かりました。ありがとうございます。

まずは、ごみストックハウスの利用率や回収量の増加のための周知をまた一層徹底していただき、よろしくお願いいたします。

ごみの分別収集は、国からの要請もあるなど、これからの課題でございます。村民の方々の負担とならない、分かりやすい収集方法などをこれから模索していただき、分別収集への取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、3番、本村での新放課後子ども総合プランの取組についてお尋ねいたします。

放課後児童クラブ、学童保育所のことでございますけれども、こちらの定員超過や待機児童について問題となっております、そちらの対策にもつながると思います。放課後子ども教室の促進についての計画を今後どのように進める方針であるか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

放課後子ども教室は、地域の教育力の活用を図った上で、児童の主体的な学習を支援し、また、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ることを狙いとして、教育委員会生涯学習班のほうで所管、開催している事業でございます。

令和2年度、3年度には、新型コロナウイルス感染拡大対策のため中止となってしまいましたが、本来ならば、北小学校、南小学校ともに低学年の児童を対象として放課後のおよそ2時間、20回程度の開催を予定しております。地域人材との心温まる触れ合いを通して、子どもたちが楽しく学習に取り組めるため、低学年の児童にも大変人気のある事業でございます。

新型コロナウイルス感染拡大状況について見通しを持つことは難しいですが、令和4年度について、ぜひ開催したと考えております。

一部、土日のわくわく教室というものについては、茅野原等を使って今年度も実施できたことはお伝えいたします。

ただ、一部の児童の中に、学童のほうに在籍しながら参加している子どももいらっしゃることは事実なんです。直接的にそのような定員の問題等に関わるものではないというようには理解しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。

コロナ禍のこのような時代ではございますが、このようなときだからこそ、コロナウイルス感染症対策のために希薄になりつつある地域での子どもの居場所づくりが必要です。共働き家庭も多く、保護者等の家庭外での子どもの居場所を求めるニーズも高まっております。放課後学童保育所も待機児童、年々出てきておりました、本村では、夏期休業中の新たな募集、夏期休業中の募集もできないような状況ということでございます。

今のお答えでは、学童保育所の待機児童とは関わりないということでございましたけれども、国からも、放課後児童クラブのほうと放課後子ども教室、厚生労働省管轄と文部科学省管轄ではありますけれども、連携をしていただいて総合的にプランを取り組んでいただくようにということでございますので、いろいろご検討をお願いいたします。

他市町村においては、有償ボランティアという形で募集をして、学童で言うところの支援員さんのような役割を担って運営している自治体もございます。時間は学童ほど長くなくても、先ほどおっしゃられていたように、2時間程度、1月に20日程度、毎日宿題を見たり遊びをしたりを通して見守り活動を行うといった場合には、例えば、午後2時台には帰宅ができないご家庭があった場合にでも、4時でしたらお迎えに行けるなどというご家庭の方も学童保育所に通っている方は少なくないかもしれません。そのような場合には、放課後子ども教室のほうの利用で、学童保育所に通わずとも済むという場合も、可能性もございます。

ぜひ連携のほう、ご協力お願いいたします。

社会全体で子どもを見守ることは大変重要なことであり、地域の活性化にもつながり、コミュニティーづくりが可能であるような未知数の可能性が広がっている分野と思われれます。村民の生きがいくりの場にもなり得るかもしれません。

村内には各分野にたけたたくさんの人材が埋もれていると思います。子どもたちには地域の大人たちとの関わりがとても重要であり、大人も子どもと触れ合う機会は元気をもらう場であります。例えば、神社の祭りの笛などを継承することができなくなれば、吹き手の今後いなくなってしまうおそれもございます。そういったことを教えて興味を持つ子どもが出てくれば、伝承する場にもなるかもしれません。他市町村で有償ボランティアという形で人材確保し、運営している自治体もとても多いので、ぜひ研究検討いただき、本村の地域に合った形の放課後子ども教室を常時運営できるような検討をよろしくお願いいたします。

コロナ禍で、感染対策の観点からも開催、難しいとのことでございますけれども、収束後、速やかにこのプランがよりよく進められるように、取組の推進をよろしくお願いいたします。

次に、4の現在の給食センターでの給食提供と複合整備事業での新たな給食センターでの給食提供についてをお伺いいたします。

(1) 現在の米飯食の提供についてやお米の納入や野菜の食材の納入についてをお伺いいたします。現在使われているお米や野菜などの食材が流通はどこまで見えているのか、どこの産地のお米をど

こで煮炊きして給食で提供しているかなど、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、食材の納入についてお答えいたします。

現在も給食センターでは、地産地消の視点から地元農作物の活用を進めております。令和2年度では、榛東村産農産物は17%程度、群馬県産農産物、これは榛東村産も含むんですが、34%程度となっております。

地元農産物の納入を増加させたいという思いは当然持つてはおるんですが、その難しい理由として、学校給食センターでの農産物の利用ですが、およそ1,500食を賄うという一定数量の確保が必要になってくる。また、配食日の当日朝に納品いただく、これは野菜、その他の農産物ですね、ということになりますと、生産者様による農産物の収穫時期との兼ね合いということも出てまいります。また、早朝の納品ということについて困難さもございます。これは、給食センターで食材を置いておくということは原則しないということです。

ただ、今後も農家や業者の方に粘り強くお声かけをして、地元農産物の活用が拡大図れるよう努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。現在でも、できるだけ榛東村産の食材や県内産の食材を確保いただいているということで、ありがとうございます。

1,500食の一定数の確保の観点から、榛東村の農家だけでは難しいということが分かりました。ぜひ、例えば契約を一括して1,500食分の野菜を作付していただくような契約をするなど検討していただき、今後も増やしていただくようお願いいたします。

（2）番、食育、安心安全な給食という観点から、給食の添加物の使用についてとグリホサート残留輸入小麦利用の食材についてをお伺いいたします。

添加物の例といたしまして、例えばリン酸塩という物質、よくハムの加工品に使われたりしております。乳化剤やpH調整剤としてのくくり表示も多く、原材料表示からも分かりにくいものです。このリン酸塩は、摂取量が多いとカルシウム吸収を阻害することが分かっています。例えば、このリン酸塩が給食に多く入っていれば、せっかく国の基準に従ってカルシウム摂取量を考えた献立づくりをしていても、子どもたちはカルシウムを摂取し切れなくなってしまう可能性がございます。

グリホサート残留農薬の小麦ですが、こちら、ラウンドアップと言われるものですね、ふだん日本でも多く使われている除草剤です。それを散布しても駄目にならない遺伝子組換え改良を施された小麦に散布をし、雑草だけ除草、プレハーベストといって小麦自体も枯らすことによって収穫を早める

ような効率化を図った小麦を実現しているというような小麦となっており、現在、アメリカ産やカナダ産など多くの小麦に、日本でも使われている小麦に使われています。

一番の問題は、輸入時に防かびのために、収穫直前に大量に散布しているということです。2017年に国は、5 p p mから30 p p mへ大幅にこの残留農薬の基準を緩和しております。ですので、現在、基準値となっているかもしれませんが、先進国、ほかの国からと比較し、日本はとても緩い基準でございます。幾ら基準内と言っても、多量に摂取してしまえば害となるということは容易に想像がつかうと思います。

学校給食でも、うどんなど国産小麦を使っており、そちらは安心なのですが、それ以外の小麦、それ自体を減らすにはどうしたらよいかということですが、米飯給食、そちらの率を増やせば、実質の摂取自体も減らせるのではないかと思います。

というような観点から、給食から可能な限り添加物を排除、グリホサート残留小麦の使用を減らしていただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） お答えいたします。

学校給食で配達しております加工品につきましては、納入業者に対して、可能な限り食品添加物を減らすよう依頼してございまして、不必要な着色料や保存料、漂白剤、発色剤などの食品添加物は添加されていない安全な食材を適切に納品いただいているというふうを考えております。もちろんハムやソーセージについては無色と、色をつけずに提供しております。

また、パンや麺類などの原材料になる輸入小麦でございしますが、先ほど議員もおっしゃいましたが、基準はともかく、農水省や厚労省の安全基準には当然達したものを製造業者に利用させていただいており、特に子どもたちの健康面での心配はないと考えております。

ただ、今、議員さんおっしゃるような様々な食品に対する不安等はお持ちの保護者の方もいらっしゃるというふうに思いますので、このようなことについて、また今後、こちらができる範囲の調査、また確認をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） できる限り添加物を減らしたような無着色の食材などを利用したものを納入業者に依頼しているということで、安心いたしました。ありがとうございます。

今後も可能な限りゼロに近づける努力をしていただき、榛東村のこれからを担う子どもたちの体をつくる食について、研究、新しい改善などをどうぞよろしく願います。

子ども時代にどのような食べ物を食べたのかで将来の嗜好や味覚にまで影響を及ぼします。コロナ

禍の対策は除菌やマスクの着用だけではなく、食でどれだけ免疫が増やせるかどうか、そこがまず免疫づくりの根本と私は思います。

また、長期にわたり除菌、マスク、子どもたちの免疫づくりのまずの根本的な自然からの免疫を取り入れる機会が損なわれており、風邪にも負けない体づくりの機会を失っているような現状でございます。

ぜひ給食センターが一新される今だからこそ、新しい機材等で内部をつくり上げる段階からも、PTAの保護者の方の意見とか、そのような有識者の意見を取り入れていただいて、給食の改善を今後もよろしく願いいたします。

給食は食育でございます。成績などの上下を見るよりも、その議論の前に一番に来てよい教育であると私は考えます。食が整った上で、それぞれの子どもたちの勉強やスポーツの成績ですとかにつながる基礎が出来上がるものと思います。ぜひ給食、食育に関して、どうぞよろしく願いいたします。

(3) につきましてですけれども、災害時の避難施設としての機能を有する新しい給食センターということで、非常に楽しみにしております。

避難をする際の、昨日の井口局長のお話のとおり、1,500食のおにぎりやみそ汁も提供できるような形の複合施設での給食センターということですが、例えば災害時、2014年の大雪のときなどは、当時あったAコープなどに行っても食品が全くないというような事態も起こりました。災害時、トラックなどの輸送で食料の流通、滞ることもございます。その災害時に、地産地消、フードマイレージの観点からも、身土不二の考えからも、近くの榛東村の野菜等、先ほどもご回答いただきまして、納入のほうを増やせるようにご尽力いただいているということですが、災害時に近場の榛東村や近場のお米や野菜を供給できるルートが出来上がっていると、遠くのほうから出荷できないようなことにならずに、災害時の供給、食を賄えると思いますので、ぜひそのような供給ルートを確保いただいたり、新しい給食センターの機材の導入などで、新しい給食のシステムの導入ができるかどうか、お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 昨日も申し上げましたが、新しく設置する学校給食センターは、令和7年度の供用開始に向けて、今、実施設計、実施設計については今年度で終了になりますが、進めているところでございます。

新たな特徴とすれば、数品目以上のアレルギー対応代替食の提供ができるアレルギー対応室を設けること、また、今、議員もおっしゃいましたが、災害時の応急給食の提供も含め、学校給食センターに設置する米の炊飯機能を活用して、村独自で米飯の提供ができるということが挙げられます。

施設の改善点としましては、センター内を細かい区画に区切ることで汚染物の混入を防ぎ、衛生面の向上を図ります。また、厨房内に空調設備を導入してセンター内を適温に保つことで、食品の安全

管理の向上も図ります。また、給食を試食したり栄養士から説明を聞いたりできる40名程度の見学スペースも設けるといことで、今、考えております。

災害時については、1回につき1,500食程度、これは毎日の学校給食の数と合うんですが、そのようなものが数日間出せるようなことで米の備蓄を一部していくというような倉庫も造ります。

ただ、災害時にどのような形でおにぎり、またみそ汁等提供できるものを提供していくかというようなことについては、今後、どのような災害を想定してというところでまた研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 詳しくご説明ありがとうございます。新たな給食センターでは40人ほどの見学スペースもできるということで、皆様の食への関心も高まることと思います。楽しみにしております。

今後も研究いただけるということですが、災害時には、数日間と言わず、長期化する可能性もございます。そのような長期化する避難に対しましての食の提供ができる限り長くできるようになるためには、米の備蓄等、量を確保する必要があると思います。ぜひふだんの給食から米飯給食の率を上げていただくなどしてお米の備蓄を増やしたり、その時々野菜の供給を増やせるような形の取組をぜひお願いいたします。

続きまして、5番の新型コロナウイルス感染症の村内での発生時についてです。

(1) 村有施設等でクラスター等が発生したときの対応やマニュアルについて、ご用意はございますか。また、感染拡大を最大限に防ぎながらも、個々の特定を防いだり、いじめや差別につながるものがなく、村民の必要以上の不安を抑止するためにどのような対策を取られているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 新型コロナウイルス感染症の陽性者等の対応は、一義的には保健所が行っております。発生の2日前から陽性者の行動等を聞き取り、立ち寄った施設や濃厚接触者等の確認を行い、その対応の指示や指導を、そして健康観察を保健所のほうが行ってくれています。

今のお尋ねの中の村有施設等で発生した場合の村の対応ということでございますが、保健所の指示、指導がある場合はその指示等に従い、特段の指示等がない場合は、陽性者が接触したと考えられる箇所、例えばパソコンや電話機、コピー機、ドアノブ、照明スイッチなど、また階段の手すりなどの消毒を行っていきます。

村としては、陽性者が特定され、不利益を被ることがないよう細心の注意を払い、対応をしております。

ます。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、教育委員会のほうの対応をお話しさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に対して、文部科学省も令和4年1月12日に、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知についてという事務連絡が発出されまして、出席停止の措置や臨時休業の判断について、学校設置者である教育委員会が保健所の見解や学校医の助言も踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の要否を検討する要件や期間などが改めて明示されたところでございます。

教育委員会としまして、小中学生、幼稚園児に感染者が出た場合、休校等の初動対応に遅れや誤りが出ないように、小中学校、幼稚園の校長、園長と密接に連絡を取り合いながら、国のガイドラインを基に丁寧に判断、対応しております。現在のところ、学校、学年、学級等の閉鎖措置については発生しておりません。

また、児童生徒の感染時には、子どもたちのプライバシー保護を最大限に配慮して、個人情報などが漏れることが絶対ないように、管理職を通じて教職員への指導を徹底しております。

また、子どもたちに対しては、発達段階に応じて、新型コロナウイルス感染症に対する科学的な視点からの指導を行うとともに、新型コロナウイルス感染に関わる具体的な問題場面を取り上げて、自分だったらどうするか、どのように考えるかなど、子どもが自分事として考えを出し合う場面を設け、いじめを生まない行動や態度を子どもたちが身につけられるように指導をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 須田議員の質問というか、お願いというか、絶対あるべきことを先ほどは聞かさせてもらい、私のほうからも、この感染症については誹謗中傷があっては困る、これは強く今までもずっと言っているところでございます。

私のほうからこれまで折に触れ申し上げておりましたけれども、感染した人が誹謗中傷を受け、差別するということはあってはならない、強くこれは言っているところでございます。感染者その方や家族、職場、あるいは学校などに関する情報の詮索、不当な差別、偏見、いじめなど心ない行為は絶対しないよう、住民の皆様にも繰り返しお願いをしているところでございます。これは議会だけじゃなく、先ほどは教育委員会のほうからも話がありましたけれども、子どもにもそれを十分やっていきたい。そんなことはあってはいけません。私もこれからもやっていきたいというように思います。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ありがとうございます。村長のお考えもお聞きできて、人権の村、榛東村ということで、いじめや差別につながってはならない、コロナウイルス、このコロナ禍でいろんなうわさも立つでしょうけれども、そのようなことで苦しむ村民が出ないような取組を今後もよろしく願っています。

時間の兼ね合いで、（2）番の質問、申し訳ございません、ぜひ特定されないためにも、濃厚接触者となった方への生活物資、今年度9月の予算編成にさせていただいたものでございますけれども、申出しにくい方もいらっしゃると思いますので、保健所とのやり取りでそのような対応ができるということをお話しただけのように委託していただけたらと思います。

では、この一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、2番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時45分といたします。

午前10時21分休憩

午前10時46分再開

○議長（小山久利君） それでは、会議を再開いたします。

休憩前に続き一般質問を行います。

南千晴議員の一般質問を許可いたします。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。12番南千晴でございます。

一般質問も7番目ということで、昨日、今日と、今日の質問が重なる部分もあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、学校におけるICTの活用についてでございます。

本村におきましては、国のGIGAスクール構想に先駆けて令和元年度に中学校に1学年分のタブレットを導入して以降、令和2年度には小中学校児童生徒1人につき1台の端末としてタブレットパソコンと大型モニターを導入し、今年度は中学校及び小学校の4年生以上を対象とした学習支援用ソフトなどを導入しております。

保護者の方々より、学校におけるICTの活用について、村の進み具合についてご意見をいただきましたので、それについてお聞きをしていきたいと思っております。

まず、授業での活用について伺っていきます。

現在、小学校、中学校ではどのような授業支援ソフトが導入されているのか、各学校等、詳細等、分かりましたらお答えをいただければと思います。

以降、自席に戻り、一般質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

導入ソフトということでご質問ございました。子どもたちが活用するタブレットには、ワープロやプレゼンテーションソフトのほかに、子ども同士が考えを共有したり思考ツールを活用したりできるコラボノートというソフト、また、講師による授業動画の視聴とその学習内容に合ったドリル問題に取り組めるスタディサプリ、また、子どもたちがタブレット上に記述した内容を大型モニター上に表示できるバイシンク、さらには、学校で実際に授業をしている動画を、様子をそのままご家庭にも届けることができるリモートワーク用のソフトウェア、ティームズというようなソフトが導入されております。

このようなソフトを有効に活用して、子どもたちが協働的な学習を進めたり、個別学習をしたりできるよう、子どもの実態や学校からの要望を聞き取りながら、適切に導入しているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 授業支援ソフトについて説明をいただきました。

中学校、小学校におきまして、これらを活用した授業が行われていると思うんですけども、これらを活用した授業のその活用状況といたしますか、どのような、どのくらいといたしますか、どのくらいのその活用した授業が行われているのか、分かる範囲で構いませんのでお答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 小中学校ともに、授業における学習支援ツールとしてタブレットの積極的な活用が図られており、利用率は、時期や学習内容で異なりますが、平均するとほぼ毎日の授業で活用されております。

活用状況としましては、子どもたちの気づきや考えを交流したり、考えをモニター上に提示したりする協働学習への利用が多く、それに次いで、従来の調べ学習やスタディサプリ等を使ったドリル学習などでも活用されております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) 利用率だとほぼ毎日活用されているということでありませけれども、小学校の特に低学年の保護者の方々からは、デジタル教科書などを活用した授業は定着化しているようであるが、1人1台のやはりタブレットを活用した授業があまり行われていないというような話を聞いております。

先ほども、スタディサプリに関しましては、現在、3年生以下については導入がされていない状況でありますので、この辺が今後入ることによって授業の活用が増えていくのか、そのあたり、教えていただけますか。

○議長(小山久利君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長(井口克三君) 小学校低学年については、担当教員によるデジタル教科書の提示が多いという実態があるということは、こちらも承知してございます。

ただ、子どもたちも入力に慣れてきている、活用に慣れてきているということもあって、今後は友達との協働学習での活用に広げていくべきということで指導しております。

また、令和4年度からは、低学年の子どもたちに対して、1年生から3年生になりますが、の子どもたちに対しても、スタディサプリを導入する予定でございますので、ドリル学習としての個別の活用もさらに図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長(小山久利君) 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) 中学校に関しましては、県の教育委員会のICT活用促進プロジェクトの拠点校ということになっておりまして、コロナになる前ですかね、私たち、当時の前期の文教委員会等でも議会でも授業の様子等を見させていただいているんですけども、いろいろ努力しながら先生同士でもいろいろ研究しながらやっている様子というのは、そのときに教えていただいたんですが、小学校における活用ということを考えますと、やはり教職員、まず子どもたちの前に教職員がそれを活用できなければ、やはり授業の中での活用というのは進まないのではないかなと考えております。

デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省等でGIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケート等を実施しておりまして、その結果や今後の方向性について、国の文科省のホームページやデジタル庁のホームページから見られることになっておりますが、この教員のICT研修が不十分という課題が明らかになっておりまして、これはやはり榛東村も同様な課題を抱えているのではないかなと考えておりますけれども、教員の研修、そういった人材育成についてはどのような取組をしているのか、お答えください。

○議長(小山久利君) 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

当初は、ICTに不慣れな教員の中に、タブレット導入1人1台ということに対する戸惑いの声も聞かれたのは事実でございます。ただ、現在では、若手からベテランまで積極的な活用が図られつつあるというふうに考えております。

育成面では、タブレット操作やソフトの利活用に関して専門家を呼んで研修を実施したほか、教育委員会、村の研究所というところの中にも情報教育班というものを設置して、授業を交流したり、また、タブレットの活用方法を共有したりして研修を進めております。

ただ、一番大事なのは、やっぱり日々の授業を行いながら研修を進めていくということで、学校の中にも校内研修の1つとしてICTを取り上げまして、例えばICTを得意とする若手教員が苦手なベテラン教員に対して指導したり、空いている時間にそのベテラン教員の授業の中にそのICT得意な教員が実際に入って支援したりするということなどを通して、教職員が協働、協力しながらICTのスキルアップを現在行っているというところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ただいまお答えいただきました情報教育班ですか、ICTの、そういったものも、この榛東村の教育プランのほうを見させていただきまして、そちらにも載っているということで、進めてくださっているのだなということが分かります。

この中の教育プランの最重点施策の1位の中に、授業におけるICT活用を軸にした主体的、対話的で深い学びの実現などが盛り込まれ、これに向けて今年度も実施しているところだと認識しているんですけども、他の市町村だと、ICTに関する教育の計画、推進計画等がホームページ上で公開されていたりして、子どもたちがどういうことを学んでいるのかというのがすぐ情報が得られやすいんですけども、榛東村の場合は、こういった教育プラン等もちゃんとしたものがあるんですけども、公開されていないという状況で、なかなか保護者の方等がどういう状況なのかを確認したくても、今、ちょっとできない。ましてコロナ禍ということで、もちろん授業参観とかそういった学校に行く機会も減っている中で、やはり自分たちの我が子が通っている学校での取組については、非常に気にされている方が多いと思っております。

ぜひそういったことを情報提供していただきたいと思っておりますし、また、細かい教育プラン以外の推進計画、ICT推進計画等を作成している自治体もありますので、この辺の計画、または情報提供についてどのように考えているのか、お答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） お答えいたします。

榛東村においては、先ほど議員さんおっしゃるように、県のICTの効果的活用の促進プロジェクトの県の代表として、今、中学がその研究に取り組んでおりまして、本村では、授業においてどのような活用が効果的であるのかという、その、まず実践を小中学校でしっかりと取り組んだ上で、来年度、その中学の指定の3年目を迎えて、一応まとめの年度ということでございますので、その成果を基に、しっかり先生方の実践に基づいた計画をしっかりと立てて、そこから、いわゆるICTプランというんでしょうか、そういうものを作成したいというように考えております。

ですので、どうしても先生方、プランであるとか計画というのが先に出てしまいますと、それありきで、その計画というんでしょうか、それができればいいでしょう的な、言えば授業での効果的な活用というよりは、ICTを使ったか使わないかというところに視点が行ってしまうと本末転倒というようなこともございまして、そのようなあたりは、逆に実践を積み重ねて、そのよさを先生方、子どもたちが実感していただくということが大事だというふうに考えております。

今後とも、そのようなプランができた場合については、保護者の方、また議員の皆様、地域の皆様にお示しできるよう、ホームページ等でのアップ等も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ありがとうございます。お答えいただきましたように、しっかりと進めていっていただければと思います。

次に、端末の持ち帰り学習について伺います。

文科省の調査で、臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習の準備状況ということで、全国の公立の小中学校の95.2%が準備済みと回答したということで報道されました。

本村でも、昨日答弁の中で、準備済みということで、小中学校において持ち帰り訓練の実施、家庭での使い方の約束等の配布、同意もいただいていると。また、貸出し用のWi-Fiも整っているというお話がありました。

そして、オンライン授業のリモートワーク用のソフトも導入されているということでありますけれども、現在、第6波ということで、まん延防止等重点措置を、群馬県もそういった期間となっております。もし学校全体、あるいは特定の学年、学級の臨時休業というのもいつ起こるか分からない状況でありますので、やはり本村でも、学びを止めない、学校とのつながりをつくるという観点からも、大変、持ち帰り学習は重要であると考えます。

先ほど、昨日答弁いただいた中のことを話しましたがけれども、村としては、今のこの準備の段階で、もしそういった臨時休業となっても対応できるということで認識してよろしいのか、確認のため答弁いただきます。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 昨日もお話しいたしましたように、本村でも様々な準備をして臨時休業に対応したいというふうに考えております。

現在、新型コロナ感染対策で考えますと、約5日程度の学級閉鎖等が基準として示されておりますので、それは1つの基準として、こちらとしては持ち帰りは当然させたいというふうに考えております。

また、ただ、その臨時休業ということだけではございませんで、現在、榛東中学校になりますが、ICTを活用した群馬県ならではの学びの実現を目指すということを目標に、ICTを活用して、家庭での学びと学校での学びを効果的につなげた授業の在り方について、県の教育委員会、またスタディサプリの会社でございますが、リクルート社と協働的な実証・実践研究を、今、進めておるところです。年度末にはその成果や課題を明らかにして、全県に報告したいと考えております。

一例で言いますと、事前にスタディサプリアリというものを学習しておいて授業に取り組んだときに、ある程度子どもたちが家庭でのICTを使った学びを生かして、いわゆる交流学习、共同学習に多くの時間を割けるですとか、学校で学習したことを家へ帰って振り返ることで補充ができると、そのようないろんなパターンを、うまくICTといわゆる昼間の学校の授業とどう絡めていくかというようなことを、今、研究してございますので、そのようなものはこれから明らかにできると、成果を明らかにできると考えております。

今後も、今、議員さんおっしゃったように、誰一人取り残さない教育ということを考えております。現在、いわゆる一部不登校、いろんな状況の中で、そういう環境にいらっしゃるお子さんに対してもタブレットを持ち帰っていただいているというような実践も、今、重ねているところでもございますので、今後も有効活用を図っていくということでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ただいま説明いただきましたリクルートと協働しての調査研究というのも、中学校でということですのでよろしいですね。はい。

家庭に持ち帰っての学習に関しましては、セキュリティー等の面でも心配があるかと思えますけれども、やはり押しつけのルールや使用を抑制するような情報モラル教育ではなくて、やはり近年注目されておりますデジタルシチズンシップ教育の考え方を参考に、児童生徒が行動の善悪を自分で判断できる力を身につけ、自ら使い方を決めて、学校や家庭、地域社会が結びついたような活動になるように指導していただきたいと思っておりますけれども、使い方につきましては、その辺はどのようになっているか、もし分かりましたらお答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 基本的なそういう情報モラルに関しての授業と申しますのは、日々のいろいろな学級活動、もしくは技術家庭科の時間に時間を取りまして、実際行っているところでございます。

ただ、これにつきましては、やはり子どもたちもかなりいろいろそういうタブレットの使い方にとけている者もおりますし、中にはそれを使って、よくない使い方というんでしょうか、いろいろ問題が今までも出てまいりましたですけれども、やはり、これは榛東村においても、全国のそういう事案を参考にして、いつ起こるか分からないというような形で、こちらもしっかり指導を常にしていく必要があるとも思っております。

I C Tを使って子どもたちが悲しい思いをしないようにということは、当然我々の使わせる側としての指導の原点にもなりますので、そのあたりについては情報共有をしっかりと学校と教育委員会でいたしまして、今後も適切な指導を子どもたちにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） これからの時代を生きる子どもたちにとっては、タブレットというのは特別なものではなくて、デジタル社会で生き抜く新しい文房具、ツールの一つであると思います。家庭への持ち帰りも、やはり非常時だけでなく日常からも実践していくことで、教育長のおっしゃる深い学びにつなげることもできると思っております。

また、タブレット機器は約5年で入替えが必要と言われておりまして、最初は国から補助金いただきましたけれども、更新にも多額の費用がかかると思われます。また、ソフトも毎年利用料がかかるものでありまして、それらは村のお金、税金で賄われているわけですから、やはり最大限の活用をしていただいて、子どもたちの未来と村の発展につなげていっていただきたいと思っております。

アンケート等につきましては、またスタディサプリ等が全学年に配備されるということで、児童生徒、保護者等の意見をそういったものを通して集計、また結果も公表しやすいと考えるので、そういったことも生かしていただきたいということで考えていますけれども、ちょっと時間の関係上、ここは要望とさせていただきます、すみません。

県のPCサポーターにつきましてはでありますけれども、先ほどのアンケートの中でも、やはりプログラミング等にたけた地域人材の活用が不十分だったり、一部の教員に負担が集中、専門人材によるサポートが不十分といったことも、そのアンケートの中で課題として指摘をされております。

県では1人1台貸与されたパソコンを生かすために、初歩的な操作を手助けする教員DX推進スタッフを今年度配置しているわけでありまして、本村のスタッフの配置がどのようになっている

のか、お答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） では、お答えいたします。

令和3年度には、子どもたちの授業中における端末操作やソフトウェアの活用支援、また、ICT活用による教職員の負担軽減のために、県から小中学校に3名のDX推進スタッフが配置され、各学校でICT活用を図った学習が進められているところでございます。

令和4年度現在の情報では、名称をオンライン学習サポーターと変更し、個別最適な学びと協働的な学びの実現は今年度と同様に、家庭などとのオンライン学習等でも業務に従事できる、そういう職員を配置するというところで聞いております。

県全体の配置数は、来年度は今年度に比べ半減するというように聞いておりまして、村に何名配置されるかは現在不明ではございますが、配置された上は有効活用が図れるように、業務内容や、また研修方法について研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 新聞等でも、来年度からオンライン学習サポーターという名前に変わって、本当に100人ほど、今年度DX推進スタッフが185人に対して100人になるというようなことでありますので、ただ、やはり本村にもぜひ配置をしていただきたいと思いますし、そういったことの活用もしていただければと思っております。

ICTの活用につきましては、研究を重ねていくということでもありますので、コロナ禍での授業参観等をライブ配信で行ったりだとか、それ以外のいろいろな取組についても一緒に考えていただいて、家庭や地域とのつながりに関しても、こういったものを活用していただきたいと思いますと思っております。

続きまして、小学校での教科担任制について伺います。

昨年の12月、政府は、2022年度から小学校高学年で始まる教科担任制について、教員950人の増員を決めております。4年間で3,800人程度の定数改善を見込んでいるということでもありますけれども、本村での教科担任制、小学校での導入の現状について、簡潔にお答えいただければと思います。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、お答えいたします。

小学校における教科担任制は、村内既に両小学校導入済みで、学校によって少し教科は変わりますが、中・高学年の社会や理科、音楽、英語など、教員の専門性を生かせる教科、4から5教科程度、

実施しております。

教科担任制は、免許を有した専門性の高い教職員が教科担当に当たるため、授業の質的向上が図られると。また、中学校との橋渡し、これは、中学校は教科担任制ですので、橋渡しの役割をしてくれる。さらに、学級を学級担任にだけでなく複数の目で見守ることで、子どもたちの変化や悩みにもきめ細やかに対応できる。さらには、多くの教科を担当していた学級担任の負担軽減にもつながるということで、現在考えております。

今後も村としてもさらに推進をして、また充実をさせて、子どもたちにとって、よりよい学びになるよう努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 国のほうで、教科として外国語、算数、理科に加え体育というような教科名も報道されているんですけども、この辺、具体的に今後について、もし今の時点で分かることがあればお答えください。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、もう既に今年度取り組んでいる様子を少し話をしますと、小学校におきまして、社会、理科、音楽、英語については、いわゆる専科教員という、いわゆる中学校の免許を持っている教員が実際に当たっております。体育、家庭科については、交換授業といいまして、体育の資格を持っている者が隣のクラスを体育も持つ、家庭科の先生がその時間の裏に、体育の時間の裏を家庭科で隣のクラスを持つなどと、そういう交換授業という言い方があるんですが、専科教員やら、また交換授業を使って、先ほど言いましたいわゆる専門性の高い授業を実現しているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 説明いただきました。

もちろん教科担任制の導入については、課題も現場の中ではあるのかなというのを感じておりますけれども、いろいろ保護者の方から学校での子どもたちのお話とか様子をいろんなことをご相談されて、教育委員会につないだりとかしていることもあるんですけども、そういうことを考えると、やはり、より多様な教職員が子どもたちと関わるようになることは、子どもたち一人一人に対しての新たな気づきにもつながりますし、いじめなど何かあったときの大人の目というの、その分多くなるかと思っております。

G I G Aスクール構想の推進とも重なって、本当に現場の負担というのも大変だとは思いますが、高学年だけでなく、やはり村として必要だと考えられるところは、低学年も含めてやはりこういった教科担任制について導入を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、水道管の老朽化の更新について伺います。

水道管の老朽化については、これまでも一般質問などで取り上げられてきました。2019年の9月の定例会の会議録を読みますと、上下水道課長の答弁で、水道の管路の延長は約124キロ、今、榛東村ではあって、昭和30年、40年の簡易水道時代の施設の一部利用で設置年数が不明なものがあり、それ以外に関しましては、布設の管路延長が昭和50年代が10キロ、昭和60年代が19キロ、平成以降が87キロということで説明がありました。そして、昭和50年代に布設されているのは主に塩化ビニール管で、これはおよそ約40年たっている状況であります。

しかし、この塩ビ管の耐用年数は25年ということで、平成24年以降は一律40年となっているそうなんですけれども、それより前は25年ということで、こちらも耐用年数を過ぎているものが榛東村にあるということが分かりまして、やはり早急に更新をしていく必要があるなと感じております。

昨年の12月、生方議員の一般質問でも、水道管の老朽化に伴う更新には長期的な更新計画を検討しているということでありましたけれども、多額の費用もかかると見込んでおります。

新年度における更新計画や費用等、その辺がどうなっているのか、ちょっと簡潔にお答えください。
○議長（小山久利君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 上水道事業におけます老朽管更新は、ライフラインの確保や不明水対策の観点からも本村にとっては喫緊の問題であると、強く深く認識しております。

また、住民の皆様、議員の皆様には今年も漏水工事等で大変ご不便をおかけしましたことを、この場をお借りしておわび申し上げます。

こういった問題に対処すべく、新年度におきまして緊急老朽管更新計画を策定し、先ほど議員おっしゃられました布設年度ごとの管路延長、管径、管種、管路ごとの重要性などを十分に検討いたしまして、長期的計画を樹立したいと考えております。

よって、先ほど議員おっしゃいました総事業費ということなんですが、こういった総事業費、計画年数の概要は、計画策定後にご報告させていただければと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 説明いただきました。

吉岡町の議員の方とお話しすると、吉岡町では、防衛省の補助金で老朽管の布設替え事業として、

これ石綿管になりますけれども、布設替えを実施しているということで、もう何年も前からお話を伺っているんですけれども、やはり、もし村で同様な補助金が活用できると、それで更新することができると、かなりのこの費用の負担が減らせるのではないかなど。水道料金上げずに安心安全なお水を供給できるのではないかと考えておりますが、なかなか補助金がもらえるかどうか、その辺はいろいろなことがあると思いますが、そこを村長にお聞きしたいんですけれども、村としてそういった補助金を活用することが難しいのか、そのあたり、現時点で分かる範囲で構いませんので、お答えいただければと思います。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいまの吉岡町における防衛補助金事業と、これは石綿の関係で吉岡町はやったというように聞いております。これは防衛省の予算を使いながらやったと。しかし、本村は、同様の事業でもう工事をを行いました。現在は、石綿管による水道供給は、吉岡町でやっているようなことは全て終了しているというところでございます。

また、ご質問の防衛補助事業の適否というんですかね、については、本村においても新年度に防衛補助事業を予定しております。給水の安定供給、あるいは不明水量の把握を目的として、配水量設計等、今、計算をしております。これは議員さんもお存じのとおり、不明水が大分出ていると。これが機械的な問題で実際はなったということがありましたので、これらについての更新は進めていくところで、今、防衛省とも話し合いをしております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 防衛省と話し合いをしているということでございます。

やはり総事業費がどうなるかというのも計画の後だというお話もありましたけれども、もう財源の確保というのも併せて更新計画、更新事業を進めていただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、創造の森の充実についてということで伺います。

まず、創造の森のキャンプ場、ストライダーコース、森の恵みを食す小屋の現在の利用状況についてお答えください。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、キャンプ場の利用状況について、令和3年度の利用状況ではございますが、ご報告をさせていただきます。

キャンプ場の利用者数は3,155名でございます。また、ストライダーの利用者につきましては235人、森の恵みを食す小屋の利用者は15組164人の利用となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 私たち、いつも決算時に主要成果の説明書をいただくんですけども、その中にこの利用状況というのが過去のがありまして、ただ、キャンプ場と森の恵みを食す小屋が合わさった数字しか知らないわけでありまして、平成24年は376人ということで、うち村内者が多い状況でありました。その後は、平成25年からは938人、平成27年は1,406人、平成29年は1,608人、平成30年度は2,205人ということで、令和2年度はコロナ等の影響もありまして減っているわけでありまして、右肩上がりとなっております、村外の方が半数以上を占めているということが説明書を見ると分かりました。

また、ストライダーも平成28年が492人ということで、平成30年度は629人、令和元年度も549人ということで、こちらの利用も村外者のほうが過半数以上ということになっております。

私も、村外の方で創造の森を利用したと何人もの方からお話を伺っておりまして、家族連れやソロキャンプなどの人気がかえります。やはり静かで、夜景と星空と朝日がきれいで、何より安い、それが本当によいという評価をいただいております。

また、ストライダーの利用についても伺っております。

昨日の一般質問で、創造の森の今後については、庁内でワーキンググループをつくり、リニューアルを検討しているという、副村長からお答えいただきましたが、やはり今のリピーターの方々を感じているよさは大切に残していただきたいと思っておりますし、ただ、今後については、キャンプ場とストライダーコースの両方をこのまま同じ場所で維持していくのか。創造の森はキャンプ場だけにし、ストライダーのコースは違う場所にするのかなど、そういった大きなことも踏まえて、全体のことも踏まえて検討していただきたいと思っております。

現状では、ストライダーコースも冬期は利用できず、年齢の制限もあることから、幅広い年齢層が使えるバンプコースなど、今、近県でもあまりないコースでありますけれども、そういった場所の要望等も村民からありますので、ぜひその点も踏まえて検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま議員からお話のありました利用者からの要望、昨日の一般質問の中でもご回答させていただきましたが、令和3年度には、利用者の方からのアンケート調査で施設等の要望等もございます。また、昨日、答弁の中でご報告させていただきましたように、庁内でワーキンググループも設置させていただき、その中でも施設等の利用、また今後について検討させていただきますと考えております。

その中におきまして、先ほど議員がご提案されました内容についてもおつながりさせていただき、内容のほうの精査、また将来について考えた上での対応ということでお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 続きまして、学校給食について伺います。

先ほどの一般質問の中で、榛東村産が17%ぐらい使っているということでお話しいただいたんですけども、全国の市町村では、学校給食で使用する農産物を契約栽培、そういった制度を導入しているところがあります。もちろん食育や高齢化している生産者の励み、販売元の安定など理由等様々あり、メリットもあるのではないかと考えております。

以前、村長、村のほうに榛東村産のお米を学校給食にと、新しい給食センターではという質問をさせていただいたときに、前向きな答弁をいただいておりますけれども、やはりこれを実現させるにも、お米の農家の方との契約、契約栽培、そういったことをするほうが、作付面積等の関係からもよいのではないかなと考えております。

また、将来的には、昨日も清水議員から有機農業についてありましたけれども、そういった減農薬の野菜だったり、低農薬の野菜だったり、有機野菜というものを取り入れていきたいという方向でもし村が動いてくださるのであれば、そういったものも農家と契約をして作っていただくというのも一つの方法だと思います。

ニーズがあるということをお分かいただくことで、もしかしたら、じゃ、給食に納めるのを作ろうかなとか、その品目についてはやってみようかなと思ってくださる農家の方もいるかもしれませんので、ぜひこの給食の食材の契約栽培に関しては検討していただきたいと思いますし、やはり安心安全の給食ということが、本村の、子育てするなら榛東村の特色の一つになると思いますので、ぜひ導入を検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 学校給食センターでは、白菜やシメジ、ネギなど5軒の農家から農産物を納品、これは日常的に、いただいております。また、ナスや里芋、卵など榛東づくしの日など、数日間納品いただいている農家もまた5軒ほどあるということでございます。

先ほども話しましたように、学校給食での農産物の活用は、ある程度の数量は見込めるものの、献立が約2か月前の作成となっておりまして、納品は配食日の当日朝、一定数の数量の確保や、収穫に合わせた納品に難しさがあるということで、現在、年間契約としての栽培はしていただいております。

これまで村内農家で栽培している農産物については、給食での利用が近づいてきた時点で、納品の

可否、納品ができるかどうかを農家さんに確認した上で、可能ならば納品いただき、難しい場合は村内業者に、八百屋さんに入れていただくと、そのような細かな対応をして、少しでもその活用量を増やしたいということで、今、動いているところでございます。

今、議員さんからご提案ありました米の契約栽培と、米については、ある程度期間備蓄もできるわけだと思いますので、契約栽培という方法については、また教育委員会としても研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） よろしくお願ひいたします。

食物アレルギー対応のための栄養士の増員ということで、（2）番でありますけれども、こちらも新しい給食センターにおきましては、アレルギー対応食、そういったことも施設が整っているということでもありますし、やはりアレルギーに関しましては、村もアレルギー食材の献立を作成したりだとか、できる対応をしてきてくださいましたが、やはり間違いによる事故等を起こさないというのが非常に大切でありまして、やはり細心の注意を払う必要があると思います。

保護者もそこを一番心配しているところでありますので、センターができる前からやはりそういったことは準備する必要がありますので、現在の県から1人の栄養士だけでは、やはりそれは足りないと感じております。ぜひ村として栄養士を増員する必要があると思うんですけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今度の給食センターの設置については、特に私のほうから、今、村内においてもアレルギーの子どもたちが相当いると、そして、これから考える災害時等の中央コミュニティセンターとの関係もございまして、そういう中で、アレルギーの人は相当いるということをおもひも感じております。

そういう中において、残念ながら、榛東村の栄養士が県から派遣されるのが1人というようなこととでございますけれども、これらについても、村としていろいろなことを県のほうに報告しながら、できれば違う事業と同じように、榛東村がそれが中心になるような、先例となるようなことを県のほうと相談しながら、派遣をさらにお願いするということで、今、考えております。

いずれにしても、いろいろな事業をするときに、特に今度の事業は大事業でございますので、それらを含めて検討しながら、アレルギーも含めてやっていきたいというように思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) よろしくお願いたします。

(3)につきましては、ちょっと本当に答弁用意していただいて本当に申し訳ないんですけども、ちょっと割愛をさせていただきます。

続きまして、マイナンバーカードの自治体サービスにつきましてお伺いたします。

村民の方から、せっかくマイナンバーカードを作ったけれども、村では確定申告以外で利用できるサービスがないと、そういったお話を聞いております。

昨日の住民生活課長の答弁で、交付申請件数は約37.9%で、今も少しずつ増えているというような状況があります。ぜひそういった利用ができるよう検討していただきたいんですけども、特に一番多い意見が、コンビニで住民票などが取れないか、そういった証明書が取れるようにコンビニ交付サービスをしていただけないかという声が多いです。

近隣の市町村でも行っているところがあるんですけども、村で導入する考えはないのでしょうか。お答えください。

○議長(小山久利君) 早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長(早川弘行君) コンビニ交付でございますが、近隣市町村におきましてコンビニ交付、行っている団体も増えてきております。先週も渋川市のほうでコンビニ交付を行うと、こういった報道がありました。

庁内でも、コンビニ交付につきまして検討することがあり、導入すべきという意見、それから考え、これらがあつた一方で、果たしてどのくらいの方々が利用するか、何かしらの理由がある方には郵送等でも対応しているためでございます。

コンビニ交付を行うためには、多額の費用も必要といたします。費用対効果なども考えて、現状に至っております。

○議長(小山久利君) 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番(南 千晴君) 多額の費用ということで算出してくださっていると思うんですけども、ちなみに幾らか、簡潔にお答えください。

○議長(小山久利君) 企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長(早川弘行君) 費用についてですが、2年前に検討したときの資料となりますが、コンビニ交付を行うためのシステムの構築費、準備経費でございますが1,300万円以上、それから、実施した場合のコンビニ交付委託料、利用料といたしまして年額で540万円以上、プラス証明1件当たりの利用料、これらがかかってきます。これに対してどのくらいの利用者がいるか、このあたりが課題であり、研究していきたいと、このように考えております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 交付申請の件数等も徐々にまた上がっていくかと思われまので、その辺の推移を見ながら、引き続き検討していただければと思います。

最後に、ごみの分別回収について伺います。

以前から質問していることがあるんですけども、先ほどプラスチックの包装容器の回収についてはお答えいただきましたので、結構、そこは理解いたしました。

そこで、以前からごみの収集計画が毎年配布されているんですけども、種類によって分別が分からないとか、また資源ごみストックハウスのこともまだ知らない村民の方も多くいる状況であります。

ごみの分別がもっと分かりやすいように村民に周知していただきたいということを要望していたんですけども、その後、検討していただけたのか、現在の状況についてお答えください。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ごみの分別回収について、新たな取組についてお答えさせていただきます。

以前は、以前からごみ出しのルールのごみの分別の推進を図るということで課題として取り組んできたんですが、これまでお配りしていただきましたごみ収集計画表、この計画表を一新することといたしました。これまではB3サイズの1面だったものなんですが、新年度からA4サイズ15ページの冊子タイプに変更させていただきます。これまでに印刷してきた、記載してきた内容に加えまして、榛東村ごみ分別事典というようなものも設けまして、ごみの搬出時、分類に迷いがちなものを中心に記載したほか、月ごとのカレンダーも追加をしております。ですので、これにつきましては、今年度中、もう3月中には自治会を通じて配布する予定でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 以上で、12番南千晴議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時37分休憩

午後1時再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第2 議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第3 議案第4号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第4 議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

本日の議事日程第2、議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第4、議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第2から日程第4までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ただいま一括上程させていただきました議会議員の報酬条例、それから常勤特別職の給与条例、それと職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、昨年的人事院勧告に基づきまして、国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたということに準じた改正を行おうとするものでございます。

議案参考資料1ページをお願いいたします。

議案第3号は議会議員の報酬条例でございますけれども、中ほどに表がございます。令和3年度におきましては、6月、12月それぞれ2.225月、合計で4.45月、これを0.15月引き下げ、令和4年度以降、6月期においては2.15月、12月期においても2.15月という改正を行おうとするものでございます。こちらにつきましては、附則第1項により、本年4月1日から施行するというものでございます。

また、その下でございますけれども、附則第2項におきまして、本年6月に支給する期末手当に関する特例措置を講じる旨を規定してございます。

参考資料3ページをご覧ください。

特別職の職員、常勤特別職の給与条例ですけれども、ただいま説明をさせていただきました議会議員と同様の改正を行うものでございます。

議案参考資料5ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与条例でございます。職員の期末手当、中ほどの表でご覧いただければと思いますけれども、本年度が6月期、12月期ともに1.275月、それに勤勉手当を加えまして、年間支給月数が4.45月、これを令和4年度以降におきましては、期末手当を6月、12月期、1.2月にして、合計4.30月、マイナス0.15月の改定を行うものでございます。

その下は、再任用の職員の支給月数の改定でございます。施行の時期、それから6月の特例については、議会議員の報酬と同様でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑については、各委員会に付託をいたしますので、詳細のほうは委員会のほうでの質疑をお願いし、質疑を許可いたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま一括でご説明いただきました。

現在、コロナ禍ということで、そこにいらっしゃる健康保険課を筆頭として大変な状況の中で、皆様頑張らせていただいているんですけれども、そういった特殊な事情の方の人勤ということで一括で引き下げるといような提案だったと思いますけれども、村独自、こういうことであるからというようなお考えがあるのか、ないのか。ないとすると、そういうことを考えない理由というのがあれば教えてください。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第25条第4項で、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないようにしなければならないという権衡の原則がございます。今回その改正する改定率等につきましては、人事院が昨年8月に勧告を行ったというものでございますので、こちらに準拠した形での改正を行うというものでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

そうしましたら、予算措置がされていると、議案参考資料を見るとあるんですけれども、それぞれ号ごとに大体の月数を減らしたことによる予算額というのは、大体もう弾いてあるかと思うんですけれども、ご説明いただければと思います。お願いします。

○議長（小山久利君） 詳細については、総務産業建設常任委員会でいかがでしょうか。

○5番（中島由美子君） 分かれば。

○議長（小山久利君） 分かっても、委員会付託しますので、ここでは、自分のところの委員会なんです、そこでできないですか。総括的なことならいいんですけれども。

○5番（中島由美子君） これだけお願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 令和4年度予算説明資料の212ページ、そちらが前年度の比較を行った表になっておりますけれども、予算ベースでございますけれども、影響額が1,009万4,000円ということでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号までにつきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 議案第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案書が8ページ、議案参考資料は同じく8ページでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

今回の本条例の改正につきましては、上位法の改正に伴う機械的な改正を行おうとするものでございます。法律の条項ずれに対応した改正というものが主な改正の内容となっております。施行日につきましては、改正法の施行日と併せた本年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） それでは、議案参考資料の9ページでございます。

改正案と現行案の新旧対照表がございます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律ということが廃止にこの4月になるというご説明でございましたけれども、今度じゃ何の法律かという、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律に読み替えるといいましょうか、切り替えるというようなご説明だったと思います。それを踏まえて、この条例の名称なんですけれども、榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例と書いてありますけれども、行政機関

の保有するという法律がなくなっているのです、この名称についても他市町村と同じように榛東村個人情報保護条例というような名称でよろしいのではないのでしょうかと思いますけれども、そこら辺を検討されたかどうか、説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 昨年の5月に、デジタル社会形成整備法という法律の中で、今回の個人情報保護法等が改正なり廃止なりされたというところであります。

この個人情報保護法につきましては、これまで個人情報保護法、それと行政機関個人情報保護法、それと独立行政法人等個人情報保護法という3本の法律がございました。今回の改正によりまして、今申しあげました行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法が廃止をされ、個人情報保護法の中に取り込まれたというのでしょうか、3本が1本にまとめられたというものでございます。

改正後の個人情報保護法の中には、やはり民間事業者、あるいは国の行政機関、あるいは独法はというようなことで規定がされています。その中で、本村、現在の条例は行政機関の保有する個人情報保護条例となっていますけれども、その名称を変更する必要はないものと承知しております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま名称の変更はないということでしたが、行政機関の保有するという名称にこだわる必要はないのではなからうかと思うのは、この条例を見ますと、行政情報とたとえたり、公文書と捉えたりしております。そういったことを踏まえますと、行政機関という名前を残す必要は、法律もなくなったことですからということで説明を求めたわけですが、そこのお考えについてちょっと説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほども答弁しましたが、改正後の個人情報保護法の中で、民間事業者、それと国の行政機関、それと独立行政法人ということで、それぞれ規定は法律の中に残ってございます。その中で、民間事業者でもございませぬし、独法でもございませぬので、行政機関というものを題名に残してあるということでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第6号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第7号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第7号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案書、説明資料ともに10ページでございます。参考資料により説明をさせていただきます。

まず、趣旨欄でございますけれども、消防庁におきまして、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたということから、この基準に従いまして報酬等の改定を行おうとするものでございます。

出場手当、4条関係ですけれども、出場手当が現行1,600円でございますが、こちらが新たな基準で日額8,000円ということが示されておりますので、その8,000円に改めると。ただし、その基準の中でも書かれているんですけれども、丸一日出動した場合においても8,000円ですよと。それ以外については8,000円でなくてもいいんだということがございますので、そういういろいろなケースがございますので、そちらのどういった場合に幾らにするのかということにつきましては、規則のほうに条例で引用させていただくという改正でございます。

また、月額報酬でございますけれども、団員及びラップ手の報酬につきまして、現行2,400円でございますが、こちらを3,100円に改定をするというものでございます。

附則第1項におきましては、本年4月1日から施行する旨を定め、また、附則第2項においては、改定される出動報酬の改定に係る適用関係を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま改正後、議案参考資料10ページ、日額8,000円、ご説明がございましたけれども、出動した場合が7時間45分に満たない場合ということがあります。大変分かりづらい制度になるかと思うんですね。日額、1回出れば8,000円という基準ではないということで認識、書かれているように思うんですが、今後実際出動したときに、7時間45分かかるといようなことは想定されるのかと。今までにおいてほとんどないのではなかろうかと思うんですけれども、大規模山林火災以外はですね。そうなってくると、規則に委任するわけでございますけれども、3時間だけ

ども4時間にしてしまおうとか、4時間だけれども5時間にしてしまおうとか、1日にしてしまおうとかという、そういう暗黙のルールみたいなことにならないで、やっぱりきっちり7時間45分を超えたらというような認識でこれは施行されるものなのかというところ、あらかじめ想定される問題がもう露呈していますので、そこら辺について総務課長、規則で定めるということでございましたけれども、お考えがあれば説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど申し上げた基準の運用通知の中で、大規模な災害であるとか1日7時間45分という記載ですけれども、その場合は8,000円ですと。それについては、割り落としと言うとあれですけれども、出動時間に応じた形での支給をすることも差し支えないということになっております。

今、まだ規則の案の段階なんですけれども、職務内容を火災及び災害、まず1つですね、2点目が訓練、それと3点目が警戒、その他の諸活動という3区分にしまして、それぞれの出動時間に応じた日額報酬額を定めるということで予定しております。

また、団員の出動時間数につきましては、それぞれ分団長、本団であれば団長から報告をいただくと、ちょっと消防団の方に煩わしさは増えるんですけれども、そういった形で報告をいただいた上で、実出動額に応じた日額出動報酬を払うということを予定しております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 克明な説明ありがとうございました。

命をかけて地域の災害、火災から守っていただける地域消防団の皆様でございますから、そういった面で十分な報酬改正が行われて、明快な会計処理が行われること、ちょっと手間はかかるということですが、いい制度になることを期待して、それを消防主任とともに進めていただくということで、そういう認識でよろしいかどうか、もう一度お願いします。

○議長（小山久利君） 詳細な質疑なんです、自分の感想とかは含まないでください。

総務課長、答えられますか。要望でよろしいでしょうか。

○5番（中島由美子君） はい、お願いします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 委員会付託のものですから、総括的なことで聞きたいと思います。

大変長らく従前の1,600円というのはあまりのことで、相当年数がたっていると、ようやくという感じなんですけれども、これを上げることには別に異論はございません。この上位法に基づいて基本

は検討されているんだと思うんですけども、今回の改正が近隣との比較などして遜色のないものか、その辺について聞かせてください。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今回この基準が示されたということで、この基準が示された背景とすると、消防団員の成り手不足、団員不足、本村でも実は定員に達していない状況に現在ございます。そういったことから、消防団員の処遇を改善しようということから、消防庁で検討がされたという結果でございます。

他市町村と比べてどうなんだというところでございますけれども、これまで基準というものが、全国的な統一された基準がなかったものですから、相当ばらつきがございます。今回のこの基準については、基準に従った改定を4月1日から実施するよというということで、消防庁の長官からの通知は出ているんですけども、実際4月1日から改定しないという自治体もございます。今後そういった自治体も改定にはなっていくんだと思いますけれども、そういった際には、当然この基準を参酌することになりますので、ほぼほぼ全国的に統一した水準になるのかなということでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第7号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第7 議案第8号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第8号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案書、議案参考資料ともに12ページでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、昨年8月の人事院、先ほど給与の関係で勧告でしたけれども、その際に人事院報告ということで、国家公務員に対する育休等の取得要件の緩和等が人事院から報告をされておまして、それを受けて、国家公務員について同様の改正が行われているというものでございます。

今回改正しよういたしますのは、非常勤職員の育休、介護休暇、部分休業及び介護時間の取得要件のうち、現行ですと、在職期間が1年以上ない職員については与えられないという規定になってお

るんですけれども、この要件を廃止するというものでございます。

そして、24条、25条関係の改正につきましては、職員の育児休業取得しやすい勤務環境を整備するため、2つの事項を行うんだよということで、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、それと勤務環境の整備を行っていくということをするという改正でございます。

施行日につきましては、附則で本年4月1日からということの規定してございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第8号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第8 議案第9号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第9号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案書14ページ、参考資料は15ページでございます。

今回の改正につきましては、条例の点検をしていたところ、字句の見直しが必要な箇所等ございましたので、そういった部分を改めるというものでございます。

具体的には、新旧対照表16ページでございますけれども、下線部分を改正するということでございますけれども、内容の改正ではなくて字句の整理をさせていただくというものでございます。第4条部分、「公表もしくは」とありますけれども、それを取るということ、それと、村長印を押さなければならないというのを、捺印しなければならないというような形で、字句整理を行わせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第9号

につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 大変失礼しました。

新旧対照表が反対になっておりまして、新旧対照表の現行と書かれている部分が改正案です。表の左が改正案と書かれているところが、第4条に関しては、すみません、そこがあべこべに入っております。4条の第1項の部分がちょっと誤っておりますので、至急差替えをさせていただきたいと思っております。

○議長（小山久利君） それでは、16ページの……

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） すみません、私の説明が違っていただけで、この表は合っていました。すみません、申し訳ございません。私の説明が、第4条第1項で「公布もしくは」を取ると。また、「捺印しなければならない」を「押さなければならない」にするというふうに変更するものというふうの説明すべきところ、反対の説明をしてしまいました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（小山久利君） それでは、議案第9号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第10号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第10号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第10号について説明申し上げます。

議案書は15ページから、議案参考資料17ページからになります。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

趣旨・目的としましては、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第1条関係として、電子資格確認及び電子的確認に係る定義を明文化するものでございます。

第2条関係としましては、所得控除等の税制改正に併せた規定の整備を行うものでございます。

附則としまして、公布の日から施行するものでございます。

18ページから新旧対照表になりますが、説明は省略させていただきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第10号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第11号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第11号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第11号について説明申し上げます。議案書は18ページからで、議案参考資料20ページからになります。議案参考資料により説明をさせていただきます。

趣旨・目的としましては、国民健康保険税に係る被保険者の均等割額の引下げを行うものです。国民健康保険税被保険者均等割額を、概要にありますとおり、医療費分を2万5,000円を2万4,000円、後期高齢者支援金分を9,000円から8,400円、介護納付金分を1万円から9,000円にそれぞれ減額をするものでございます。併せて軽減判定がなされた被保険者の均等割額を改めるものです。

第2条関係としましては、先ほどの均等割額の引下げの改正に伴いまして、国民健康保険税の未就学児に係る軽減判定がなされた被保険者均等割額を改めるものでございます。未就学児に係る内容につきましては、12月議会のほうで条例改正のところをお願いしているところでございますが、今回の保険税を引き下げるに当たって、こちらについても改正を行うということでございます。

施行日については、本年4月1日から施行するものです。

適用区分としては、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 説明のほうは分かりました。

これも先ほどと同じように、上位法に基づく改正ということでございますか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） こちらは被保険者の負担を軽減するために国保税を引き下げるもので、村として国保税の税率を下げるということです。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、隣の議員さんもおっしゃったんですけれども、概要の趣旨・目的が健康保険税に係る均等割の引下げを行うものと、手段が書かれているんですけれども、具体的に今言ったような被保険者の課税の軽減ということでもございましたけれども、今軽減する理由というのは、十分に国民健康保険の財源があるということ、それともコロナ禍とかいろいろな条件、まさに趣旨・目的でございますけれども、どのような条件でこの均等割を下げるのかと。下がるということはいいいことだと思っておりますけれども、その趣旨・目的というのをもう少し、現状今、下げる理由というのを明確に説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 保険税につきましては、平成30年度から段階的に引下げをしているところでございますが、コロナ禍ということもございますけれども、国保の財源としても、今の村の状況からいくと、引き下げてもいいかなと、よろしいんじゃないかというところで、逼迫しているということではなく、引下げができるということも勘案して下げさせていただきました。

あとは、いずれ県内が統一の方向になってくると思いますので、あまり大きな大幅な減額とかというところは、その後の影響もありますので、段階的に今、昨年度も1人当たり1,000円の引下げをさせていただきましたけれども、その様子を見ながら、今回、令和4年度に関しては引き下げるという判断をさせていただいたところです。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 平成30年度から引下げというようにお話ございました。ただいまコロナ禍で医療機関への診療控えということもございます。医療費が減っているということで、国保の財源がまあまああるかという、そういうことが考えられるかどうかということ、計算上出ているのかと。もしそうだとすると、コロナ禍終わって医療の受診が普通に戻ったときも含めて、こういった均等割の減額が県内全体で行われるんじゃないかという推定のお話もありましたけれども、医療控えという

ころを踏まえてちょっと回答をお願いします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 県内のということは今発言をさせてもらっていないくて、榛東村に関してということで引下げをということでございます。

医療控えにつきましては、確かにコロナ禍で令和2年度に比べて、緊急事態宣言等が発出されていた令和2年度はかなり医療費が落ちたというところがありまして、令和3年度は緊急事態宣言が明けてまた少しずつ戻っているという状況にはなっております。その辺の医療費の状況も見ながらも、引下げも可能かなというところがありましたので、今回引き下げるための条例改正をお願いしているところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、医療控えも勘案してというお話ございました。均等割の1,000円でいくと、加入者数で幾らという総予算が分かるかと思うんですけども、ぜひ、国保税率についてもちょっと高いというお話を村民の皆様から聞いておりますので、均等割にとどまることなく、十分な潤沢な予算があるんだとすれば、税率についても今後検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まず、皆さん平等にということで、1人当たりの均等割を今回下げるといことで、均等割額について検討させていただいたところでございます。所得割等につきましては、また今後検討していくかどうかというところで、今回均等割ということは、1人当たりの金額が平等に下がるということもありまして、こちらを下げさせていただいたというところです。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第11号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第11 議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

[産業振興課長 山口誠一君発言]

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第12号について説明申し上げます。

議案書は20ページ、議案参考資料は23ページをご覧ください。議案参考資料でご説明をさせていただきます。

趣旨・目的でございますが、群馬県小口資金融資促進制度を含む県制度融資について、現在実施している売上減少等の要件を満たす場合の借換え制度につきまして、令和4年度についても継続して実施するということから、所要の改正を行うものでございます。

概要につきましては、令和4年3月31日までの適用期間につきまして、令和5年3月31日に改めるものでございます。関係条例等につきましては、附則の第2項、この部分を改正するというものでございます。

なお、施行日につきましては令和4年4月1日から施行するというものでございます。

24ページをご覧ください。

今回上程させていただいております榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。内容につきましては、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第12号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第12 議案第13号 村道の路線の認定について

◎日程第13 議案第14号 村道の路線の変更について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第12、議案第13号 榛東村路線の認定について及び日程第13、議案第14号 村道の路線の変更について、関連がありますので、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第12及び日程第13を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野建設課長。

[建設課長 狩野宏記君発言]

○建設課長（狩野宏記君） 議案第13号 村道の路線の認定について、議案第14号 村道の路線の変更についてを一括で提案理由を説明申し上げます。

議案書は22ページ、23ページ、議案参考資料は25から27ページでございます。議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料26ページ、路線認定調書をご覧ください。

道路法第8条第2項の規定に基づき、路線認定の議決をお願いする路線は1路線でございます。路線番号1328、路線名、倉海戸21号線、道路の起点は山子田字倉海戸161番5地先、終点は山子田字倉海戸161番8地先、延長は66.59メートル、幅員は6メートルでございます。

議案参考資料27ページをお願いします。

倉海戸21号線の路線認定図でございます。この路線は、第5区コミュニティセンターから北へ約300メートルの場所で、宅地開発により造成されたものです。建築基準法で規定された位置指定道路でございます。開発事業者から当該道路敷の寄附を受けており、村道として認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第14号 村道の路線の変更についてでございますが、議案書は24、25ページ、議案参考資料は28から37ページでございます。議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の29ページ、路線変更調書をご覧ください。

道路法第10条、第3項の規定に基づき、路線変更の議決をお願いする路線は4路線でございます。路線番号1165、路線名、堀之内6号線、変更前の起点は新井字堀之内139番地先から、終点が新井字堀之内129番地先まで、延長は220.46メートル、幅員は4.25メートルから4メートル。変更後の起点は、新井字堀之内146番地先から終点の変更はございません。変更後の延長は114.41メートル、幅員の変更はございません。

路線番号1167、路線名、堀之内8号線、変更前の起点は新井字堀之内155番地先から終点は新井字堀之内21番1地先まで、延長は449.74メートル、幅員は6.55メートルから5メートル、変更後の起点は、新井字堀之内151番2地先から終点の変更はございません。変更後の延長は369.23メートル、幅員の変更はございません。

路線番号1217、路線名、雛子3号線、変更前の起点は新井字雛子3166番1地先から、終点は新井字雛子3165番1地先まで、延長は45.83メートル、幅員は7.10メートルから4.55メートル、変更後の起点は、新井字雛子3168番1地先から終点の変更はございません。変更後の延長は73.18メートル、幅員は7.10メートルから4.00メートルでございます。

路線番号5249、路線名、雛子11号線、変更前の起点は新井字雛子3182番1地先から、終点は新井字雛子3177番2地先まで、延長は112.01メートル、幅員は5.50メートルから4.00メートル、変更後の起点は、新井字雛子3190番6地先から終点の変更はございません。変更後の延長は94.30メートル、幅員の変更はございません。

次に、議案参考資料の30、31ページをお願いします。

堀之内6号線の路線図で、30ページが変更前、31ページが変更後でございます。この路線は新たに開通予定の県道南新井前橋線沿いに計画している複合施設、防災中枢機能施設の建設予定地に接する道路でございますが、教育委員会事務局が県のほうへ建築確認申請の相談に行ったところ、事前に路線を廃止、路線を変更するよう指示があったため、県道の開通後、または施設完成後ではなく、現時点での路線変更をするものでございます。

続けて、議案参考資料の32、33ページをお願いします。

堀之内8号線の路線図で、32ページが変更前、33ページが変更後でございます。この路線は、堀之内6号線と同様の理由により、完成後ではなく、現時点で路線変更するものでございます。

次に、議案参考資料の34、35ページをお願いします。

雛子3号線路線図で、34ページが変更前、35ページが変更後でございます。この路線は、高渋バイパス、雛子の信号まで、県道南新井前橋線が開通したことにより、変更するものでございます。

続けて、議案参考資料の36、37ページをお願いします。

雛子11号線の路線図で、36ページが変更前、37ページが変更後でございます。この路線も雛子3号線と同様の理由により、変更するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第13号及び議案第14号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第14 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案書は26ページ、参考資料は38ページでございます。参考資料により説明をさせていただきます。

本村のほか、県内の35市町村、それと25の一部事務組合で構成されております群馬県市町村総合事

務組合の規約を変更する協議でございます。

今回改正される規約の内容でございますけれども、1点目が、常勤職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合に、退職手当の支給事務に係る負担金の還付または特別徴収を行えることとするものというものでございます。また、構成団体の名称が変更になることに伴う改正が次のところですが、邑楽館林医療事務組合が本年4月1日から名称を邑楽館林医療企業団に変更されるということから、改正を行うというものでございます。

また、桐生地域医療組合が常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了するというに伴う規約の変更を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第16号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第15 議案第17号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第17号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第17号について説明申し上げます。

議案書は28ページから、議案参考資料42ページからでお願いいたします。

それでは、議案参考資料により説明をさせていただきます。

これは、榛東村、渋川市、吉岡町の3市町村で共同設置をしております、介護認定審査会の委員の数の変更でございます。委員の負担軽減を図ることにより、効率的かつ円滑な介護認定を行うため、委員の定数を増員しようとするものでございます。

概要としましては、委員の定数、現行31人を50人以内に変えるものでございます。

本年4月1日から施行するものです。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 趣旨・目的で、効率的かつ円滑な介護認定というお話ございました。1回あたりに何人の委員さんが介護認定の審査会に臨まれるか、ちょっと記憶がありませんけれども、例えば50人になったことによって、介護の公正、公平、必ず同じような介護認定、介護度が出てくるというようなことは注意しながら、人数が増えることが進められるのかということが1点と、予算措置が要らないということですが、研修等、あとは備品等、そういったものは全く今後の負担金で増えてくることはないのかということ、2つ目でお聞きします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在、合議体については、5合議体で毎週月曜から金曜日まで委員会が開催されておりまして、1回の会議で5名の委員さんで審査をさせていただいているところです。人数を増やすというのは、同じ委員さんが毎週、毎週、この決まった日時に出ていただくというところが、皆さんいろんな仕事をしながら委員さんを受けていただいている方ということになりますので、そういったところが負担が大きくなってきておりますので、その委員さんを5人というのは変わらないんですが、5人のメンバーを2人体制とか、1つの席のところをそういうふうな形でできるように人数を増やしていただくということで、委員さんの介護認定に影響が出るかどうかということでは、当然、研修会を開きながら、委員さんとしての視点なり、判定の仕方なり、そういったところは研修を受けていただくということで、同じ判定ができるような体制は当然取っていくということです。

予算につきましては、負担金の当初予算の中に計上しておりますので、そちらのほうで計上済みということで、予算の措置が不要とさせていただきます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 介護度が5合議体ということでございますけれども、やっぱり介護度というのはその介護を受ける者にとっても家族にとっても大変な内容で、やはり公平と言いましょか、合議体によって介護度が変わることがないようなシステムにはなっていると思いますけれども、人数が増えることによってそういうおそれが多くなるのではなかろうかなということも考えられますので、この承認に当たって、やはりそういうところを注意していただきたいという、注意するというようなことについて、この条例案を出すときに検討されたかどうか、お願いします。説明を求めます。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほども申し上げましたが、当然、公平に判定できるような委員さ

んということをお願いして、研修等受けてもらいながら委員に当たってもらうということが、当然前提のことですので、それは当然あるという意味では、研修として受けていただいてという意味で、検討というか、当然していくべきものということで判断しております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第17号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第16 議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について説明申し上げます。

議案書は30ページ、それから議案参考資料は44ページ、お願いいたします。

まず、議案書のほうお願いいたします。

一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出それぞれ1億7,409万1,000円を減額し、総額を74億5,758万6,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして、繰越明許費、第3条で債務負担行為、第4条で地方債の補正をお願いするものでございます。

今回の補正でございますが、歳入におきましては、国の12月補正による普通交付税の追加交付のほか、収入額の確定または確定見込みに伴います増減、歳出におきましても、事業費の確定または確定見込みに伴う増減が主なものとなっておりますが、一部、国の12月補正予算に関する事業などを増額補正しております。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。

議案書のほう35ページ、お願いいたします。

第2表 繰越明許費補正。

まず、追加といたしまして、村有地環境対策事業、これは弁護士委託料などでございます。

続いて、コミュニティ供用施設費、こちらは今年度、第10区コミュニティセンターの改修工事を行っておりますが、トイレの便器等建築用資材の納品が遅れているため、繰越しを行おうとするもので

ございます。

続いて、感染症対策臨時特別出産祝金給付事業。こちらにつきましては3月下旬に生まれる新生児の出生届、それから給付、これらが年度内では完了しないため、繰越しを行おうとするものでございます。

続いて、戸籍住民基本台帳一般経費、こちらではマイナンバーカードを用いての転入転出手続に係るシステム改修を行おうとするものでございます。

続いて、相馬原用水費。こちらでは新年度に予定していましたが、ため池耐震点検等が今回の国の補正予算の対象となるということで、3年度予算に計上し、繰越しさせていただこうとするものでございます。

それから、北小学校、南小学校、中学校の維持管理費では、国の12月補正で感染症対策の支援事業、これが計上されましたので、その補助金を活用いたしまして、新年度の校舎清掃業務、それから衛生消耗品の購入に充てようとするものでございます。

以上、8事案におきまして、それぞれ記載の金額について、翌年度に繰越しを行わせていただくとするものでございます。

続いて、36ページ、こちら変更になりますが、複合施設整備事業、こちらでは1月の臨時議会に上程した補正予算で、造成工事等に係る予算について、繰越しの議決をいただいたところですが、今回は水道の引込み、それから農業用水管の移設のための設計を追加で繰越しさせていただこうとするものでございます。

続いて、37ページ、お願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、文書管理費で用紙の購入、それから広報費でしんとう広報の印刷製本、在宅福祉事業で紙おむつの給付業務、元気高齢者支援事業で在宅配食サービス業務、障害者福祉一般経費で紙おむつの給付業務、在宅配食サービス業務を追加させていただくものでございます。

38ページ、お願いいたします。

第4表 地方債補正。

追加といたしまして、緊急防災・減災事業債を追加させていただこうとするものです。この事業債は、来年度予定しております北小学校体育館の空調工事の準備といたしまして、今年度に設計を行っております。この財源とするため計上させていただきました。

続いて、歳入歳出予算の主だったものを説明させていただきます。

別冊の議案参考資料のほうをお願いいたします。

参考資料49ページ、お願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

1款村税は、1項村民税で1,002万8,000円、それから2項の固定資産税で766万円。

次のページいっていただきまして、3項の軽自動車税で177万円、4項の村たばこ税で1,010万円、それぞれ増となっております、村税全体では、2,955万8,000円の増額補正となっております。

続いて、6款の法人事業税交付金127万円と7款の地方消費税交付金2,000万円、それから9款の環境性能割交付金、こちら50万円の三角、減です。こちらにつきましては、1月までの交付状況を踏まえ、収入見込み額を増減させております。

続いて、12款地方交付税は、国の税収が増えたことにより、12月の国会で法改正並びに補正予算議決によりまして1億1,989万3,000円の追加交付が行われたものでございます。

続いて、14款分担金及び負担金。

次のページいっていただきまして、15款使用料及び手数料、こちらにつきましても1月までの歳入状況を踏まえ、増減させております。

続いて、53ページから56ページになるんですが、16款の国庫支出金、それから17款の県支出金、これらにつきましては、歳出の事業費の確定や確定見込みに伴い増減させております。

その中で55ページお願いいたします。

ほぼ真ん中の行になるんですが、55ページの17款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の説明欄で農地防災事業等補助金2,489万7,000円は繰越明許のところの説明申し上げましたが、ため池の耐震点検等に係る補助金で、国の補正予算の対象として計上させていただいております。

同じページ、7目の教育費県補助金、1節の中学校費補助金67万5,000円。それから、4節の小学校費補助金135万円はこちらも繰越明許のところでも申し上げました、小・中学校の感染症対策に充てる県からの補助金でございます。

なお、3節は幼稚園に対しますコロナ対策の補助金、これも計上してございます。

続いて、56ページ、お願いいたします。

56ページが一番下のほうになりますが、19款寄附金、こちらではふるさと納税で5,000万円の減額、それからふるさと納税以外の寄附金で5万円でございます。ふるさと納税では寄附件数は増えていますが、平均の寄附額が下がっており、全体としては減額というふうになっております。

続いて、57ページ、20款繰入金、1項基金繰入金は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金と農業用水、教育施設、森林経営管理、それぞれの基金は、歳出、事業費に応じまして、それから財政調整基金は財源調整で増減しています。

同じく20款2項特別会計繰入金、住宅新築資金等貸付特別会計繰入金、こちらでは住宅特会のほうで歳入超過となるため、一般会計に繰り入れるものでございます。

続いて、59ページ、お願いいたします。

23款村債は、先ほど説明させていただいたとおり、北小学校体育館空調工事の設計の財源とするものでございます。

続いて、60ページからが歳出になります。

歳出予算の補正は、事業費の確定または確定見込みに伴う増減及び今議会に上程しております各特別会計等の予算補正に伴う繰出金等の増減でございますが、減額が主なものとなっております。そのため、増額補正を中心に説明をさせていただきます。

まず、63ページ、お願いいたします。

63ページ、2款1項6目企画費、12節委託料は、ふるさと納税促進事業で歳入を減額したのに応じまして、収納代行業務や返礼品の減額となっております。

また、平均の寄附額が下がった反面、寄附件数としては増えているため、配送料は増額補正となっております。

続いて、68ページ、お願いいたします。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費、12節委託料123万2,000円は先ほど繰越しのところでも申し上げましたとおり、マイナンバーカードを用いての転入転出の手續に係るシステム改修を行うものでございます。

続いて、76ページ、お願いいたします。

76ページ、3款2項2目児童措置費、18節負担金、補助及び交付金。説明欄で、保育士等処遇改善臨時特例交付金196万6,000円は、国の補助制度で急遽実施されることになったものでございます。

続いて、78ページ、お願いいたします。

4款1項2目予防費の減は、主にインフルエンザなどの予防接種の接種率が予想を下回り、減額するものでございます。

続いて、85ページ、お願いいたします。

85ページ、6款1項7目農業用水管理費、12節委託料のうち、説明欄、ため池耐震点検・豪雨詳細調査業務委託料。こちらは国からの補助対象の内示があったため、予算計上し、繰り越すものでございます。

続いて、90ページ、お願いいたします。

90ページ、9款1項1目非常備消防費、1節報酬600万円の減は、消防団員の火災出場や訓練などが少なかったための減額でございます。

続いて、92ページ、お願いいたします。

92ページ、10款2項1目学校管理費の中で、10節需用費、それから12節委託料の中で、国の補助対象事業といたしまして学校施設の清掃、それから衛生消耗品を購入する経費を計上しております。次の中学校と合わせてこちらも繰り越させていただきます。

94ページ、10款3項1目中学校の学校管理費の中にも、小学校と同様に清掃と衛生消耗品の購入の予算が計上されております。

最後となりますが、96ページ、お願いいたします。

10款4項1目幼稚園費、10節需用費、幼稚園におきましても換気を頻繁に行うため、冷暖房用燃料

費が不足気味であるため、増額となっております。

2つ下の節、17節備品購入費11万円。コロナ対策の国庫補助事業で体温測定をする機器を購入したいと考えております。

榛東村一般会計補正予算（第12号）の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 一般質問じゃなくて一般会計の補正ということでございまして、まだ実施期間が3月31日までであるわけですけれども、見込みと減額ということでございまして、補助金関係というのは、多面的機能とか、ページでいうとあれですけれども、そこら辺が既に実績がいつの日付で出てくるのか、例えば1月いっぱいまでを事業期間としているのか、ほかのもそうですけれども、一応事業期間は3月31日なのか、それとも1月とか2月いっぱいとかという計算式でしょうか。

○議長（小山久利君） 中島議員。

○5番（中島由美子君） 全体の補助金、全体の話ですから。

○議長（小山久利君） 全体といえども、詳細につきましては委員会のほうでやっていただけないでしょうか。やり出したら切りがなくなっちゃうので。

○5番（中島由美子君） これって、減額……だから、実施期間がいつまでを計算しているんだということを答えてもらったほうが。

○議長（小山久利君） 事業の確定や確定見込みによる減額補正なんで、詳細につきましては委員会のほうで。

○5番（中島由美子君） 詳細じゃない、期間をいつと見ているのかという聞いているので。

○議長（小山久利君） 全部言えば本当、時間なくなっちゃうんで。

○5番（中島由美子君） 全部じゃなくていいです、全体でいいです。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 補助金の対象期間でございますが、ものによってです。もう終わっている補助金もあり、確定しているものもあれば、3月31日までが補助対象期間であり、それから精算するものもございます。ものによって違います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 財政の会計単年度主義ということで定例会にお出しいただいているという

ことで認識しておりますが、やはり最後の3月31日まで一生懸命執務していただいて精算していただくというのが前提ではあるかと思しますので、そういう前提ということで計上されたものと考えてよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

元職員だったんですか、本当に。

○5番（中島由美子君） ちょっと上がり過ぎているから。今3月1日なのにこんなに減額が出ているから。

○議長（小山久利君） 減額補正なんだから。

○5番（中島由美子君） 減れば良いというものじゃなくて、仕事しないということだから、その間。

○議長（小山久利君） 何が何でも使っちゃえという意味ですか、それは。

○5番（中島由美子君） そうじゃない、そうじゃない、そんな簡単な話じゃない。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほど申し上げましたとおり、確定しているものは確定しています。それから、3月31日までやっているものにつきましては、それぞれ職員が見込みということでやっておりますので、その辺は職員の資質ということで大丈夫だと思っております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ふれあい館の委託料でございます。約1,100万円減額となっておりますけれども、例年指定管理ということでなかなか減額になる機会がなかったんですけども、住民生活課長のほうでしっかり精査してご指導いただいたのか、この1,100万円というのはどういう中で徐々にふれあい館の減額が出てきたのか、全体の関係でいいんですが、お願いします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ふれあい館、コロナ禍で入館料が大分下がりました、昨年からは指定管理料、かなり増額をさせていただいているという状況もありました。なかなかオープンしましても、カラオケを再開できなかつたり、あと飲食物の提供などもやっぱり減ってしまして、収入も減っていますが支出についてもやはり同じように減っている、そういう状況から経営状況見ていただいて、指定管理料については減額ということで計上させていただいております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第18号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 17 議案第 19 号 令和 3 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号) について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第19号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第19号について説明を申し上げます。

議案書39ページをお願いします。

初めに、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,977万4,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,209万4,000円とするものでございます。

議案参考資料115ページをお願いします。

詳細は議案参考資料で説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

1款1項一般被保険者国民健康保険税1,412万円の増でございます。こちらは保険税の実績見込みの増加によるものでございます。

116ページをお願いします。

5款1項1目保健給付費等交付金2,413万8,000円の減でございます。こちらは保険給付費が見込みより当初見込みより少ないことと一般第三者納付金の納付により、県からの交付金を減額をするものでございます。7款2項1目、国民健康保険基金繰入金、補正額2,748万6,000円の減は財源調整によるもので、歳入として保険税と延滞金、一般第三者納付金の増加、歳入としては保険事業費等の減額によるものでございます。

それから、9款1項1目延滞金400万円の増は、実績見込みの増加によるものでございます。

117ページをお願いします。

9款4項2目一般被保険者第三者納付金598万円の増は、こちらは第三者行為、主に交通事故によるものですが、それによる納付金が発生しまして、増額になっております。

続きまして、119ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額1,235万9,000円の減と120ページの2款2項1目の一般被保険者高額療養費補正額540万円の減は、保険給付費が見込みより少なく、4月からの実績と残りの給付費を見込みまして減額をするものでございます。

その次の5款2項1目特定健康診査等事業費ですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により受診者数が当初見込みよりも少なかったため、特定健診と保健指導のところですが減額をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第19号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで休憩を取ります。再開を2時35分といたします。

午後2時20分休憩

午後2時35分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第18 議案第20号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第20号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第20号の説明を申し上げます。

議案書につきましては42ページ、議案参考資料122ページをお願いします。

後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万8,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,528万4,000円とするものでございます。

議案参考資料125ページをお願いします。

初めに、歳入の説明をいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、補正額332万8,000円の増ですが、こちらは群馬県後期高齢者医療広域連合の試算により調定額を増加するものでございます。

2款1項一般会計繰入金、補正額130万2,000円の減は、こちらも広域連合の試算により保険料軽減

分の保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

続きまして、126ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額202万8,000円の増は、主に保険料納付金の増額によるものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第20号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第19 議案第21号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第21号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第21号について説明を申し上げます。

議案書につきましては45ページ、議案参考資料は127ページをお願いいたします。

介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,003万7,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,550万2,000円とするものでございます。

それでは、議案参考資料130ページをお願いします。

事項別明細書で説明をいたします。

初めに、歳入でございますが、歳入につきましては、2款国庫支出金、3款支払基金交付金、131ページから4款の県支出金、5款介護予防支援費等につきましては、歳出のほうの減額により、それぞれ減額をするものでございます。

次に、歳出でございます。

133ページをお願いします。

2款の保険給付費ですが、保険給付費の中の2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、当初見込みより利用者が多いため、増額をお願いするものでございます。

以下、2款1項3目地域密着型介護サービス給付費から134ページ、施設介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費等以下につきましては、当初見込みよりサービス利用が少ないため、減額をお願いするものでございます。

136ページにつきましては、3款2項一般介護予防費につきましては、コロナ禍により介護予防の事業ができなかったため、同様に減額をお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第21号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第20 議案第22号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第20、議案第22号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第22号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案書は49ページから51ページです。

説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料140ページを開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ39万8,000円を加え、総額をそれぞれ1,463万8,000円とするものです。今回の補正は、令和3年度事業の確定見込みにより補正を行うものですが、歳入予算では貸付金元利収入を増額し、歳出予算では総務費の増額を行うものです。

続いて、歳入歳出補正予算、事項別明細書の内訳書で説明をさせていただきます。

143ページをお開きください。

初めに、歳入です。

3款1項1目貸付金元利収入、補正額39万8,000円の増です。区分別の増減額につきましては記載のとおりでございますが、それぞれ1月末までの回収実績を基にして年度末までの回収見込額を算出して補正をさせていただきます。

続いて、144ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目一般管理費、補正額39万8,000円の増です。先ほど説明した歳入、貸付金元利収入の増額補正に伴い、一般会計繰出金の予算額を増額補正させていただくものです。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第22号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第21 議案第23号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

○議長（小山久利君） 日程第21、議案第23号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第23号の提案説明をいたします。

議案書52ページ、議案参考資料は145ページでございます。

52ページの提案文をご覧ください。

令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) でございます。

第1条のところで、歳入歳出それぞれ4,722万7,000円を減じ、補正後の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億2,238万5,000円とするものでございます。

2項のところでは、歳入歳出予算補正、こちらが53ページ、54ページとなっております。

第2条のところで、第2表地方債補正、こちらのほうを記載させており、地方債補正額のとおり、補正をしようとするものでございます。

以下、参考資料にて説明をさせていただきます。

参考資料145ページ。先ほど申し上げたとおりでございます。

146、147ページまでが事項別明細書でございます。

148ページ、歳入でございます。

まず、目、受益者負担金のところですが、説明にありますとおり、今年度の歳入額をおおむね見込

まれましたことから、補正をするものでございます。

プラスマイナスは発生しておりますが、補正額54万2,000円、これを受益者負担金の単位割で割り返しますと、2世帯分の増加に当たります。

次の下水道使用料ですが、こちらもおおむね本年度の歳入が見込まれましたので、それに連動した補正でございます。

同様に下水道手数料、指定工事店の指定手数料も歳入見込みによるものでございます。

149ページに移りまして、国庫補助金。こちらはこの後に説明をいたします対象工事費が減となっているため、本来であれば補助金も減となるわけですが、国の汚水処理交付金計画が令和2年から6年までの5か年となっており、その間であれば融通することができるということで、県から減額をしないようアドバイスを受けまして、本年度内示がありました計3,735万円、補正額にいたしますと、プラスの331万1,000円を計上させていただいた次第でございます。

その次、県補助金につきましては、対象工事費の減によりまして100万円の減でございます。

一般会計繰入金は、1,582万1,000円の減でございます。

最後の下水道事業債は、3,690万円の減でございます。

議案書55ページの地方債補正と同額の補正減となっております。

続きまして、参考資料の150ページでございます。

歳出の明細書でございます。

1款のほうは、記載のとおり、実績見込みによる補正減でございます。

2款建設費に関しまして、4節共済費が再算定によりまして、共済組合負担金が2万6,000円の増となっておりますが、その他の委託料、工事請負費、負担金ともに減でございます。

まず、委託料につきましては、当初予定しておりました発注工区において、諸事情により設計条件がなかなか決まらずに一部業務委託に着手することができずに423万7,000円の減となりました。

工事請負費は執行済み工事に関しましては、水量確定及び水量確定見込みにより精算をいたしております。ただ、先ほどの委託料のところの減と同一の工区なのですが、本年度当初に予定されていた補助工事において、設計条件がなかなか決まらないということがあったため、本年度の工事を断念した箇所がございます。その工区も含めまして合計3,177万4,000円の減でございます。

また、そのことで国庫補助金にも影響がありそうでしたが、県との協議により減額をしないものとして進めることといたしました。

なお、本年度に施工できなかつた同箇所につきましては、新年度には施工できる見込みが立ちましたことを報告させていただきます。

続いて、18節の負担金は、流域下水道建設負担金でございます。これは県が施工する玉村町にありますが処理場への建設負担金でございます。こちら県から連絡がありまして、118万1,000円を減額するものでございます。

152ページの管理費です。

需用費42万8,000円の減、役務費17万1,000円の減、委託料29万7,000円の減、工事請負費170万円の減、負担金714万2,000円の減。これは県に対します流域下水道の維持管理負担金でございます。いずれも事業費の確定見込みによる減額でございます。

153ページが公債費です。

こちらは今回、予算額に補正はないのですが、財源内訳の変更を行いましたので、こちらに発行されております。右側財源内訳のところ、当初は一般財源を充てていたのですが、歳入の受益者負担金を充当することとし、一般財源充当額を減額したものであります。

154から156ページまでが給与費明細書でございます。

給料及び職員手当等の減、共済費の増に対応したものでございます。

以上、雑駁ではございますが、慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案参考資料151ページで、委託料工事請負費、発注条件が合わなかった、設計条件がということで、新年度にはできそうだというお話ありました。一旦、予算額を切って、繰越明許ではなくて、新たに新年度予算で出してくるという形でしょうか。そこをご説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） おっしゃるとおりです。一旦切りまして、それから新年度でもう一度事業費のほうを確保し、国庫補助金のほうは融通してくれという県との打合せになりました。

以上です。

○議長（小山久利君） 全部先ほど説明したことですが、今の。

○5番（中島由美子君） そうですけれども、繰越しじゃなくて、一旦切ってということは、当初で上がってくるのか、補正で上がってくるのか。分かりますか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第23号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第22 議案第24号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第22、議案第24号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第24号、議案書56ページでございます。

令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を提案させていただくものでございます。

第1条のところ、歳入歳出それぞれ416万9,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,301万7,000円とするものでございます。

2項のところ、第1表、57ページ、58ページのとおりであると記載させていただいております。

それでは、以下説明につきましては、議案参考資料にて申し上げます。

議案参考資料157ページ。

趣旨・目的は先ほどのとおりでございます。

158ページから159ページ、こちらが事項別明細書です。

160ページ、歳入でございます。

まず、目、分担金のところですが、本年度の歳入額がおおむね見込まれましたことから、こちらも補正をするものでございます。

長岡地区が166万円、広馬場地区72万円、合計で238万円の増額補正でございます。これを分担金の単位額24万円ですと、およそ当初よりも10世帯分の増加に当たります。

次の下水道使用料ですが、こちらもおおむね本年度の歳入が見込まれましたことから、それに連動した補正となっております。

最後に繰入金ですが、1,058万3,000円の減でございます。

続きまして、161ページ、歳出の明細書でございます。

第1款総務費の支払消費税の確定に伴いまして、公課費を181万9,000円減額しようとするものでございます。

2款管理費において、需用費、役務費を減額しようとするものです。いずれも処理場の電気料及び

電信料の確定見込みに基づく減額でございます。

以上、雑駁ではございますが、慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第24号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第23 議案第25号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第2号) について

○議長（小山久利君） 日程第23、議案第25号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第2号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、議案第25号の説明をいたします。

議案書は59ページ、議案参考資料は162ページとなります。

議案参考資料で説明をいたします。

趣旨・目的でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ447万5,000円を減じ、総額を1億
3,141万7,000円とするものでございます。

165ページ以下をお願いいたします。

これから概要について説明をいたします。

今回の補正につきましては、児童・生徒・園児の転出入について、おおむね決まってきましたこと
から、事業費の確定、また事業費の確定見込み等で補正をさせていただくものでございます。

165ページ下段の消費税還付金につきましては、小・中学生、児童・生徒、また園児から集めてい
る給食費の中から払う消費税より賄材料費また水光熱費で払っている消費税が上回った場合に、その
差額について還付をいただくものでございます。31万5,000円となっております。

また、次のページ、166ページ。

需用費の建物等修繕費でございますが、これ地下ピット内のボイラー蒸気排水管の経年劣化等によ
って取替えをしなければいけないという事態がございまして、70万円の増というふうになっております。

あとについては、事業費見込み等で減額となっております。

説明は以上です。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 減額という補正予算が上がってきたんですけども、議案参考資料167ページの需用費賄材料費が約300万円減額ということでございますが、保護者の間から子どもの意見で、味のまばらがあると、ばらつきがあると、甘い日、しょっぱい日というのが最近顕著にあるということだったんですけども、賄材料が減ったというようなのは単純に食数がということと、何か変わったことがあったのか、そこについてご説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 味のばらつきというのはどういうふうに答えてもらったらいいんですか。

○5番（中島由美子君） 例えば醤油を使わなかったとか、そういうことなのか、砂糖が足りなかったのか。

○議長（小山久利君） 個人的な。

○5番（中島由美子君） 個人的じゃないですよ。賄材料が減った理由について教えてもらいたい。

○議長（小山久利君） 減った理由で、味に関しては答えられないと思うんですけども。

○5番（中島由美子君） 食べてるから分かると思うんですけども。井口さん、検食しているんで。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 今、議員おっしゃることは全く関係ないということですよ。砂糖だ醤油だを減らしてというようなことは絶対ありません。そんなことでおっしゃるというのは、ちょっとどういうことなのか私には分かりません。

ただ、これについては、当初見込んでいたよりも児童・生徒数がそこまで至らなかったということで減額をするということでございます。

なお、過日より、いわゆる1品減らしたことによって、金額が浮いているのではないかというお考えもあるかと思うんです。それも一切ございません。子どもたちへの栄養ですとか、量ですとかは十分に配慮の上、配食していますので、そういうことについても思い込みでご発言ならないように十分ご注意くださいようお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第25号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 2 4 議案第 2 6 号 令和 3 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（小山久利君） 日程第24、議案第26号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第26号の提案説明をいたします。

議案書62ページ、議案参考資料は168ページでございます。

議案第26号のほうで、令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）とあります。

第2条のところで、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。記載のとおりでございます。

第3条といたしまして、当初予算に記載されておったんですけれども、不足する額6,157万9,000円を4,144万6,000円に、それから次のところ、当初予算では997万7,000円、並びに5,160万2,000円という金額をこちらの記載の275万5,000円、3,869万1,000円に改めまして資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をしようとするものでございます。

それから、第4条において、棚卸資産、購入限度額の補正をするものでございます。

以下は参考資料において、ご説明申し上げます。

168ページ、169ページは、参考資料説明でございます。

170ページから171ページが収益的収入及び支出の実施計画でございます。

172ページから173ページが資本的収入及び支出の実施計画でございます。詳細につきましては、174ページからの説明書にて申し上げます。

174ページ、収益的収入及び支出の収入でございます。

一番上、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、1節水道料金補正予定額1,582万2,000円の増です。

以下、実績見込みによる増または減となっております。2目その他の営業収益、1節手数料15万3,000円の増です。こちらは、給水装置工事手数料などの手数料収入となっております。2項営業外収益、2目消費税等還付金、1節消費税等還付金170万円の減でございます。これは、前年度の課税収入及び課税支出の確定、さらに、確定納付と中間納付の差によって決まるのですが、今回補正では還付金収入の減となりました。4目長期前受金戻入、1節長期前受金戻入21万円の増。こちらは、資産等を毎年減価償却する一方、減価償却費に含まれていた補助金等相当額を収益化する際に歳入計上するものでありまして、今回は補正増となりました。5目雑収益、1節新規加入負担金221万5,000円

の増です。こちらは、水道加入負担金と呼ばれるものでして、例えば、口径20ミリの水道契約の場合の負担金単価11万3,300円で割り返しますと、約20世帯に相当する増加となっております。4節その他の雑収益26万2,000円の増です。これは、昨年、北部浄水場の落雷事故に対します保険金臨時費用特約分の増加などによるものです。

175ページに移ります。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び配水費、1節備消耗品費25万円の減です。

以下、実績見込みによります減または増となっております。2節薬品費15万7,000円の減です。2目配水及び給水費、1節燃料費30万2,000円の減。2節委託費70万円の減。3節手数料70万円の減。7節動力費200万円の減となっております。それから、3目総係費、7節旅費16万7,000円の減。9節印刷製本費20万円の減。12節研修費30万円の減。14節保険料20万円の減となっております。4目減価償却費、1節有形固定資産減価償却費61万4,000円の増です。2項営業外費用、2目消費税、1節公租公課費170万円の増となっております。

続いて、176ページ。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、1節企業債1,000万円の減です。以下、実績見込みによる減となります。2項工事負担金、1目工事負担金、1節工事負担金1,758万4,000円の減となっております。

続きまして、177ページですが、こちらは資本的収入及び支出の支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費、2節委託料327万8,000円の減です。4節建設改良費4,443万9,000円の減で、いずれも実績見込みによる減でございます。ここで、減額の主な理由を説明させていただきます。まず、委託料及び工事請負費ともに配水管布設工事並びに建設課及び渋川農村整備センターとの事業協力によります配水管布設替え工事はほぼ予算どおり執行ができました。しかしながら、本年度に予定しておりました正確な流量を把握し、不明水対策に資するための配水流量計設計及び配水流量計更新工事に関しましては、この後の当初予算のところでも説明をしますが、新年度、防衛補助事業に採択されたことから、本年度では執行をいたしませんでした。

また、老朽管対策の業務委託及び工事も、新年度におきまして改めて老朽管更新計画を策定したいとの考えから、本年度予算からは減額いたしましたことをご容赦願います。こちらが建設改良費の減額の理由でございます。

続いて、178ページから179ページまでがキャッシュ・フロー計算書、180ページから183ページまでが予定貸借対照表となっております。後ほどご覧ください。

以上、雑駁ではございますが、慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第26号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第25 議案第27号 令和4年度榛東村一般会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第25、議案第27号 令和4年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第27号 令和4年度榛東村一般会計予算について説明申し上げます。

議案書につきましては64ページ、お願いいたします。

令和4年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ62億6,240万円でございます。

第2条におきまして債務負担行為、第3条におきまして地方債、第4条では一時借入金の借入の限度額を3億円と定めております。

第5条では、地方自治法上のただし書の規定により、給料、職員手当及び共済費につきましては、項を超えての流用ができると定めているものでございます。

歳入歳出予算につきましては、後ほど別冊の資料により説明させていただきます。

議案書のほう71ページ、お願いいたします。

71ページ、第2表 債務負担行為です。地域福祉計画、それから地域福祉活動計画並びに障害者計画、それぞれの計画を策定するため、令和5年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、72ページ、お願いいたします。

第3表 地方債。令和4年度におきましては、臨時財政対策債と北小学校体育館空調工事の財源として緊急防災・減災事業債の借入れを予定しております。限度額はそれぞれ7,130万円、4,180万円、合計で1億1,310万円であります。

歳入歳出予算の主要事項について、別冊の令和4年度予算説明資料により説明させていただきます。予算資料の15ページ、お願いいたします。

15ページ、歳入歳出予算事項別明細書、総括。

初めに、歳入でございます。

1款村税につきましては、前年度に比べ、1億430万5,000円増の15億9,129万8,000円の計上となっ

ております。前年度におきましては、村民税は新型コロナウイルス感染症の影響で、所得の減少が見込まれたこと、それから、固定資産税は中小企業の償却資産、事業用家屋に係る課税で、新型コロナウイルス対策の特例措置が講じられることになっており、税収が減少する見込みであったことなどで減額予算を計上していたものでございます。

続いて、第2款地方譲与税から10款国有提供施設等所在市町村助成交付金まで、これにつきましては、令和2年度決算、令和3年度の交付状況及び地方財政計画等を踏まえての計上となっております。

11款地方特例交付金では、自動車税や軽自動車税、先ほど村税のところでも申し上げました固定資産税に関する特例措置などが終了することに伴い、その補填としての交付金もなくなっており、前年度から2,400万円減の1,700万円を計上してございます。

12款地方交付税は、今年度の交付状況、それから、地方財政計画におけます増減率等を踏まえ、前年度に比べ1億円増の14億2,000万円を計上しております。

13款交通安全対策特別交付金は、前年度から10万円増の200万円、14款分担金及び負担金は、前年度から302万9,000円増の1,188万4,000円、児童保育費負担金や老人措置費の負担金が増額となっております。

15款使用料及び手数料は、前年度から188万円減額の2,658万2,000円となっております。住民票や印鑑証明などの証明手数料が大きく減と、このようになっております。

続いて、16款国庫支出金は、障害者福祉や保育園・こども園に対する負担金、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種などで増額となっており、前年度から4,935万9,000円増の8億5,895万円となっております。

17款県支出金は、国庫と同じように障害者福祉や保育園、加えまして参議院議員通常選挙の執行経費など、これらにより前年度に比べ1,098万3,000円増の5億2,670万7,000円となっております。

18款財産収入は、前年度に比べ2,049万6,000円減の2,602万7,000円、南新井前橋線バイパスに伴います村有地の売却が終了したためでございます。

19款寄附金は、前年度から5,000万円減の4億円を計上しております。

20款繰入金は、小中学校の整備や複合施設整備事業のための教育施設整備基金、それから財源不足を補うための財政調整基金繰入金が増え、前年度に比べ1億6,503万9,000円増の6億2,044万6,000円となっております。

21款繰越金は、前年度と同額の8,000万円。

22款諸収入、こちらは前年度に比べ、1,220万4,000円増の7,197万2,000円を計上しております。

次のページ、お願いいたします。

23款村債1億1,310万円は、先ほど第2表で説明したとおり、臨時財政対策債、それから緊急防災・減災事業債の借入れとなっております。

続いて、17ページ、歳出をお願いいたします。

1 款の議会費は、前年度から741万円減の7,861万3,000円となっております。

2 款総務費は、コミュニティセンター改修工事や選挙執行経費、ふるさと納税などで減額となっているため、前年度に比べ2,852万9,000円減の9億9,562万6,000円となっております。

3 款民生費では、障害者福祉や児童福祉、保育園やこども園等で予算が伸びており、前年度に比べ1億446万1,000円増の22億6,722万2,000円を計上しております。

4 款衛生費では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種で予算が伸びており、前年度に比べ2,370万7,000円増の4億1,083万4,000円となっております。

5 款労働費は、前年度に比べ113万7,000円減の464万7,000円であります。

6 款農林水産業費は、農業用水管理費や農業集落排水事業などの増により、前年度に比べ5,263万8,000円増の4億4,621万4,000円でございます。

7 款商工費は、前年度とほぼ同額の1,379万4,000円。

8 款土木費は、公共下水道事業が大きく増となった一方、道路橋梁費が減となりましたので、前年度に比べ2,651万3,000円減の6億1,007万2,000円を計上しております。

9 款消防費では、条例改正も提案しています消防団員の報酬の改定や、渋川広域組合負担金の増などで、前年度に比べ2,280万円増の2億8,764万2,000円となっております。

10 款教育費は、北小学校体育館空調工事や複合施設整備事業などで予算が伸びており、前年度に比べ1億282万円増の8億2,012万4,000円を計上しております。

歳出最後に、12 款公債費につきましては、村債残高の減少に伴い、前年度から1,934万3,000円減の3億1,760万9,000円となっております。

続いて、208ページからが給与費の明細書、218ページが債務負担行為の支出予定額に関する調書、最後、220ページが地方債に関する調書となっております。

議案第27号 令和4年度榛東村一般会計予算の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番生方議員。

〔6 番 生方勇二君発言〕

○6 番（生方勇二君） 2点ほど質問させてもらいますが、最初に、今の説明の17ページの中で、支出の総額が2億円ほど昨年より増えているということでございますけれども、これを見ますと、民生費と教育費、これが大きく増えている要因になっているかと思えます。これについては、村長の言う教育民生に重点を置いた予算という考え方でよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） そのとおりでございます。

民生でいえば障害や保育園・子ども園、子育てのところ、それから教育費につきましては、学校、それから複合施設、100%こちらはハードですが、そちらのところに重点を置いた予算となっております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） それでは、もう1点。

村税の関係についてですけれども、昨年より1億円ぐらいアップしているんですけれども、これは昨年は減額したということなんですけれども、コロナ禍にあってあまり村税のほうに、税収のほうにはコロナでも影響がないというふうな状況なんですか。

また、昨年ちょっと聞いたんですけれども、これには相当、税の関係ですので、職員等の努力があってこのように増額になるという要因なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（小山久利君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） では、まず昨年度の予算、説明します。

村・県民税の算定の基礎となるのが、前年の所得を基礎としております。コロナ禍に伴いまして、その所得が減少するであろうという見込みで税額を算定をしました。よって、昨年度の予算は、村・県民税についてはおおむね通常見込まれる80%程度で算定をしたんですが、実際、令和3年度、税のほうを扱っている中で、算定の基礎となる所得額がさほど落ちなかったということで、それを踏まえて、令和4年度の予算を算出いたしました。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑はございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほどの答弁で、ハードを重視した予算組みになっているというようなお話ございました。県で、災害に強く持続可能な社会の構築に向けたぐんま5つのゼロ宣言実現条例というものが間もなく制定されるのではなかろうかと思うんですね。これというのは、やっぱり災害時の電源供給、グローバルサプライチェーンでの生き残りの観点からも避けて通ることのできない課題と。北小学校等の複合施設等、やはり太陽光発電等を載せて、いざというときの電源供給になるような仕組みで、また1年後には再エネ導入義務化が柱になっているということもございます。ハードを重視ということで、そのような考え方、北小学校、複合施設、その他の公共施設、村としてもどうかということ説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 中島議員、ハード重視なんて一言も言っていないで、民生とか、ソフトを重

視にしているという説明だったんですけども。

○5番（中島由美子君） ハードの予算になっていますと言っていませんでしたか。

○議長（小山久利君） 予算もありますけれども、ソフトの重視という説明だったんですけども。ハード重視なんて一言も言っていないと思うんですけども。

○5番（中島由美子君） じゃ、もう1回お願いします、それ。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、ちょっと私の答え方が悪かったのかもしれませんが、先ほどの生方議員の質問に対する答弁のところで、10款教育費のところにつきましては、北小学校だったり、複合施設が目立ちますが、教育のところにも力を入れているというような趣旨で発言したつもりでした。言葉が足りなかったかもしれませんが、そういうことです。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） その上で、先ほどの質問をもう一度回答をお願いします。そういったハード面もあるという前提の中で、持続可能な社会の構築に向けたぐんま5つのゼロ宣言、そういった条例がつけられつつあるんですけども、榛東村のハードについてはそのような対応が検討されているかどうかという説明を求めます。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 太陽光についてのお考えということでありましたが、複合施設、公民館の部分につきましては太陽光発電を設置するというので今計画を進めております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 労働費ですね、労働費が400万円ぐらいという予算ですが、榛東村も勤労者が大変増えてきたと、勤労者の予算ということではないかと思えますけれども、労働費が榛東村の

政策として伸びてくるような政策、勤労者に優しい政策というようなものが、何か今後お考えいただけるのかなど。この労働費の400万円というのは一般的な予算なのか、このぐらいの規模であればこれぐらいになるだろうというお考えがあれば、ご説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問、予算説明資料の120ページの5款1項1目の労働諸費ということでよろしいでしょうか。

こちらの労働諸費につきましては、基本的な考え方としまして18節負担金、補助及び交付金の部分の費用が主なものとなっております。この内訳につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の負担金、こちらは内容としましては、職業訓練センターの負担金となります。また、職業安定協会の負担金も含まれております。大きな金額としましては、勤労者の住宅建設資金の利子補給ということで、新築住宅を建てられた方の住宅資金の利子補給を、建てられた年度から3年間利子補給を行っております。この金額が主なものになっております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第27号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

再開を4時15分といたします。

議員の皆さんは301で正副委員長の互選をお願いいたします。

午後3時33分休憩

午後4時14分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した予算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりました。ここでご報告をいたします。

委員長に清水健一議員、副委員長に波多野佐和子議員が就任いたしました。

ここで、就任のご挨拶をお願いいたします。

清水健一予算審査特別委員会委員長、よろしくお願いいたします。

10番清水健一議員。

〔予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） ただいま委員長という任命をしていただきました清水です。よろしくお願いいたします。

令和4年度一般会計予算が住民全体の福祉の向上につながるか、しっかりと審査していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



◎日程第26 議案第28号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第26、議案第28号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書は73ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,265万1,000円でございます。

第2条におきましては、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるもの。

第3条におきましては、保険給付費につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

それでは、別冊の令和4年度予算説明資料により、歳入歳出予算の主要事項について説明申し上げます。

221ページをお願いします。

初めに、歳入です。

1款国民健康保険税については、前年度から5,450万円増の2億6,672万円でございます。国民健康保険税については、被保険者の負担を軽減するため、保険税に係る被保険者均等割額の引下げを行うということで条例改正をお願いしたところでございますが、1人当たり1,600円から2,600円の減額をお願いしてあります。ただし、令和3年度当初予算は、コロナ禍の影響により調定額の減少に伴う減収を見込んでおりましたが、大きな減収とならなかったため、保険税は上げということでお願いしてございますが、令和3年度の状況を踏まえ、昨年度より増額を見込んでいます。

5 款の県支出金は、前年度から3,899万1,000円の増の9億7,895万3,000円でございます。これは、保険給付費に必要な全額を国の負担金と合わせて県から交付される普通交付金と特別調整金、都道府県繰入金などの特別交付金でございます。前年度の療養給付費等の実績により、普通交付金が増額をされているための増になります。

7 款の繰入金は、前年度より4,097万7,000円の減で、1億7,064万3,000円でございます。こちらは、一般会計の繰入金と基金繰入金を見込んでございます。減額の要因としましては、基金繰入金の減によるものでございます。

次に、下の表になりますが、歳出でございます。

2 款保険給付費は、前年度から3,804万7,000円の増の9億6,005万2,000円でございます。保険給付費につきましては、県が算定した金額を参考に計上してございますが、前年度の給付費等の実績により計上しております。

3 款の国民健康保険事業費納付金、前年度から2,174万7,000円の増の3億9,014万6,000円でございますが、こちらは県へ納付するものでございます。医療費水準、所得水準等から県が算定したものを計上してございます。

5 款の保健事業費は、前年度から310万4,000円減の2,926万2,000円でございます。前年度の実績に合わせて減額となっております。

7 款の諸支出金は、前年度より250万円減の270万3,000円でございますが、こちらは国保税過誤納還付金等の減額見込みによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 議案書参考資料、国保税が前年より伸びていると、前年、コロナ禍の見込みを見たら、補正予算で2億9,000万円までいっているということですから、国民健康被保険者は、保険者が、国民健康保険を使う方がこの2億6,000万円という国民健康保険税、ちょっと多いとか重たいなとかと感ずることはないような数字でしょうかね、去年の予算の比較からして。これがそっくり課税されるというようなこととは思ってはいないんですけれども。

○議長（小山久利君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 予算額につきましては、調定額に対して徴収をする見込みの額を予算額として計上しております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第28号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第27 議案第29号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第27、議案第29号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書は78ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,870万8,000円でございます。

第2条におきましては、一時借入金の借入最高額は5,000万円と定めるものでございます。

それでは、別冊の予算説明資料により説明をします。

245ページをお願いします。

1款保険料ですが、前年度より1,459万4,000円増の1億1,746万7,000円でございます。こちらは、高齢者人口の増加による被保険者数の増によるものが主な要因と思われま

す。2款の繰入金ですが、前年度より283万8,000円増の4,112万6,000円でございます。一般会計からの繰入金でございます。

下の表でございますが、歳出になります。

2款納付金については、前年度より1,769万9,000円増の1億5,580万円でございます。こちらは事務費負担金、保険料等の負担金を広域連合のほうに納めるものでござい

ます。以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第29号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第28 議案第30号 令和4年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第28、議案第30号 令和4年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、令和4年度榛東村介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書81ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億760万7,000円でございます。

第2条におきましては、債務負担行為について定めているものでございます。

第3条におきましては、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条におきまして、保険給付費につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

次に、議案書の86ページをお願いします。

第2表 債務負担行為でございます。

一般管理費で介護保険事業計画等策定業務委託として363万円を計上するものになります。

それでは、詳細については別冊の予算説明書により説明をさせていただきます。

253ページをお願いします。

初めに、歳入です。

1款保険料については、前年度より103万9,000円増の2億7,399万1,000円でございます。こちらは、65歳以上の高齢者の方の増加によるものと思われれます。

2款の国庫支出金については、前年度より1,125万9,000円増の2億6,504万3,000円でございます。こちらは、介護給付費に対して国から交付されるもので、介護給付費の増額を見込んでいるため、前年度より増となっております。

3款支払基金交付金、前年度より1,239万6,000円増の3億3,570万7,000円。

そして、次の4款県支出金、前年度より668万円増の1億8,661万6,000円でございますが、こちらも国保と同様に介護給付費に対して支払基金と県から交付されるもので、介護給付費等の増額を見込んでいるための前年度より増となっております。

それから、7款の繰入金については、前年度より1,962万7,000円増の2億3,729万6,000円でございます。こちらは、介護給付費の増額の見込みと低所得者保険料軽減、事務費等を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出です。

1款の総務費については、前年から312万円増の2,483万6,000円でございます。こちらは、第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査実施のための増額をお願いするものです。介護保険事業計画については、3年に1回計画を策定していくところですが、今まではその策定の年にアンケート調査から計画策定までを1年度で実施しておりましたが、アンケート調査についてはその2年前から始めて、計画策定について十分時間をかけられるようにするために、アンケートだけを来年度調査するための費用を増額をお願いしております。

2款の保険給付費につきましては、前年度より5,300万円増の12億683万5,000円でございます。前年度の給付状況により算定した結果、居宅介護サービス給付費や居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス費等の増加が見込まれるため増額となっております。

3款の地域支援事業費については、前年度から479万9,000円の減の6,182万4,000円でございます。こちらは、前年度の給付状況により算定した結果、減額をするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案説明書の253ページ。

基金積立金というのが近年あまりしていないようですが、十分今の保険料収入と支出とでうまく回っていると、基金は十分あるということでしたっけ。ちょっとその基金が今、積み立てない理由について何か説明があれば。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 介護保険につきましては、先ほどもアンケート事業計画を策定すると申し上げましたが、3年間の中でどのくらいサービスが必要で、どのくらい費用がかかるかという基に保険料を決めているところでございますが、その中に基金も使いながら3年間のどれだけ必要なものになるかということになりますので、基金は積み立てるというよりかは、基金を取り崩しながら3年間で財政を回すという、そういう考え方でございますので、基金の積立では予定はしておりません。

○議長（小山久利君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第30号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第29 議案第31号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第29、議案第31号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは説明をいたします。

議案書87ページをお願いいたします。

議案第31号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,588万円5,000円と定めるとさせていただきます。

それでは、説明につきましては事項別明細書のほうをお願いをいたします。

283ページからになります。

286ページをご覧ください。

上段、事業収入でございます。これにつきましては、児童、生徒、園児より集めさせていただいております給食費でございます。

下段、歳入の一般会計繰入金につきましては、一般会計繰入金、第3子以降分、また給食費軽減10%の軽減分、また幼児教育の無償化分ということで計上させていただいております。

次ページ、288ページからお願いいたします。

一般質問のほうでもご説明いたしましたように、令和7年度より新学校給食センターのほうに供用開始、移行するというごこともございまして、大変切り詰めた予算ということで考えさせていただいております。もちろん、機械、建物等修繕、また機械器具修繕等の予算は例年どおり計上はさせていただいているんですけれども、何か新しい機械、器具を新規導入ということは今回考えてございません。ご承知おきいただければと思います。

以上、雑駁ではございますが説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第31号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第30 議案第32号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第30、議案第32号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、議案第32号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

議案書は90ページをご覧ください。

歳入歳出予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,020万2,000円とするものでございます。

以下、詳細につきましては、別冊の令和4年度予算説明資料をご覧ください。

予算説明資料の295ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

太陽光発電事業の主な歳入につきましては、売電収入によるものになってございます。

1款事業収入でございます予算額3,000万円、また、4款としまして諸収入20万円、合計の3,020万2,000円となっております。

次に、歳出でございます。下段をご覧ください。

1款総務費でございますが、予算額2,525万1,000円、2款管理費495万1,000円、合計で3,020万2,000円でございます。

以上で議案第32号 榛東村太陽光発電事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第32号

については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第31 議案第33号 令和4年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第31、議案第33号 令和4年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第33号の提案説明をいたします。

議案書93ページ、令和4年度予算説明資料301ページでございます。

議案書93ページの提案文の説明をさせていただきます。

93ページ、議案第33号 令和4年度榛東村上水道事業会計予算でございます。

第1条、総則でございます。

第2条、業務の予定量、記載のとおりとなっております。

第3条、収益的収入及び支出、記載のとおりでございます。

第4条、資本的収入及び支出並びに補填金、こちらのほうも記載のとおりでございます。

企業債につきましては、第5条、水道事業債7,710万円を予定しております。その他、方法、利率法、償還の方法につきましては、一般会計と同じもとなっております。

第6条は、一時借入金2億円と定める、昨年と同額でございます。

第7条といたしまして、経費の金額を流用できる場合が書かれております。

第8条、議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与費であるということが書かれております。

最後、第9条におきましては、棚卸資産の購入限度額、水道メーターの購入限度額でございます。

続きまして、説明資料301ページから説明させていただきますが、301ページ、収益的収入及び支出の実施計画から、以下は計算書等が続きます。後ほどご覧いただければと思います。

328ページ、予算説明書でございます。

328ページ、主なものについて説明をまいります。

まず、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益、今年度予算額3億2,027万円、その他予算ベースで水道料金の増、消費税等還付金、雑収益などが増がございました。

330ページ、支出でございます。

水道事業費用といたしまして2億8,811万9,000円、配水及び給水費の委託料が減となっており、その他は昨年度並みでございます。

なお、上水道事業運営に絶対必要な技術管理者という資格がございまして、スタッフの確保もしておかなければなりません。実は、昨年度も計上していたのですが、コロナ禍により派遣を断念いたしまして、改めて本年度に計上いたしております。そちらが333ページの研修費等となっております。

336ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、今年度予算額として9,401万1,000円の増となっております。企業債が4,710万円が増え、国庫補助金、防衛補助事業が1,691万1,000円の増となっております。

337ページ、資本的収入及び支出の支出のほうでございます。

1款資本的支出、本年度の予算額は1億4,012万2,000円となっております。建設改良費が減り、営業設備費、企業債償還金が増となっております。

それでは、こちらの建設改良費の内訳の説明を少しさせていただきます。

委託料3,534万3,000円ですが、こちらはまず、防衛補助事業により北部浄水場、ふるさと公園の北側にあるもので、築造から56年が経過しております。の改修を防衛補助事業により計画をしております。そのための設計委託料及び地質調査委託料を予定しております。加えて、配水流量計更新設計に係る委託料です。また、新年度においては、緊急老朽管更新計画を策定いたします。布設年度ごとの管路延長、管径、管種、管路ごとの重要性などを十分に検討し、長期的更新計画を立てたいと考えております。その他、配水管更新工事に係る業務委託料などとなっております。

続いて、建設改良費でございます。内訳が3種類ございます。浄水場更新といたしまして、防衛補助事業により梨木平、新井、南部の3か所の浄水場の配水流量計更新工事を予定しております。それから、梨木平浄水場、残留塩素計更新工事等も行いまして、これは総額で2,084万5,000円です。配水管布設として村内3か所、それから令和3年度に行った箇所の舗装本復旧工事を予定しており、こちらが記載の4,970万円です。

3番目が記載のとおりです。管口径差額工事110万円を計上いたしております。

最後となりますが、本村上水道事業におきます不明水問題に関し、住民の方、議員各位に度々ご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。ライフラインとしての機能確保のため、安心・安全な榛東村のおいしい水を届けるため、新年度も頑張ったいと思います。

大変長い説明となりましたが、慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第33号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第32 議案第34号 令和4年度榛東村下水道事業会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第32、議案第34号 令和4年度榛東村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 予定されております最後の議案でございます。

それでは、議案第34号の提案説明をいたします。

榛東村下水道事業会計の提案は初めてとなります。

それでは、議案書96ページ、予算説明資料339ページでございます。

96ページ、こちらの提案説明のほう申し上げさせていただきます。

令和4年度榛東村下水道事業会計予算。

まず、総則がございまして、業務の予定量、記載のとおりでございます。

最初に申し上げておきますが、榛東村、今年度、3年度までは公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、この2本立てで行っておったんですが、こちらのほうを総務省、また県の指導によりまして公営企業化を図る、その際に当たりまして下水道として2つの特別会計の維持管理、こちらの会計を1つに合わせようというのが、この下水道の公営企業会計予算でございます。

主要な建設改良事業、右側に記載されておりますとおりでございます。

収益的収入及び支出、記載のとおりでございます。本日の午前中、右側、支出のほうで差し替えに当たりまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。

それから、97ページに移りまして、資本的収入及び支出並びに補填金につきましては記載のとおりでございます。

第5条、企業債として記載の金額、こちらのほうを予定させていただいております。なお、起債の方法の利率、償還の方法につきましては、一般会計と同じ内容となっております。

第6条、一時借入金の限度額は1億円と定めさせていただきました。

最後のページ、98ページ。

経費の金額の流用につきましては記載のとおりとさせていただきます。議会の議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与費、記載の金額でございます。

第9条、他会計からの補助金。下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は記載の金額とするというものを、予算書9条に上げさせていただきました。

それでは、予算説明資料339ページからですが、339ページ以降、実施計画等添付されておまして、こちらは全て計算書でございます。

357ページをご覧ください。

令和4年度の予定貸借対照表でございます。こちらのほうも計算書の一つであり、また、添付書類なんですけれども、後ほどご覧いただき、お尻のほうの361ページから362ページが、その際の注記でございます。

それで、ここでちょっと注釈をしておきたいんですが、その注記の上段のところ、減価償却の方法は定額法を採用しております。主な耐用年数は記載のとおりですが、最も多いものが構築物としての管路50年でございます。いわゆる管路、下水道管のことでございます。また、無形固定資産というものもありまして、こちらは玉村町にあります県の汚水処理場に毎年建設負担金を支払っておる、これを積み上げたものが無形の固定資産に計上されます。

以下、363ページから今度は予算説明書がございますが、先ほど申し上げましたとおり、2つの特別会計を合わせた形となっております。管路計画もあるんですけれども、維持管理のほうが年々増えてきておるとい状態となっております。

下水道事業に関しましては、国の指導により令和4年度から公営企業化がいよいよ始まります。まだまだ本村におきましては、ありがたいことではあるんですが、宅地開発が旺盛な傾向があり、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上、雑駁ではございますが、慎重ご審議のほど、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計と1つになったということで、財布が1つになったという考え方なんだろうと思いますけれども、思い込みで質問するなという意見もございましたから少々申し訳ないと思うんですけれども、今まで農業集落排水事業特別会計で受益者負担金が積み上げてあって、足りなくなるとまた受益者負担金というか対応しようと、管路の修復と対応するので、みんな長岡とか、広馬場の人たちがどうしようかと頭を悩ませた時期があるんですけれども、それがさっきの無形固定資産ではないですけれども、1つの会計になったということで、管路も全て事業会計のこの新しい会計の中で処理するから、壊れたときは今持ち寄った資産をもとにして修復できると、それぞれの1人1人が農業集落排水事業特別会計であろうが、公共下水道事業特別会計であろうが、そういった心配は杞憂なものであるということでしょうか。ご説明ちょっとお願いします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） まず、2つ目の下水道の分類といいますか、経理上の勘定の話かと

思うんですが、決算統計並びに私どもが今提案いたしました下水道公営事業会計にも、公共下水道勘定と農業集落排水勘定というのは別になっておりまして、そのところで合わせちゃうということはないです。

それから、1番目のほう、例えば、ある方が、いや、将来もし下水道が高くなっちゃって、またお金取られちゃうんかねということに関しましては、未来のことなのでお答えできません。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑はございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 財布が1つということをちょっとお尋ねしたんですが、公共の受益者負担金が取られるかどうかということとは分からないということで結構なんです、単位が今の会計法で別々ということとは変わっていないのか、それとも1つになったと考えていいのか、そこをちょっともう一度お願いします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 公営企業として、下水道事業は1つの会計になりました。ただ、その中に公共下水道勘定、農業集落排水勘定というのがございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第34号については、総務産業建設常任委員会に付託します。

◎日程第33 陳情について

○議長（小山久利君） 日程第33、陳情についてを議題といたします。

ウイグルを応援する全国地方議会議員の会、会長、丸山治章氏から陳情のあった陳情第1号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書につきましては資料配付といたします。

◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日予定されていた日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第1回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時53分散会

令和4年第1回

榛東村議会定例会会議録

第3号

3月14日(月)

令和4年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

令和4年3月14日（月曜日）

議事日程 第3号

令和4年3月14日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第15号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 2 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第 3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第14 議案第13号 村道の路線の認定について
- 日程第15 議案第14号 村道の路線の変更について
- 日程第16 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第17 議案第17号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第18 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員長報告）
- 日程第19 議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第20 議案第19号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 令和 3 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 令和 3 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 令和 3 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 令和 3 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 令和 3 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 令和 3 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 令和 3 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 令和 4 年度榛東村一般会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 令和 4 年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 令和 4 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 令和 4 年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 令和 4 年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 令和 4 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 令和 4 年度榛東村上水道事業会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計予算について
- 日程第 3 6 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）
- 日程第 3 7 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第 3 8 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第 3 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 0 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 2 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 3 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 3 まで議事日程に同じ

追加日程（1 号）

追加日程第 1 議案第 3 5 号 令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 3 号）について

追加日程第 2 議案第 3 6 号 財産の取得について

追加日程第 3 発議第 1 号 村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会の設置に関する決議

追加日程第4 発議第 2号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と平和的解決を求める決議

出席議員（11名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	9番	小野関 治義 君
10番	清水 健一 君	11番	小山 久利 君
12番	南 千晴 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局 局長	井口 克三 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	志岐 英代
-------	-------	-----	-------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第1回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第15号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第15号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

ただいま上程されました議案第15号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案理由を説明申し上げます。

これまで長きにわたりまして人権擁護委員を務めていただきました岩田良子さんが6月30日をもって任期満了を迎えることになりました。新任の人権擁護委員として候補者を推薦させていただくところでございます。

今回推薦させていただく清水秀夫さんは、昭和35年3月31日生まれ、榛東村長岡522番地第1区の自治会にお住まいでございます。現在は奥様とお二人で生活をされております。

清水さんは昭和58年4月から平成15年6月まで県外の自動車販売会社に勤務されておりましたけれども、平成17年5月に地元に戻りまして現在のお仕事に従事されております。大学在学中には同和問題に詳しい教授に師事されまして、人権問題に深い関心があるとのことでございます。

また、外国人と接する仕事に従事されていることから様々な文化や価値観に触れまして、外国人の人権についても理解と見識を備えております。地元の人望も厚い方でございます。

今後も、豊富な知識や経験を本村の人権教育あるいは相談活動の場で発揮していただき、人権擁護委員として活躍が期待される方でございます。

以上のことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会のご意見を伺い、法務大臣に対し推薦をさせていただくところでございます。ご同意くださいますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第15号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第2、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第3から議事日程第12までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 去る3月2日、本会議におきまして委員会付託とされた議案第3号から議案第12号までのうち、当委員会に付託されました議案に対し一括して審査報告を行います。

3月8日、午前9時30分から201会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第4号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、条例の制定の趣旨及び目的等について質疑があり、改正内容について説明がありました。

採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

きましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤職員の範囲について質疑があり、適用する臨時的任用職員の種別について説明がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当該制度の手続等について質疑があり、現状について説明がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し審査の経過、結果について質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 委員会審査報告。

去る3月2日、本会議におきまして委員会付託とされた議案第3号から議案第12号までのうち、当委員会に付託されました議案に対して一括して審査報告を行います。

3月9日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第10号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第3 議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第5号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第7号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第7号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第7号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第8号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第8号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第8号 榛東村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 9 議案第 9 号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第9号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第9号 榛東村公告式条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 10 議案第 10 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第10号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第10号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 議案第 1 1 号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
の制定について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第11号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第11号 榛東村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のと
おり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第 1 2 議案第 1 2 号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第12号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 3 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第13、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございます。議事日程第14及び議事日程第15について報告をお願いいたします。

7番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長議案審査報告を行います。

去る3月2日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第13号及び議案第14号につきまして、一括して審査報告を行います。

本件は、委員会において現地確認を行い、執行からの説明を受けました。

慎重審議の上、採決の結果、議案第13号 村道の路線の認定及び議案第14号 村道の路線の変更につきましては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第 1 4 議案第 1 3 号 村道の路線の認定について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第13号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第13号 村道の路線の認定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第14号 村道の路線の変更について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第14号 村道の路線の変更についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第14号 村道の路線の変更について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 去る3月2日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議につきまして、審査報告を行います。

3月8日、午前9時30分から201会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関

係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

本議案について採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第16号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第17号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第17号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 議案第17号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

3月9日、午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育

長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

定数の変更による審査会への影響について質疑があり、審査会の全日程に出席できない委員の対応策として、複数で審査会委員を構成するための定数の改正であり、審査会の運営に影響はないとの説明がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第17号 渋川地域介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員長報告）

○議長（小山久利君） 日程第18、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございます。

議事日程第19から議事日程第27までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長議案審査報告を行います。

去る3月2日、本会議におきまして委員会付託とされた議案第18号から議案第26号までのうち、当委員会に付託されました議案に対し一括して審査報告を行います。

3月8日、午前9時30分から201会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、本会議におきまして委員会付託とされました議案第18号から議案第26号までのうち、当委員会に付託されました議案に対して一括して審査報告を行います。

3月9日、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第19号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第20号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、当初見込ん

でいた利用者数の増減について質疑があり、認定者数はほぼ変動はないが、要支援認定者はサービス利用の減少が見られた。しかし、要介護認定者は在宅介護サービスの利用が増加しているとの説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給食センターの新設が予定されているが、現有施設における機械器具の修繕や保守点検は十分であるかとの質疑があり、給食センターが新設されるまでの間、管理運営を徹底していきたいとの説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◇

◎日程第19 議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第18号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 議案第19号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）について

○議長（小山久利君） 日程第20、議案第19号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第19号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、委員長報告の
とおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第21 議案第20号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第21、議案第20号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第20号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告の
とおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 2 2 議案第 2 1 号 令和 3 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（小山久利君） 日程第22、議案第21号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第21号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 2 3 議案第 2 2 号 令和 3 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（小山久利君） 日程第23、議案第22号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第22号 令和3年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 議案第23号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第24、議案第23号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算
（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第23号 令和3年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告
のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第24号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予
算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第25、議案第24号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予
算（第3号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第24号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長報
告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 議案第25号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第2号) について

○議長(小山久利君) 日程第26、議案第25号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第2号) についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

[「なし」の声あり]

○議長(小山久利君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第25号 令和3年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第2号) について、委員長報告の
とおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(小山久利君) 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第27 議案第26号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4号)
について

○議長(小山久利君) 日程第27、議案第26号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4
号) についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

[「なし」の声あり]

○議長(小山久利君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第26号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算(第4号) について、委員長報告のとおり
可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(小山久利君) 全員賛成です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 28 議案第 27 号 令和 4 年度榛東村一般会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第28、議案第27号 令和4年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

清水予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） 令和4年第1回定例会予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、本委員会に付託されました議案第27号 令和4年度榛東村一般会計予算について、3月4日に委員会を開き、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長出席の下、慎重に審査を行いました。

本案については、1月に開催された議員全員協議会において、副村長査定段階における説明を執行側から受けていることから、当日は予算の概要、副村長査定段階から大きく変わった点、また議員全員協議会で取りまとめた議会の要望がどのように村長査定に反映されたのか、3点を中心に説明を受けました。

委員会では、コロナ禍における村づくり祭における予算や学童保育所のプレハブリースなどについて質疑があり、質疑終了後直ちに採決を行い、賛成多数により、本委員会は令和4年度榛東村一般会計予算について、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その執行については、地方自治法の規定に従い、住民福祉の増進とともに最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。当委員会として、令和4年度予算を執行する上で、要望事項を次のとおり取りまとめましたので、提出いたします。

予算審査特別委員会要望事項。

1、消費期限の迫った防災備蓄品の処理について、現在のコロナ禍では村民に対してイベント等での配付が困難であることから、その有効活用方法を検討すること。

2、生理用品が取得困難な方への支援策として、要因となる実態や他市町村の状況を調査研究し、起因する課題の解決に取り組むとともに、必要な場合は公共施設及び学校のトイレに配置できるよう検討すること。

3、教育施設の老朽化に伴う改修が計画的に予算化されているが、次年度以降を含め、実施に当たっては補助金の有効活用を図ること。

令和4年3月14日、予算審査特別委員会委員長、清水健一。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第27号 令和4年度榛東村一般会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第29 議案第28号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第29、議案第28号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。
南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。
12番南千晴議員。

[文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 議案第28号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。
去る3月2日、本委員会に付託されました同議案について、3月9日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。
採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。
以上、委員長報告といたします。
令和4年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。
○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。
これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第28号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第30 議案第29号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第30、議案第29号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 議案第29号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。
これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに、反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第29号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第31 議案第30号 令和4年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第31、議案第30号 令和4年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

[文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 議案第30号 令和4年度榛東村介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

予算額が増額傾向にある要因について質疑があり、高齢化に伴い利用者と介護保険給付費の増加が見込まれるとの説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第30号 令和4年度榛東村介護保険特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第32 議案第31号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第32、議案第31号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

南文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

[文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 議案第31号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、当委員会に付託されました同議案について、3月9日、委員全員、議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

給食費の設定について質疑があり、第3子無料化などの政策のほか、他市町村との料金の比較は行わず、必要な時期に必要な検討を実施しているとの説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、文教厚生常任委員会委員長、南千晴。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第31号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第33 議案第32号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第33、議案第32号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第32号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、本会議において当委員会に付託されました議案第32号について、3月8日、午前9時30分から201会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

昨年度と比較し、歳入の予算額が増額となった要因について質疑があり、過去の実績を勘案し増額

しているとの説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第32号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第34 議案第33号 令和4年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第34、議案第33号 令和4年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第33号 令和4年度榛東村上水道事業会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第33号について、3月8日、午前9時30分から201会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、

慎重に審査を行いました。

上下水道課において下水道事業が公営企業会計に移行することに関連し、上水道会計への影響について質疑があり、特段な影響はなく、課を挙げて両事業の適正な運営に努めていくとの答弁がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第33号 令和4年度榛東村上水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第34号 令和4年度榛東村下水道事業会計予算について

○議長（小山久利君） 日程第35、議案第34号 令和4年度榛東村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第34号 令和4年度榛東村下水道事業会計

予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月2日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案第34号について、3月8日、午前9時30分から201会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和4年3月14日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第34号 令和4年度榛東村下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第36 陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第36、陳情の審査報告について（文教厚生常任委員会）を議題といたします。

南文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

12番南千晴議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 陳情の審査報告書、本委員会に付託の陳情を審査した

結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和3年陳情第8号、付託年月日、令和3年11月30日、件名、安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書の提出を求める陳情書。

委員会の意見、3月9日、当委員会において、村の権限に属する事項であるか、また実現の可能性について審査を行った結果、願意に沿い難く、全会一致で不採択とする。

審査結果、不採択。

以上です。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

○5番（中島由美子君） ただいま委員長よりご報告いただきましたが、件名は安全・安心の医療・介護・福祉を確保し国民のいのちと健康を守るという内容でございました。委員会の中で、村の権限事項でないということ、実現の可能性がないということでしたが、それをどのようなことで判断されたか説明を求めます。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

12番。

〔文教厚生常任委員会委員長 南 千晴君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（南 千晴君） 委員会の中で特に公立、公的病院の再編統合と、また保健所の増設などが村の権限事項ではない、県や政令市等、その辺が私たちの立場での権限ではないというご意見。また、後期高齢者医療の関係の負担の増額についても、国のほうで今年10月でしょうか、そういった方向で2割負担が増えるということになっているんで、その辺もなかなか実現の可能性としては難しいのではないかという意見がありました。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。

不採択とすることに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

陳情第8号に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案で受理した陳情について採決いたします。

本件について採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

本件について採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

賛成なし。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第37 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第37、委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）を議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第38 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第38、委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）を議題といたします。

南文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



◎日程第39 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第40 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第41 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第42 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第39、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてから日程第42、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第39から日程第42までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第43 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（小山久利君） 日程第43、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水広域市町村圏振興整備組合議会議員から報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君登壇〕

○10番（清水健一君） 令和4年2月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を行います。

令和4年2月22日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和4年2月渋川地区広域市町村

圏振興整備組合会議定例会を開催されました。

議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について、議案第3号 条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例、議案第4号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について、議案第6号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算、以上、議案6件が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（小山久利君） 清水健一議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては報告のみといたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

午前10時49分休憩

午前11時20分再開

○議長（小山久利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第35号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第13号） について

○議長（小山久利君） 追加日程第1、議案第35号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第13号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案35号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第13

号) について説明させていただきます。

一般会計補正予算(第13号)は債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

議案書のほうの2ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加といたしまして、議会一般経費(議会だより印刷製本)、それから公園一般経費(除草業務委託)、この2事業ともに3月中に業者選定いたしたく追加提出させていただいたものでございます。

議案の説明は以上となります。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小山久利君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小山久利君) 異議なしと認め、議案第35号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小山久利君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第35号 令和3年度榛東村一般会計補正予算(第13号)について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(小山久利君) 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 財産の取得について

○議長(小山久利君) 追加日程第2、議案第36号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、追加議案書3ページをお願いいたします。

議案第36号 財産の取得について説明いたします。

趣旨、目的につきましては、榛東村防災中枢機能施設整備事業公共用地として財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものでございます。

3ページにありますように、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産については、4ページ並びに図面が別紙としてございます。ご確認いただければと思います。

種類等につきましては、土地1万7,181.83平方メートル、取得金額については2億1,748万914円となります。契約の相手方につきましても4ページにあるとおりでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま説明をいただきましたこの土地というのは、全体の計画の何%ぐらいまで進捗したのかということと、契約の日についてはあらかじめ予定日があるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 今現在の進捗状況につきまして、地権者10人中9名、土地全18筆中17筆については取得について前向きな回答を得ております。残る地権者1名、土地1筆については、地権者が亡くなられたことから、現在、相続について協議中でありまして、相続代表者様からは前向きな回答を得ているものの、今しばらく取得には時間がかかる模様でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、大体18筆中の17筆ということなんですけれども、金額が2億1,700万円という取得価格が出てまいりました。大体これに遠くない数字で金額がまとまったという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 用地の取得価格のことだと思っておりますけれども、本価格の算定根拠につきましては、令和2年度当初予算におきまして不動産鑑定士を入れて鑑定済みということになっております。

なお、不動産鑑定士につきましては、令和2年度の予算、繰越して今年度随意契約をして金額が正式に出ておるわけですけれども、有限会社石川不動産鑑定士事務所というところ、これがいわゆる現在工事を進めているバイパスのところを県の事業として不動産鑑定したということで、地続きということもございまして、こちらで随意契約をお願いをしているという経緯でございます。そこから出された金額がその金額ということでご承知おきいただければと思います。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第36号 財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 発議第1号 村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会の設置に関する決議

○議長（小山久利君） 追加日程第3、発議第1号 村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番中島由美子議員。

[5番 中島由美子君登壇]

○5番（中島由美子君） 発議第1号 令和4年3月8日、榛東村議会議長、小山久利様。提出者、榛東村議会議員、中島由美子。

村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由。

ここ数年、村民の困り事の上位に村内循環バスなどの移動手段がないことと、防災行政無線が各家庭でよく聞こえないとの声がありました。これらの行政等のサービスを利用者に対してどのように利用最適化したらよいか、かねてより議員個々では行っていますが、議会として村民の声を集約し、調査検討を行い、早期の事業実現の一助とするため、特別委員会の設置を提案いたします。

別紙をごらんください。

村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会の設置に関する決議。

下記のとおり、村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会を設置する。

記。

1、名称、村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、村内循環バスの創設や村内路線バス並びに防災行政無線の村民利用最適化のための調査検討を行います。

4、委員の定数、5名。

5、調査期間、本特別委員会は、3に掲げる調査検討事項が終了するまで閉会中もなお継続調査することができることといたします。

以上、提案させていただきました。

慎重ご審議いただきまして、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1 番齊藤将史議員。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 名称の中身、目的等の中に村民利用最適化というふうなことを書いてありますけれども、この記載された村民利用最適化というのは、行政のみではなく個人、法人を含んでいるのかどうか、お答えください。

○議長（小山久利君） 5 番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 提案理由の中には村民のと書かれておりますが、村民の中には個人、法人全て入っていると思います。

名称の村内バスということは、現在、村民の循環バスがございませんので、村内に走るバスということで名称をくくらせていただいています。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） 防災行政無線ですから、あくまでも行政サイドで運用するというのが名目になっているはずですが、個人、法人というのは民間企業も含めてですから、そういった個人、法人に利用させるということになるのかどうか、お聞かせください。

○議長（小山久利君） 5 番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 防災行政無線ということで、かねてよりの利用が災害対応、安心対応、安全対応ということで、個人のみでなく、災害時には村内企業、法人の皆様も必要最低限の防災情報というものを利用最適化して取得できるような行政サービスにつなげるということでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 1 番。

〔1 番 齊藤将史君発言〕

○1 番（齊藤将史君） ということは端的に言って、利用するのが行政、個人、法人から連絡を受けた行政が運用するというふうに理解していいんですか。

○議長（小山久利君） 5 番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 現在の防災行政無線の運用、そして個人、法人、村民ですね、の方々が利用最適化ということは、今現在、聞こえないという提案理由がございましたと思いますけれども、聞こえるように、利用できるようにサービスを最適化するという意味でございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

真塩村長。

○村長（真塩 卓君） 私のほうから意見申し上げるわけじゃないんですけども、参考までに、これ休憩かなんか……。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時39分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第1号については委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発議第1号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 発議第1号について反対の立場で討論を行います。

発議第1号 村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会の設置に関する決議についてということでございますけれども、村内バスの運行に当たっては、過去に試験運転を実施した経緯があり、その結果、特定の利用に偏り、その効果は期待できるものではなかったと思います。村ではそのような結果を踏まえ、現在タクシー券等で対応しているところでございます。

一般質問での答弁でも、執行においてあらゆる条件と要望等を確認し、調査研究を重ねていくとしております。また防災行政無線については、電波法による利用の制限のほか、音声の反響や拡声器の

範囲など、技術的な改善の要素が多く、村民の意見も含め、執行側でも調査研究をしているところだ
と思います。

このようなことを踏まえ、特別委員会の設置については、提出者も委員であることから、総務産業
建設委員会で議論の上、必要かどうかを判断すべきと考えます。

よって、私は現時点での特別委員会の設置は必要ないものと判断いたします。

以上です。

○議長（小山久利君） 原案に賛成の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結し、直ちに採決を行います。

発議第1号 村内バス並びに防災行政無線の村民利用最適化を調査検討する特別委員会の設置に関
する決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成少数。

よって、本案は否決されました。

◇

◎追加日程第4 発議第2号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と平和的解決 を求める決議

○議長（小山久利君） 追加日程第4、発議第2号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と平和的
解決を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 発議第2号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と平和的解決を求める
決議。

標記決議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年3月14日、榛東村議会議長、小山久利様。提出者、榛東村議会議員、南千晴、清水健一、
小野関治義、善養寺孝、生方勇二、中島由美子、波多野佐和子、三俣実、須田仁美、齊藤将史。

提案理由。

この度のロシア軍によるウクライナへの侵攻は、国の主権を侵害するという国際秩序の根幹を揺る
がすものであり、断じて容認できるものではない。また、一般市民を含む多くの人々の生命・健康が
脅かされており、悲痛の極みである。よって、本村議会が、平成7年に決議した「核兵器廃絶平和都
市宣言」の趣旨に鑑み、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ウク

ライナ国民の平和と世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍の即時撤退と政府に平和的解決を求めるものである。

ウクライナからのロシア軍の即時撤退と平和的解決を求める決議。

去る2月24日、ロシアは、隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このことは、明らかに国連憲章及び人類の平和理念に違反し、世界中の地域社会の平和で安全安心な人々の暮らしを脅かすものであり、断じて容認できない。

さらに、ロシアは国連常任理事国であるにもかかわらず、その元首が「核兵器の使用も辞さない」と他国を威嚇するなど言語道断であり、唯一の核兵器被爆国である日本国民としても、断じて許すことはできない。

たとえいかなる理由があろうとも、軍事力をもって紛争を解決しようとすることは、民主的な言論を通じて多様な価値観の融和を図り、市民社会の健全な発展を目指す議会人として、決して看過できない。

よって、榛東村議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍が一日も早くウクライナから完全かつ無条件で撤退することを強く求める。

併せて、我が国政府にあっては、邦人の安全確保はもとより、国際社会と緊密に連携し、事態の平和的な手段による早期解決に向けた対応をされるよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月14日。群馬県榛東村議会。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は議員全員からの提出でございますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

発議第2号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と平和的解決を求める決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長挨拶

○議長（小山久利君） 以上をもちまして、本日まで付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

3月1日の開会以来、本日まで14日間、7人の議員による一般質問、条例改正、補正予算、令和4年度当初予算などの議案について熱心なご審議、活発な質疑・討論がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染者数は高止まりを続け、まん延防止等重点措置期間も延長となり、社会生活に与える影響は計り知れません。1日も早く終息し、安心して生活できる世の中になることを心からお祈り申し上げます。

朝夕は肌寒い日がございますが、日増しに暖かくなり、間もなく桜も開花を迎え、春の訪れを感じられる季節となりました。議員各位をはじめ、執行部の皆様も、健康に十分留意されるとともに、今後も議会並びに村の発展のため、なお一層のご尽力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。



◎閉 会

○議長（小山久利君） 以上で令和4年第1回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 生 方 勇 二

榛東村議会議員 善 養 寺 孝